

第18回子ども・子育て会議次第

平成31年2月21日（木）

午後3時～午後5時

多可町役場 特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- 1) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果報告・・・・・・・・・・資料1
- 2) 新規開設予定の認定こども園における利用定員について・・・・・・・・・・資料2
- 3) 平成31年度教育・保育施設入園申込状況について・・・・・・・・・・資料3
- 4) 平成31年度放課後児童クラブ申込状況について・・・・・・・・・・資料4
- 5) 平成31年度保育料（利用者負担）について・・・・・・・・・・資料5

4. 協議事項

5. その他

- 1) 次回の会議開催予定 第19回子ども・子育て会議

6. 閉 会

平成30年度 多可町子ども・子育て会議 名簿

任期H29.4.1～H31.3.31

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1号	識見を有する者	鈴木 正 敏	兵庫教育大学	
		木俣 美代子	前キッズランドかみ所長	
2号	保護者代表	藤井 法久	みどりこども園保護者	
		藤岡 高志	あさかこども園保護者	
		寺尾 聡子	キッズランドかみ保護者	
		高尾 未波	キッズランドやちよ保護者	
3号	学校園代表	吉田 典之	中町北小学校長	
		高橋 邦栄	みどりこども園長	
		清水谷 善道	あさかこども園長	
		藤本 泰子	四恩こども園長	
		上野 仁久	ちびっこランドらくえん施設長	
		萬浪 久恵	キッズランドかみ所長	
		秋山 ますみ	キッズランドやちよ所長	
4号	地域・関係機関代表	橋尾 公一	区長会	
		高見 博	民生委員児童委員協議会	
		岡本 美紀	子育てふれあいセンター	

委員16名

事務局

多可町教育委員会	岸原 章	教育長	
	今中 孝介	こども未来課長	
	石井 美子	こども未来課副課長	

コンサルタント

株式会社グリーンエコ	仲里 裕樹		
------------	-------	--	--

平成30年度
子ども・子育て支援にかかるニーズ調査
結果報告書

平成31年2月
多 可 町

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	2
2	調査の概要	2
3	回収結果	2
4	報告書の見方	2
II	調査の結果	3
1	家族の状況について（就学前児童・小学生）	4
2	子育て支援サービスの利用について（就学前児童）	8
3	子どもの育ちをめぐる環境について（就学前児童・小学生）	19
4	保護者の就労状況について（就学前児童・小学生）	24
5	平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況について（就学前児童）	33
6	病気になったときの対応について（就学前児童・小学生）	38
7	平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望について（就学前児童）	44
8	土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望について（就学前児童）	47
9	「不定期的」幼稚園や保育施設の利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前児童）	49
10	放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生）	55
11	育児休業や短時間勤務など職場の両立支援の制度について（就学前児童）	68
12	子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保について（小学生）	75
III	参考資料（調査票）	77
1	就学前児童用調査票	78
2	小学生用調査票	98

I 調査の概要

1 調査の目的

「多可町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年度から平成 31 年度を第 1 期として策定しています。平成 32 年度からの次期計画策定にかかる資料とするため、家庭における子育てに対する生活実態や教育・保育・子育て支援に関する利用状況などのアンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

- 調査地域：多可町全域
- 調査対象者：①多可町内在住の「就学前児童（0～5歳）」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
②多可町内在住の「小学生（1～3年生）」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成 30 年 10 月中旬～10 月 26 日（金）
- 調査方法：①630 件のうち、441 件については町内の認定こども園、保育所、キッズランドを通じて配布回収を行い、189 件については郵送による配布・回収を行いました。
②町内の小学校を通じて配布・回収を行いました。

3 回収結果

調査の種類	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	630	463	73.5%
②小学生調査	460	428	93.0%
合計	1,090	891	81.7%

4 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

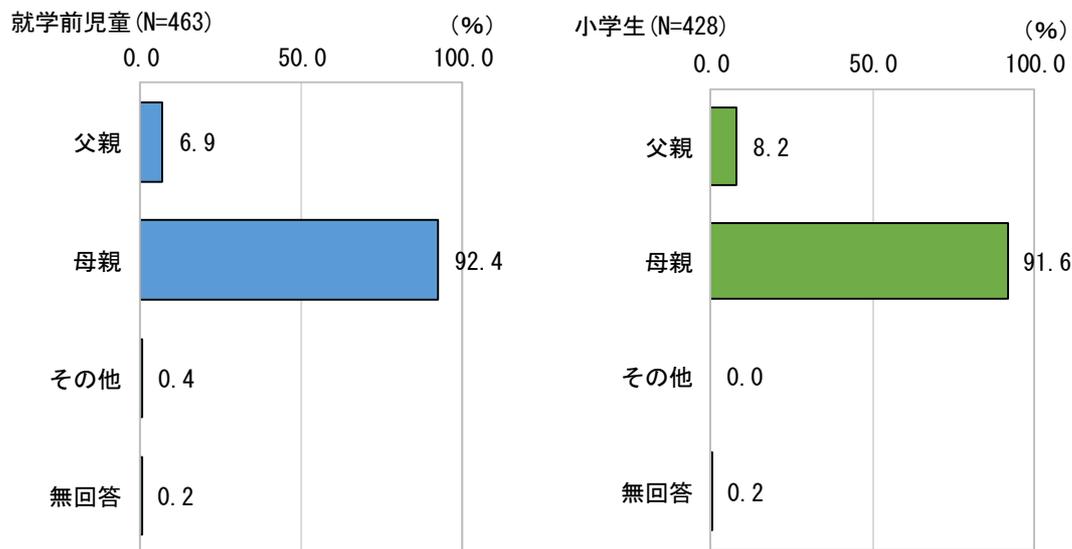
II 調査の結果

1 家族の状況について（就学前児童・小学生）

（1）調査票の回答者の続柄〈単数回答〉〔就学前児童：問1、小学生：問1〕

この調査にご回答いただく方は、お子さんからみた続柄でどなたですか。

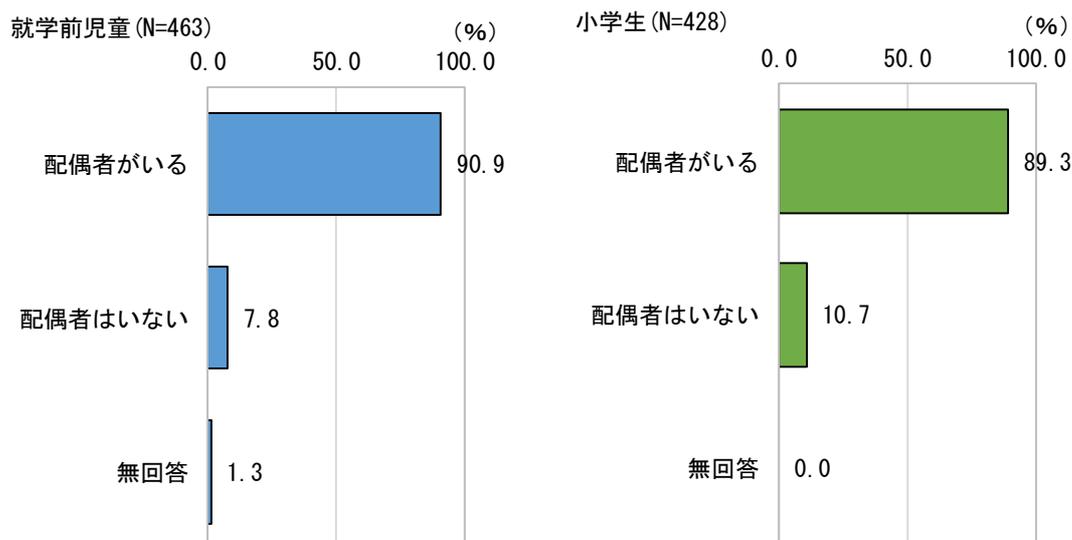
回答者の続柄は、就学前児童では「母親」が最も多く 92.4%、小学生でも「母親」が最も多く 91.6% となっています。



（2）調査票の回答者の配偶者の有無〈単数回答〉〔就学前児童：問2、小学生：問2〕

この調査にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

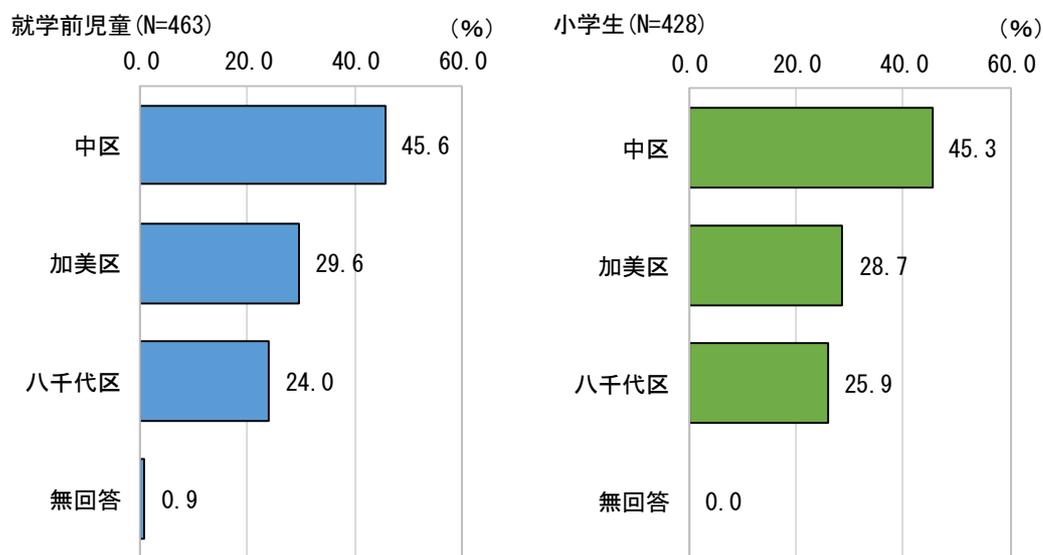
回答者の配偶関係は、就学前児童では「配偶者がいる」の方が多く 90.9%、小学生でも「配偶者がいる」の方が多く 89.3% となっています。



(3) 居住地区〈単数回答〉〔就学前児童：問3、小学生：問3〕

お住まいの地区をお答えください。

居住地区は、就学前児童では「中区」が最も多く 45.6%、小学生でも「中区」が最も多く 45.3%となっています。

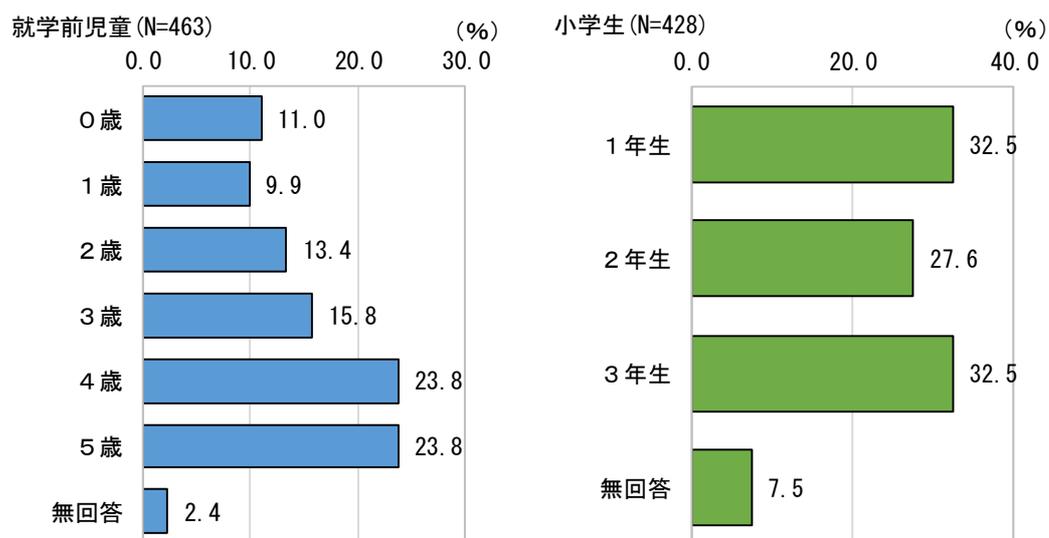


(4) 対象の子どもの年齢と学年（平成30年4月1日現在）〈数値回答〉〔就学前児童：問4、小学生：問4〕

お子さんの生まれた年と月を記入してください。

就学前児童の年齢は、「5歳」「4歳」がそれぞれ最も多く 23.8%となっています。

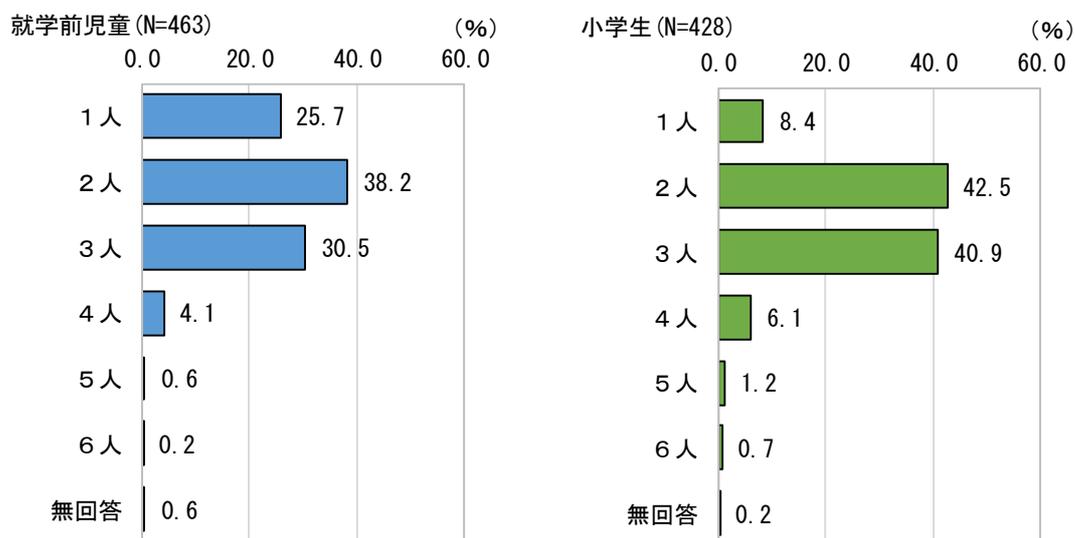
小学生の学年は、「1年生」「3年生」がそれぞれ最も多く 32.5%となっています。



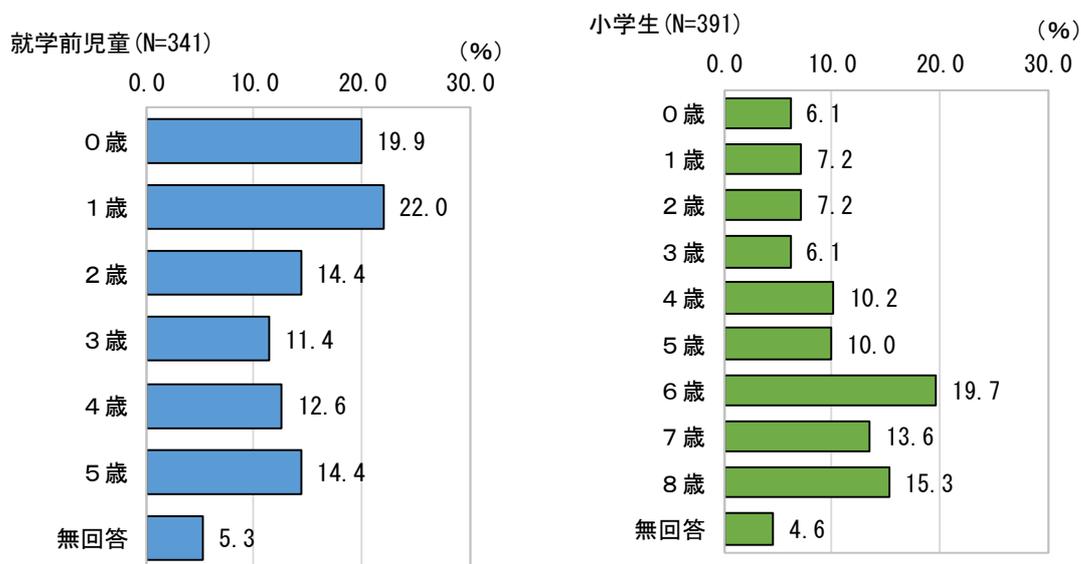
(5) 子どもの人数〈数値回答〉〔就学前児童：問5、小学生：問5〕

お子さんは全員で何人いらっしゃいますか。人数を□内に数字で記入してください。また、お2人以上いらっしゃる場合は、末子の方の生年月を記入してください。

子どもの人数は、就学前児童では「2人」が最も多く38.2%、小学生でも「2人」が最も多く42.5%となっています。



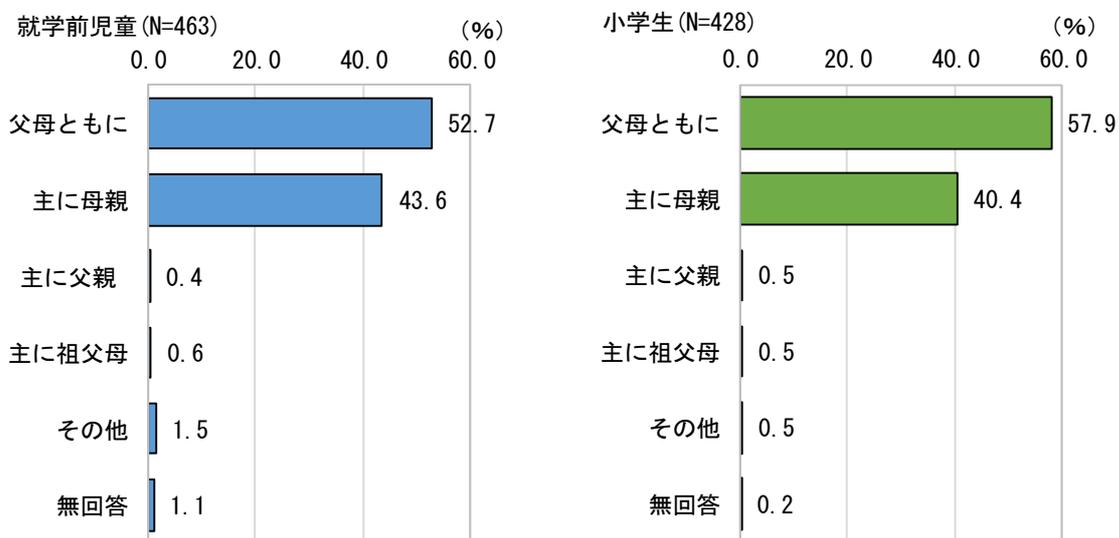
また、子どもが2人以上いる場合の末子の年齢（平成30年4月1日現在）は、就学前児童では「1歳」が最も多く22.0%、小学生では「6歳」が最も多く19.7%となっています。



(6) 子育てを主に行っている方〈単数回答〉〔就学前児童：問6、小学生：問6〕

お子さんの子育てや教育を主に行っているのは、お子さんからみた続柄でどなたですか。

子育てを主に行っている方は、就学前児童では「父母ともに」が最も多く 52.7%、小学生でも「父母ともに」が最も多く 57.9%となっています。



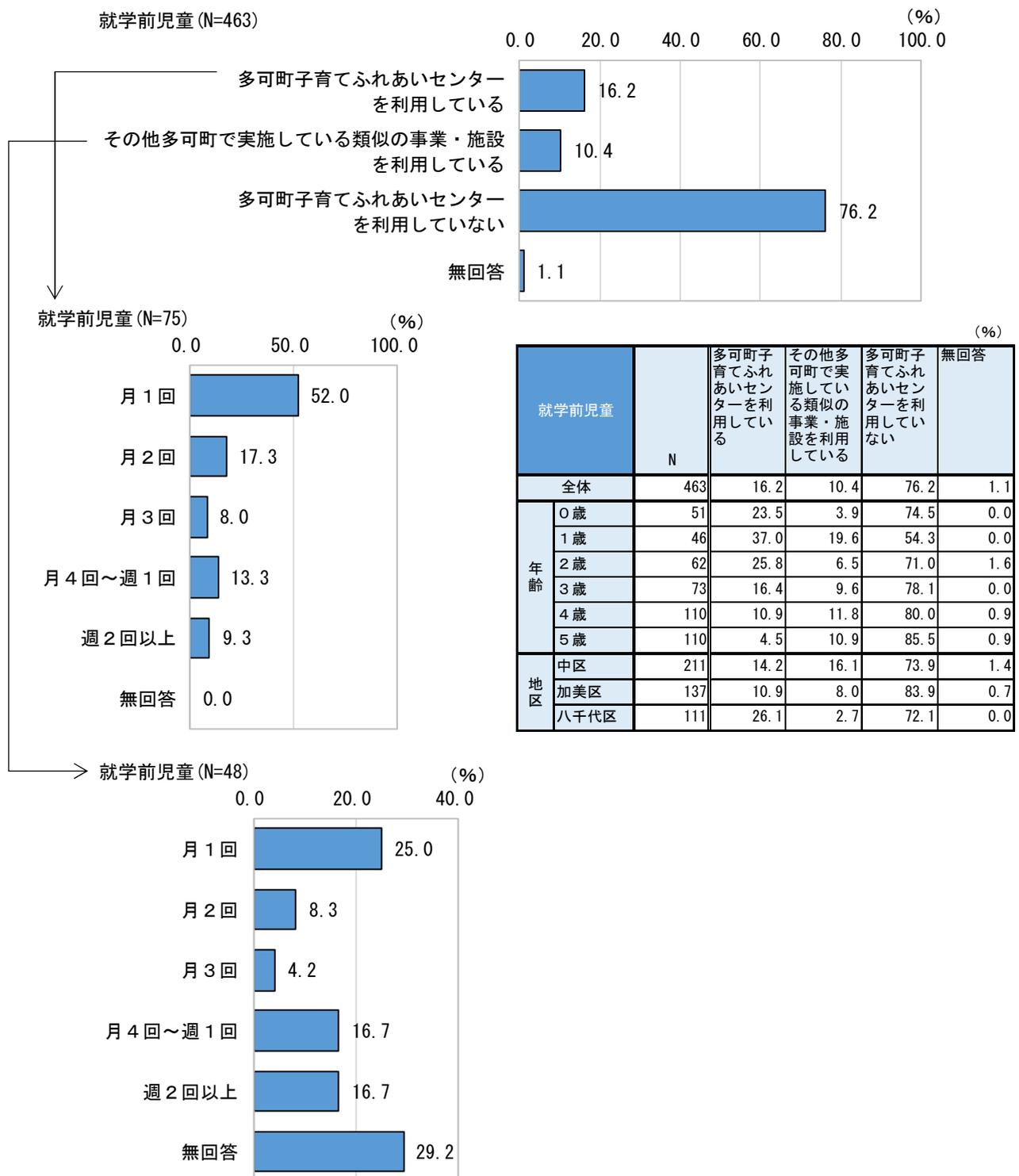
2 子育て支援サービスの利用について（就学前児童）

（1）多可町子育てふれあいセンターの利用状況（複数回答、数値回答）〔就学前児童：問7〕

おさんは現在、八千代区にある「多可町子育てふれあいセンター」（子育て中の親子同士が気軽に
つどい、交流や一緒に遊んだりして過ごせる場所です。）を利用していますか。また、おおよその利用
回数（頻度）も数字で記入してください。

「多可町子育てふれあいセンターを利用している」は16.2%で、月1回程度の利用が最も多く52.0%
となっています。

一方で、「多可町子育てふれあいセンターを利用していない」は76.2%となっています。



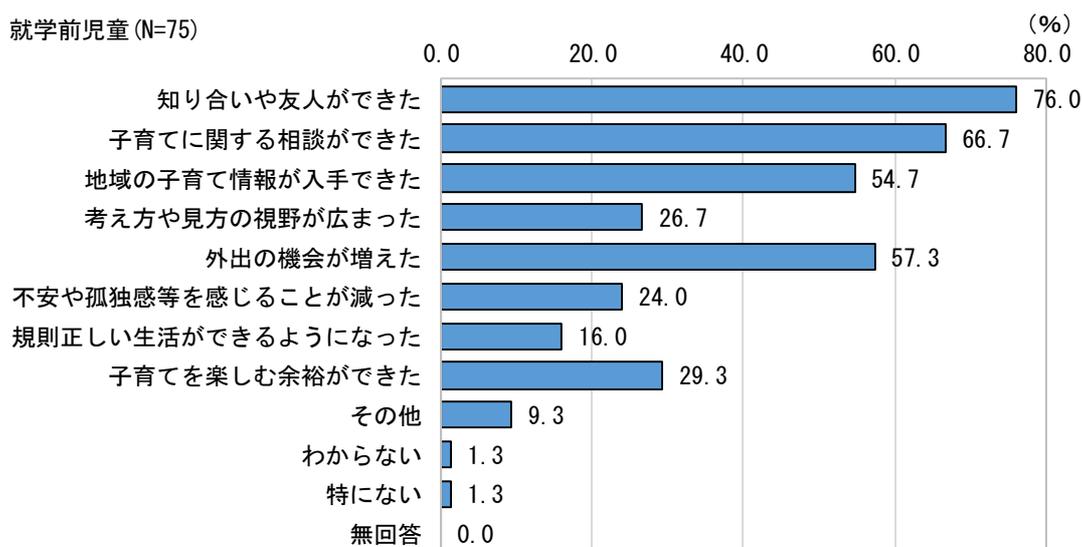
(2) 多可町子育てふれあいセンターを利用して良かったこと〈複数回答〉〔就学前児童：問7-1〕

＜多可町子育てふれあいセンターを利用している方にかがいます。＞

実際に「多可町子育てふれあいセンター」を利用して、よかったことはありますか。保護者の方とお子さんのどちらにもお答えください。

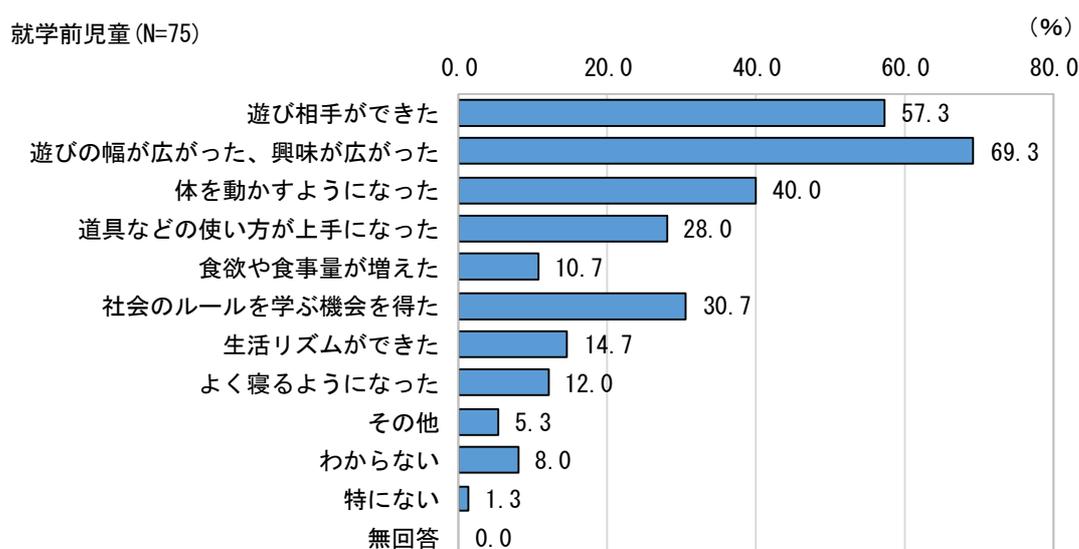
①保護者

多可町子育てふれあいセンターを利用している人に、保護者にとって良かったことについて聞いたところ、「知り合いや友人ができた」が最も多く76.0%、次いで「子育てに関する相談ができた」が66.7%、「外出の機会が増えた」が57.3%となっています。



②子ども

多可町子育てふれあいセンターを利用している人に、子どもにとって良かったことについて聞いたところ、「遊びの幅が広がった、興味が広がった」が最も多く69.3%、次いで「遊び相手があった」が57.3%、「体を動かすようになった」が40.0%となっています。



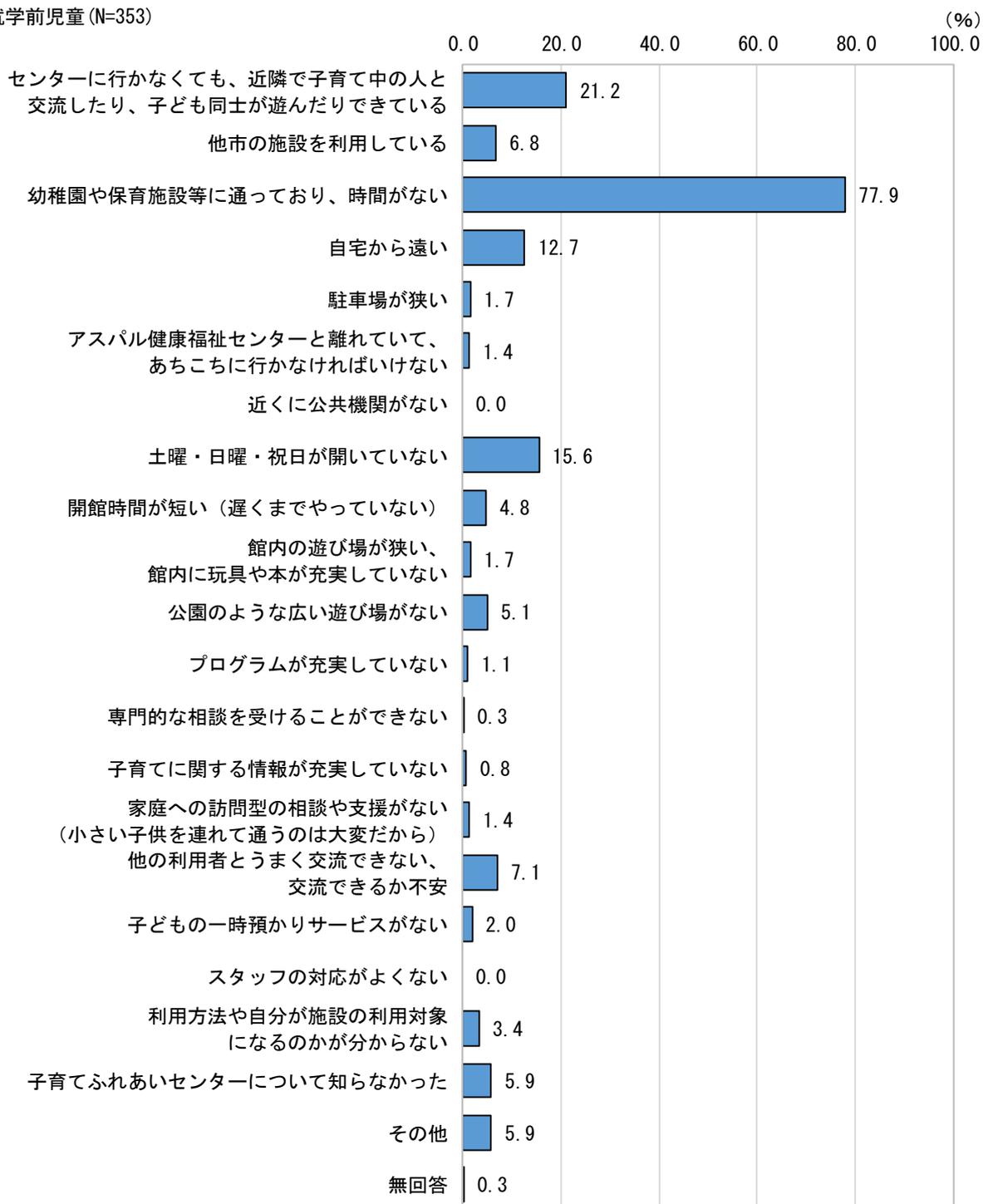
(3) 多可町子育てふれあいセンターを利用していない理由〈複数回答〉〔就学前児童：問7-2〕

＜多可町子育てふれあいセンターを利用していない方にかがいます。＞

「多可町子育てふれあいセンター」を利用していない理由を教えてください。

多可町子育てふれあいセンターを利用していない人に、その理由について聞いたところ、「幼稚園や保育施設等に通っており、時間がない」が最も多く 77.9%、次いで「センターに行かなくても、近隣で子育て中の人と交流したり、子ども同士が遊んだりできている」が 21.2%、「土曜・日曜・祝日が開いていない」が 15.6%となっています。

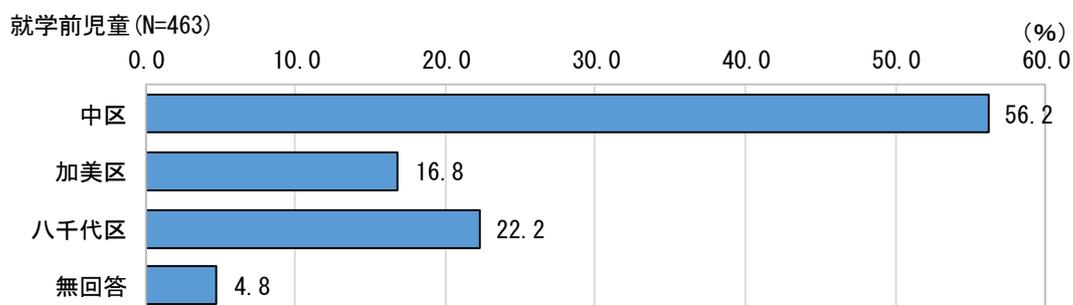
就学前児童 (N=353)



(4) 利用しやすい多可町子育てふれあいセンターの場所〈単数回答〉〔就学前児童：問7-3〕

「多可町子育てふれあいセンター」が、どこにあると利用しやすいと思いますか。

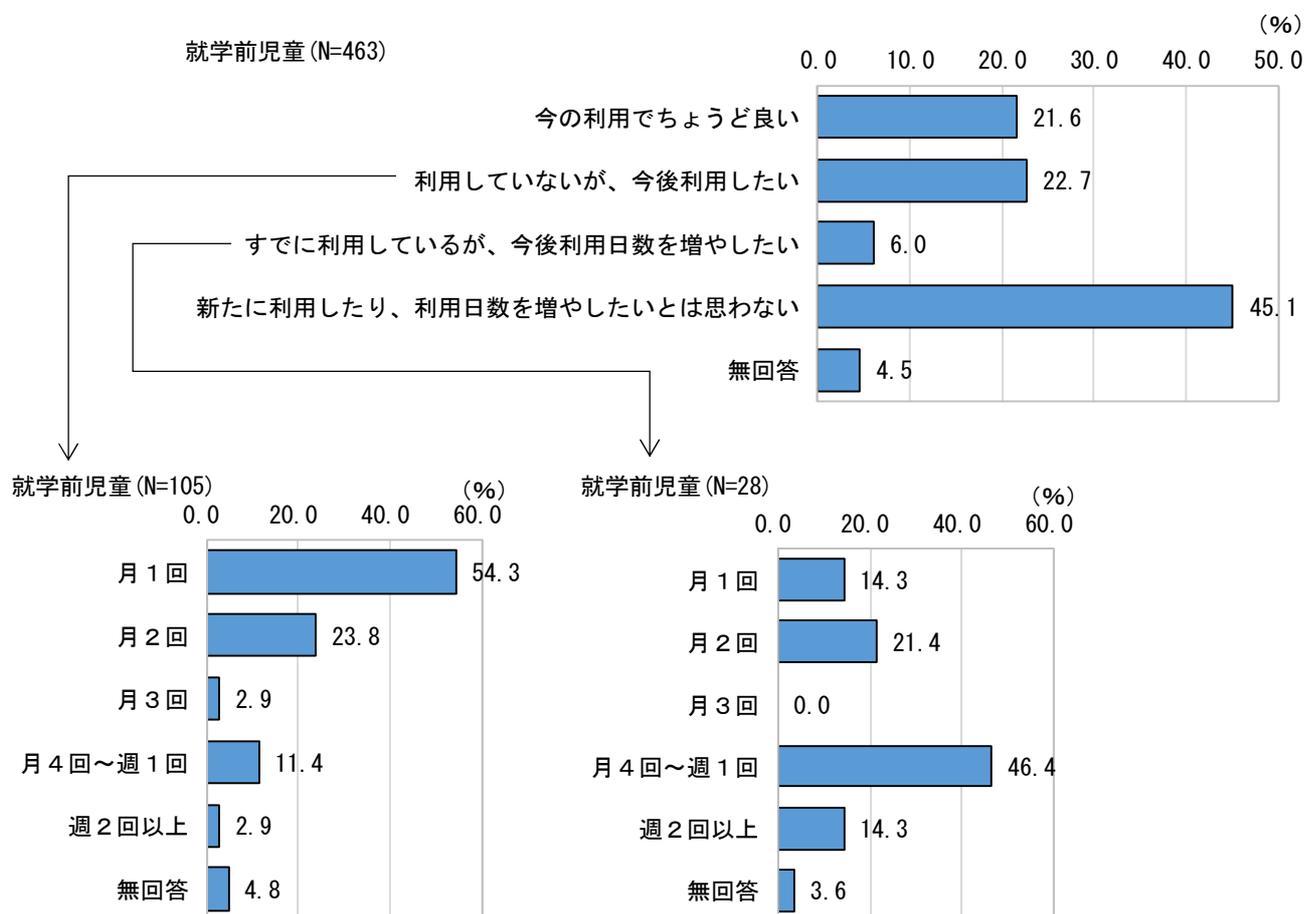
利用しやすい多可町子育てふれあいセンターの場所は、「中区」が最も多く 56.2%、次いで「八千代区」が 22.2%、「加美区」が 16.8%となっています。



(5) 多可町子育てふれあいセンターの今後の利用意向〈単数回答、数値回答〉〔就学前児童：問8〕

「多可町子育てふれあいセンター」について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。希望する場合は、おおよその利用回数（頻度）を記入してください。

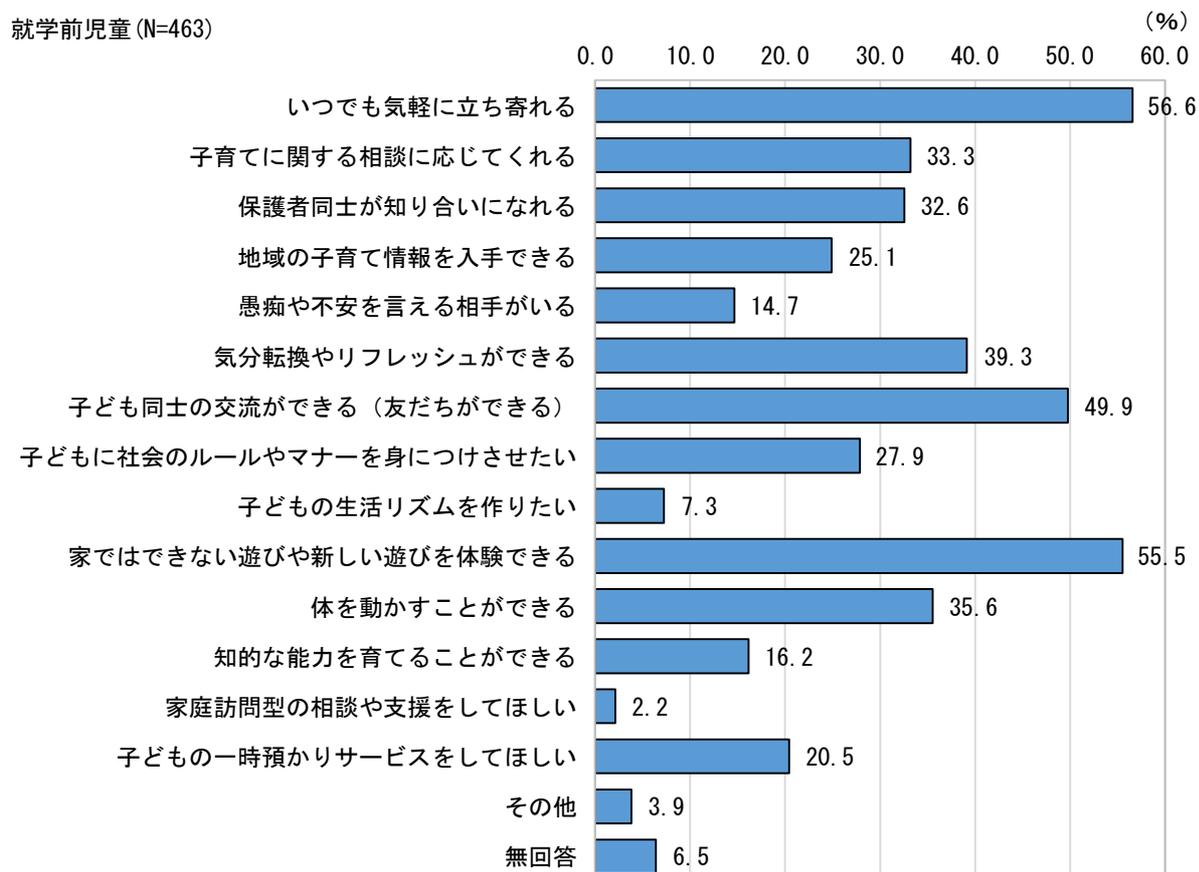
多可町子育てふれあいセンターの今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も多く 45.1%、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 22.7%。「今の利用でちょうど良い」が 21.6%となっています。



(6) 多可町子育てふれあいセンターに期待していること〈複数回答〉〔就学前児童：問9〕

「多可町子育てふれあいセンター」について、期待している（期待したい）ことは何ですか。

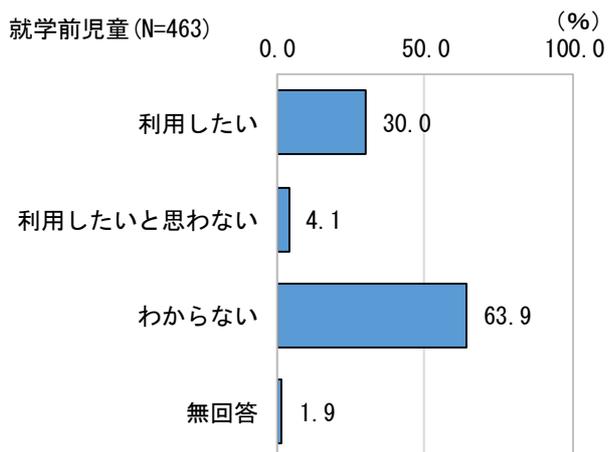
多可町子育てふれあいセンターに期待していることは、「いつでも気軽に立ち寄れる」が最も多く56.6%、次いで「家ではできない遊びや新しい遊びを体験できる」が55.5%、「子ども同士の交流ができる（友だちができる）」が49.9%となっています。



(7) 子育て包括支援センターの利用意向〈単数回答〉〔就学前児童：問10〕

妊娠期から子育て期にわたるまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援することを目的として、平成30年11月から中区のアスパル健康福祉センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。「子育て世代包括支援センター」を利用したいと思いますか。

子育て包括支援センターの利用意向は、「わからない」が最も多く63.9%、次いで「利用したい」が30.0%、「利用したいと思わない」が4.1%となっています。

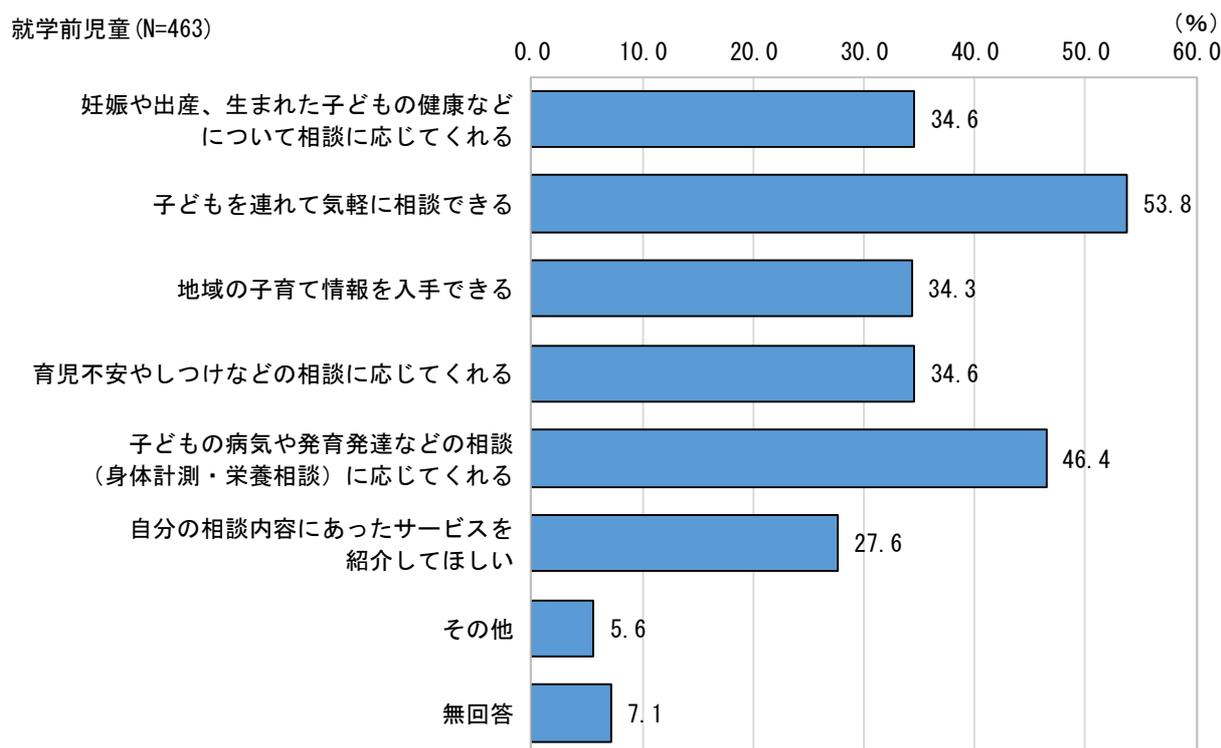


就学前児童		N	利用したい (%)	利用したいと思わない (%)	わからない (%)	無回答 (%)
全体		463	30.0	4.1	63.9	1.9
年齢	0歳	51	51.0	3.9	43.1	2.0
	1歳	46	47.8	6.5	45.7	0.0
	2歳	62	40.3	1.6	58.1	0.0
	3歳	73	19.2	2.7	75.3	2.7
	4歳	110	25.5	5.5	67.3	1.8
	5歳	110	16.4	4.5	76.4	2.7
地区	中区	211	34.6	5.2	58.3	1.9
	加美区	137	27.0	3.6	67.9	1.5
	八千代区	111	25.2	2.7	69.4	2.7

(8) 子育て包括支援センターに期待していること〈複数回答〉〔就学前児童：問11〕

「子育て世代包括支援センター」について、期待している（期待したい）ことは何ですか。

子育て包括支援センターに期待していることは、「子どもを連れて気軽に相談できる」が最も多く53.8%、次いで「子どもの病気や発育発達などの相談（身体計測・栄養相談）に応じてくれる」が46.4%となっています。

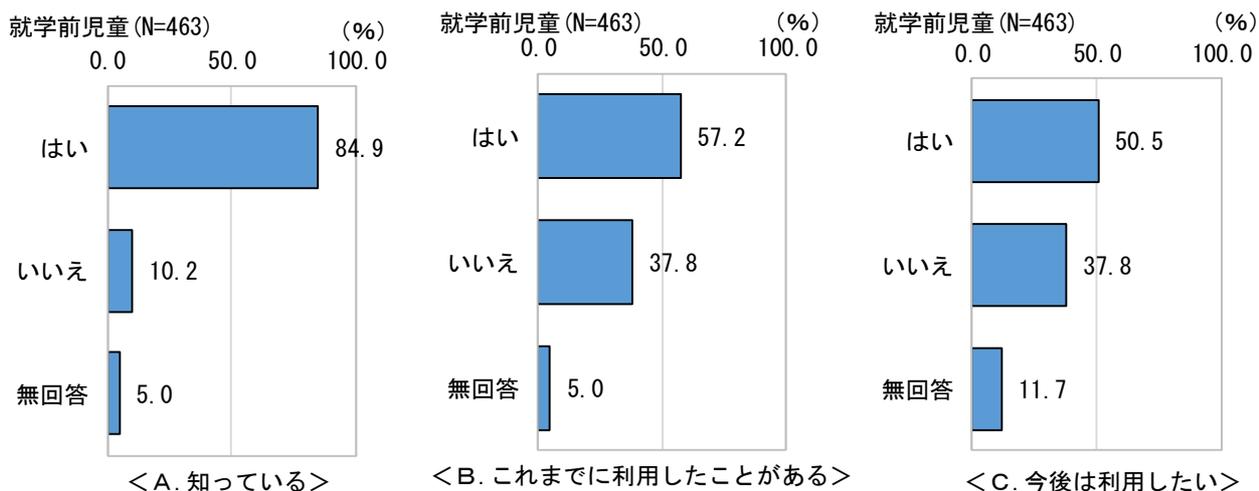


(9) 子育てに関する事業の認知度・利用状況・今後の利用意向〈単数回答〉〔就学前児童：問12〕

下記の事業で知っているものや、これまで利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。事業ごとに、A、B、Cのそれぞれについて、「はい」、「いいえ」のいずれか1つに○をつけてください。

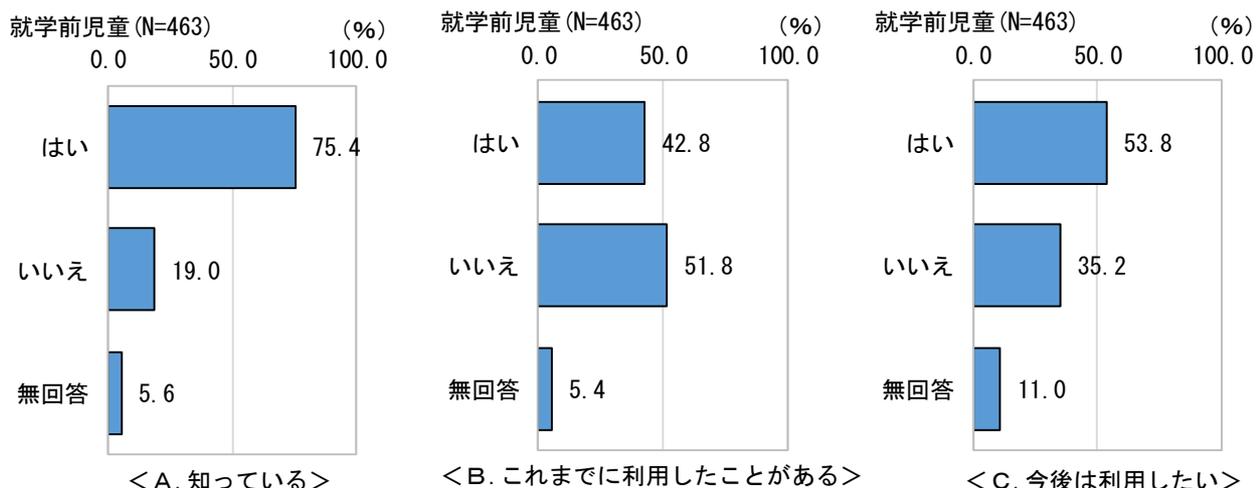
①子育てふれあいセンター

子育てふれあいセンターについて、知っている人は84.9%、これまでに利用したことがある人は57.2%、今後は利用したい人は50.5%となっています。



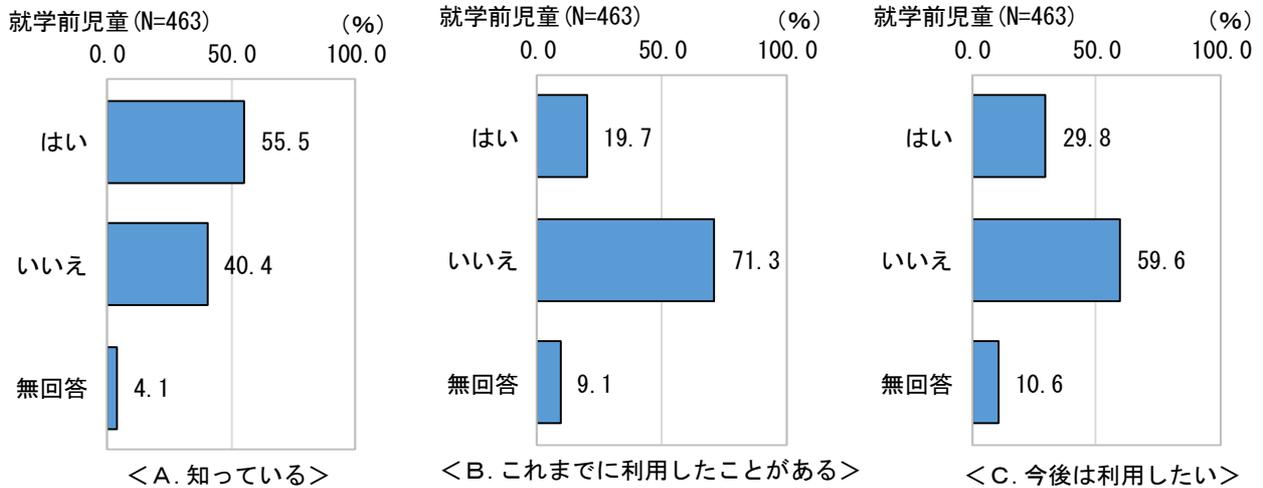
②児童館（中児童館・みなみ児童館）

児童館（中児童館・みなみ児童館）について、知っている人は75.4%、これまでに利用したことがある人は42.8%、今後は利用したい人は53.8%となっています。



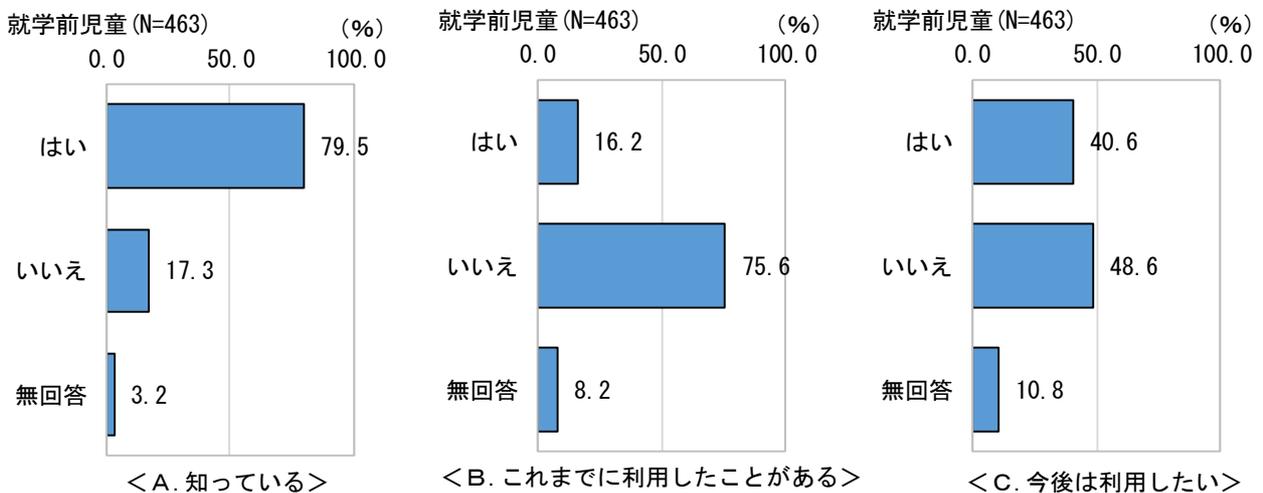
③子育て広場・子育てサロン

子育て広場・子育てサロンについて、知っている人は 55.5%、これまでに利用したことがある人は 19.7%、今後は利用したい人は 29.8%となっています。



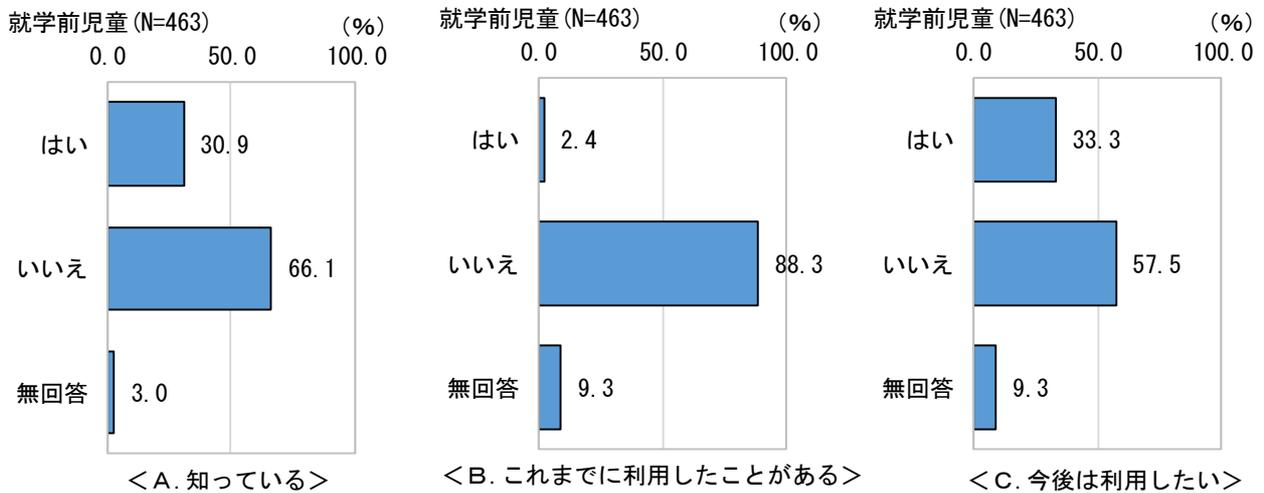
④保育所等での一時預かり

保育所等での一時預かりについて、知っている人は 79.5%、これまでに利用したことがある人は 16.2%、今後は利用したい人は 40.6%となっています。



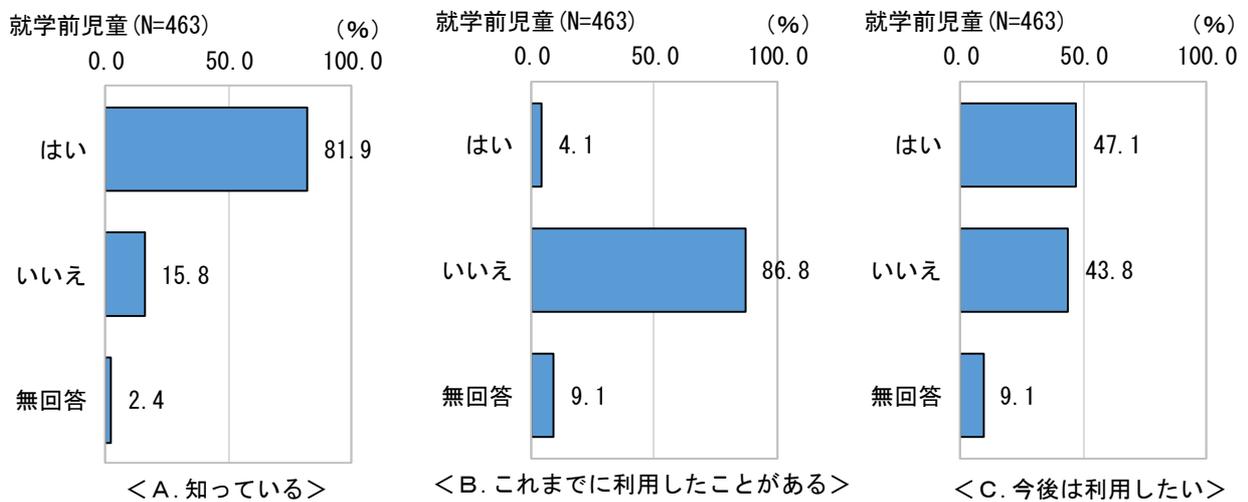
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、知っている人は 30.9%、これまでに利用したことがある人は 2.4%、今後は利用したい人は 33.3%となっています。



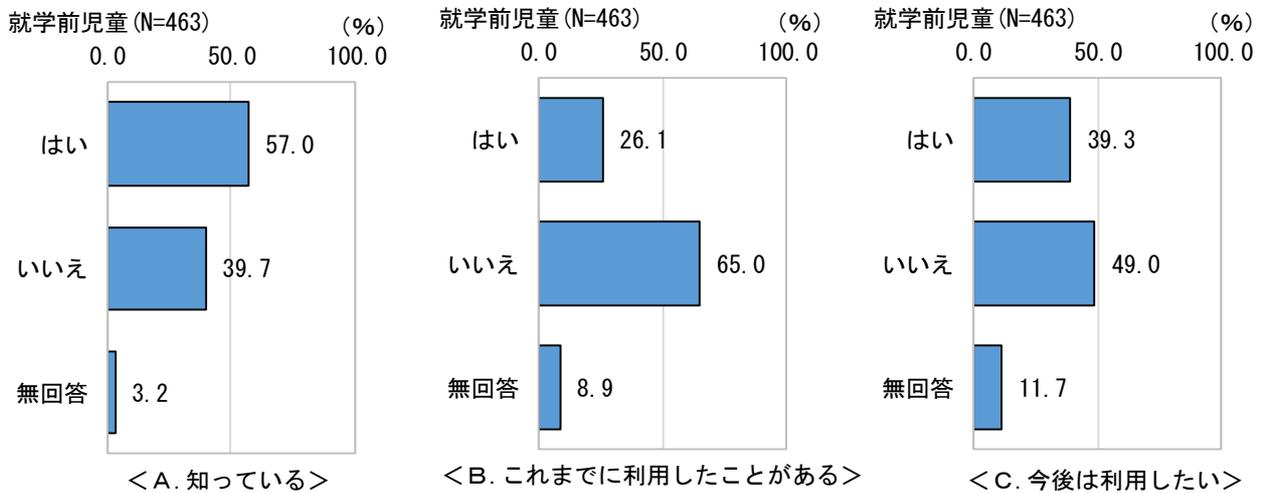
⑥病児保育事業

病児保育事業について、知っている人は 81.9%、これまでに利用したことがある人は 4.1%、今後は利用したい人は 47.1%となっています。



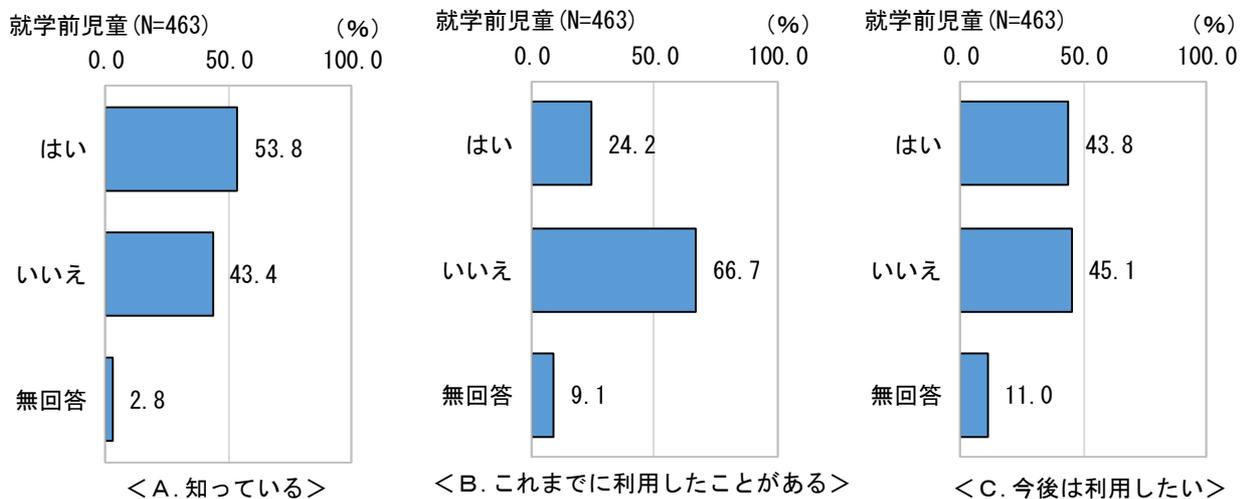
⑦のびのび子育て相談

のびのび子育て相談について、知っている人は 57.0%、これまでに利用したことがある人は 26.1%、今後は利用したい人は 39.3%となっています。



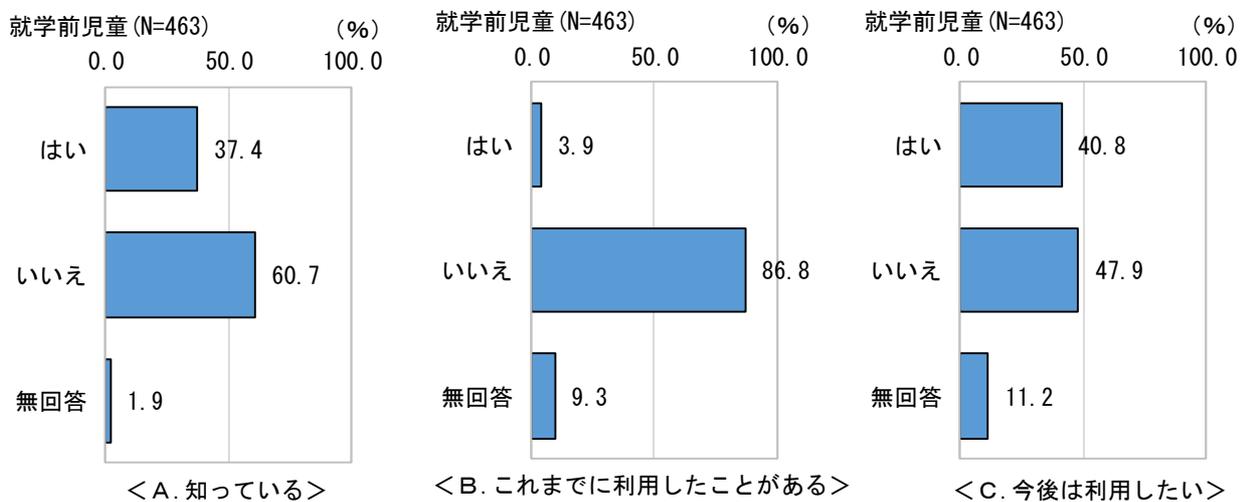
⑧すこやか相談

すこやか相談について、知っている人は 53.8%、これまでに利用したことがある人は 24.2%、今後は利用したい人は 43.8%となっています。



⑨家庭児童相談

家庭児童相談について、知っている人は37.4%、これまでに利用したことがある人は3.9%、今後は利用したい人は40.8%となっています。

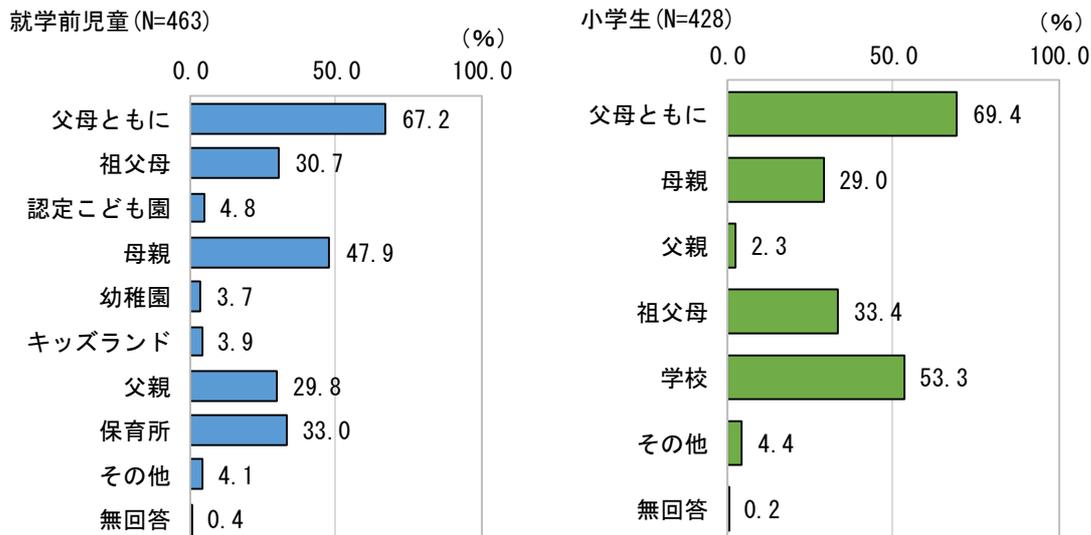


3 子どもの育ちをめぐる環境について（就学前児童・小学生）

（1）子育てに日常的に関わっている方（施設）〈複数回答〉〔就学前児童：問13、小学生：問7〕

お子さんの子育てや教育に、日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係についてお答えください。

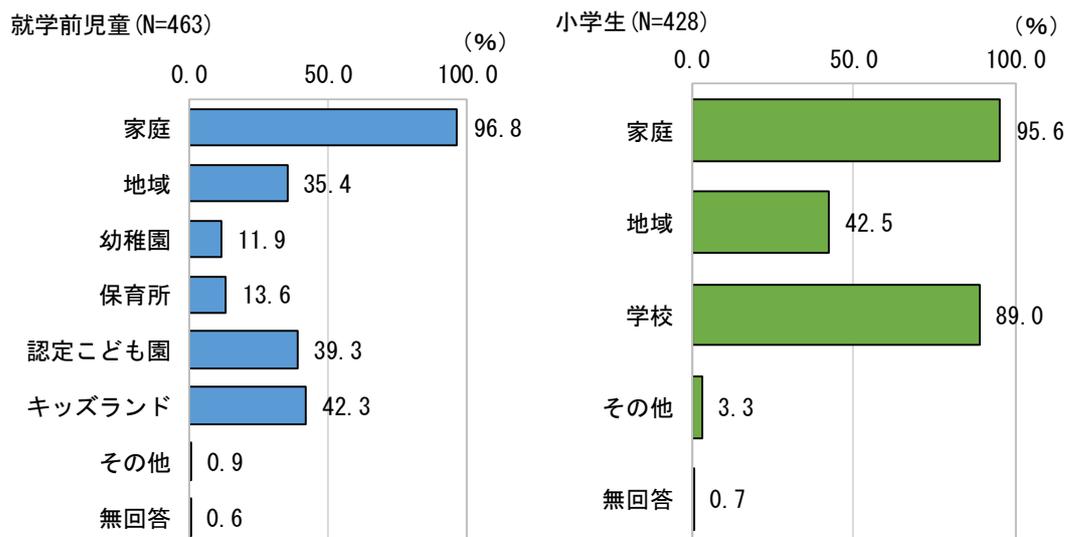
子育てに日常的に関わっている方（施設）は、就学前児童では「父母ともに」が最も多く 67.2%、小学生でも「父母ともに」が最も多く 69.4%となっています。



（2）子育てや教育に影響すると思われる環境〈複数回答〉〔就学前児童：問14、小学生：問8〕

どの環境がお子さんの子育てや教育に影響すると思われますか。

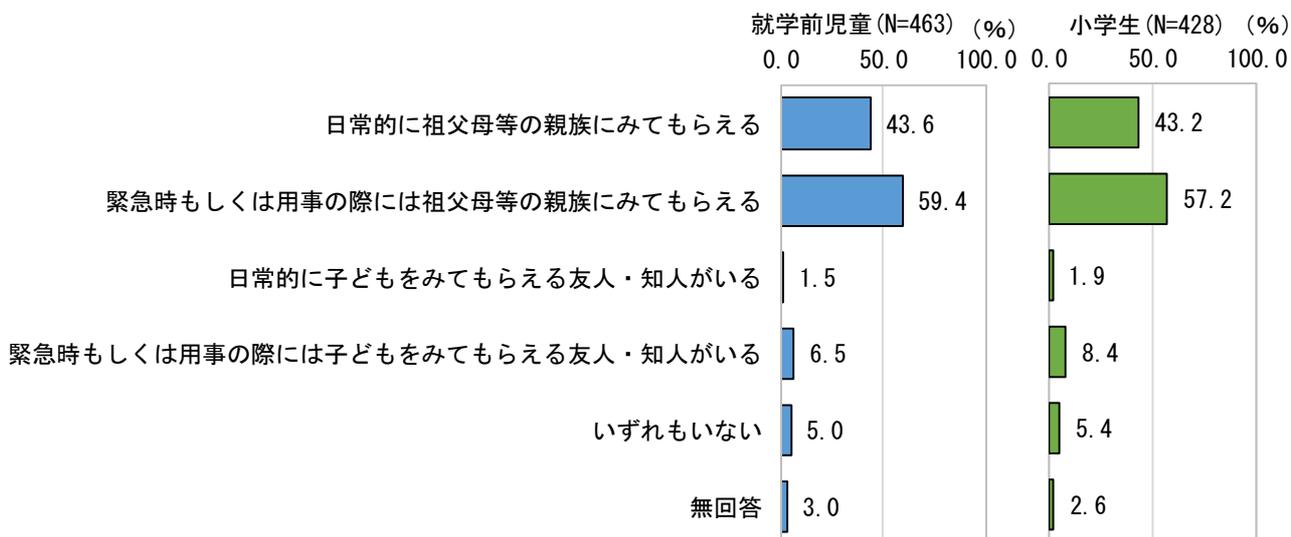
子育てや教育に影響すると思われる環境は、就学前児童では「家庭」が最も多く 96.8%、小学生でも「家庭」が最も多く 95.6%となっています。



(3) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉〔就学前児童：問15、小学生：問9〕

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く 59.4%、小学生でも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く 57.2%となっています。



(%)

就学前児童	N	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答	
全体	463	43.6	59.4	1.5	6.5	5.0	3.0	
平成25年度調査	497	48.3	55.1	1.8	6.2	4.6	2.2	
年齢	0歳	51	41.2	51.0	0.0	3.9	7.8	5.9
	1歳	46	45.7	60.9	2.2	4.3	0.0	2.2
	2歳	62	45.2	61.3	1.6	8.1	4.8	1.6
	3歳	73	43.8	58.9	0.0	4.1	5.5	4.1
	4歳	110	44.5	59.1	2.7	6.4	4.5	2.7
地区	中区	211	46.4	53.6	0.9	5.2	7.1	3.8
	加美区	137	43.1	59.9	2.9	10.2	3.6	2.2
	八千代区	111	38.7	69.4	0.9	4.5	2.7	2.7

(%)

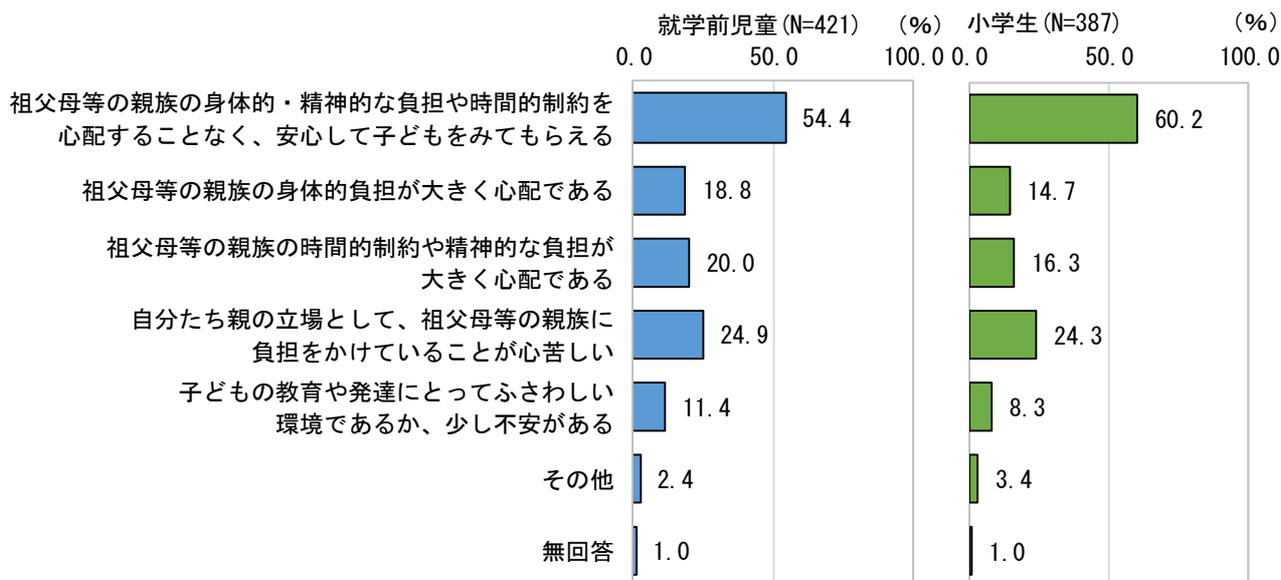
小学生	N	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答	
全体	428	43.2	57.2	1.9	8.4	5.4	2.6	
平成25年度調査	829	51.1	49.8	3.0	10.5	6.2	3.4	
学年	1年生	139	41.0	56.1	1.4	8.6	6.5	0.0
	2年生	118	46.6	56.8	1.7	8.5	3.4	5.1
	3年生	139	42.4	56.1	2.9	7.2	5.8	2.9
地区	中区	194	42.8	56.2	1.0	7.7	7.2	2.1
	加美区	123	48.0	51.2	4.9	13.8	2.4	3.3
	八千代区	111	38.7	65.8	0.0	3.6	5.4	2.7

(4) 祖父母等の親族にみてもらっている状況〈複数回答〉〔就学前児童：問15-1、小学生：問9-1〕

＜日頃、親族にみてもらえる方にかがいます。＞

祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

祖父母等の親族にみてもらっている状況は、就学前児童では「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多く54.4%、小学生でも「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多く60.2%となっています。



就学前児童	N	(%)							
		祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	自分たち親の立場として、祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい	子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	その他	無回答	
全体	421	54.4	18.8	20.0	24.9	11.4	2.4	1.0	
平成25年度調査	456	51.1	19.5	24.1	25.2	9.4	3.1	0.4	
年齢	0歳	44	65.9	11.4	15.9	22.7	9.1	0.0	2.3
	1歳	44	65.9	13.6	9.1	18.2	11.4	2.3	0.0
	2歳	58	50.0	25.9	22.4	32.8	15.5	1.7	0.0
	3歳	65	50.8	21.5	26.2	18.5	12.3	0.0	0.0
	4歳	100	48.0	20.0	22.0	31.0	7.0	6.0	1.0
5歳	101	54.5	18.8	18.8	23.8	13.9	2.0	2.0	
地区	中区	186	60.2	17.2	17.2	23.1	10.8	3.2	0.5
	加美区	127	47.2	15.7	20.5	28.3	17.3	1.6	2.4
	八千代区	104	51.0	26.0	25.0	25.0	5.8	1.9	0.0

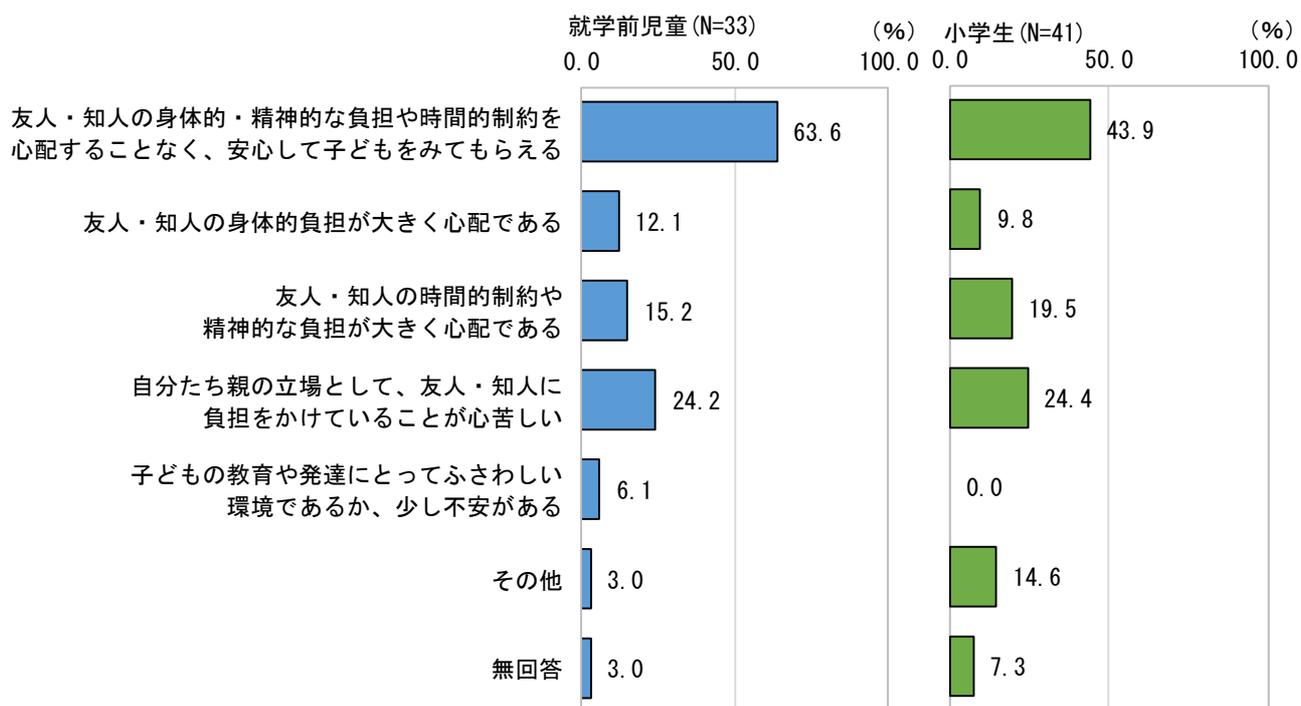
小学生	N	(%)							
		祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	自分たち親の立場として、祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい	子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	その他	無回答	
全体	387	60.2	14.7	16.3	24.3	8.3	3.4	1.0	
平成25年度調査	733	57.8	16.1	17.6	25.5	9.3	3.1	1.6	
学年	1年生	127	59.1	11.0	17.3	26.8	7.1	2.4	1.6
	2年生	107	61.7	17.8	19.6	24.3	6.5	3.7	0.0
	3年生	124	61.3	12.9	11.3	23.4	10.5	4.0	1.6
地区	中区	174	63.2	14.4	17.8	23.0	6.9	3.4	0.6
	加美区	112	61.6	9.8	11.6	21.4	12.5	2.7	0.9
	八千代区	101	53.5	20.8	18.8	29.7	5.9	4.0	2.0

(5) 友人・知人にみてもらっている状況〈複数回答〉〔就学前児童：問15-2、小学生：問9-2〕

＜日頃、みてもらえる友人・知人がいる方にうかがいます。＞

友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

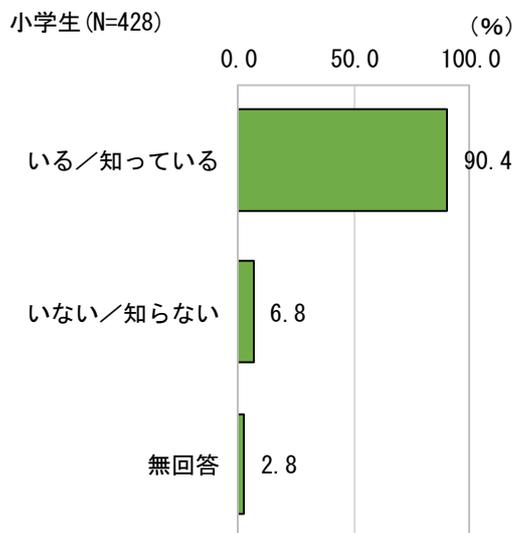
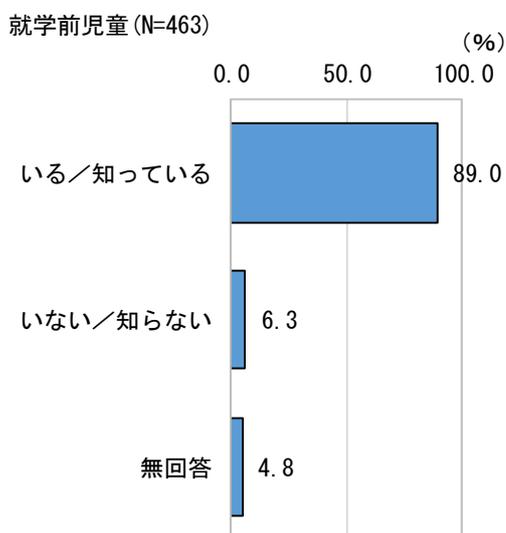
友人・知人にみてもらっている状況は、就学前では「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多く 63.6%、小学生でも「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多く 43.9%となっています。



(6) 子育てする上での相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉〔就学前児童：問16、小学生：問10〕

お子さんの子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談機関を知っていますか。

子育てする上での相談相手や相談できる場所の有無は、就学前児童では「いる／知っている」の方が多く89.0%、小学生でも「いる／知っている」の方が多く90.4%となっています。



(%)

就学前児童		N	いる／知っている	いない／知らない	無回答
全体		463	89.0	6.3	4.8
平成25年度調査		497	90.3	6.2	3.4
年齢	0歳	51	92.2	5.9	2.0
	1歳	46	93.5	4.3	2.2
	2歳	62	85.5	11.3	3.2
	3歳	73	93.2	2.7	4.1
	4歳	110	88.2	7.3	4.5
	5歳	110	87.3	4.5	8.2
地区	中区	211	87.2	7.6	5.2
	加美区	137	92.7	3.6	3.6
	八千代区	111	87.4	7.2	5.4

(%)

小学生		N	いる／知っている	いない／知らない	無回答
全体		428	90.4	6.8	2.8
平成25年度調査		829	87.2	8.2	4.6
学年	1年生	139	92.1	5.0	2.9
	2年生	118	92.4	5.9	1.7
	3年生	139	86.3	9.4	4.3
地区	中区	194	91.2	6.7	2.1
	加美区	123	91.1	4.9	4.1
	八千代区	111	88.3	9.0	2.7

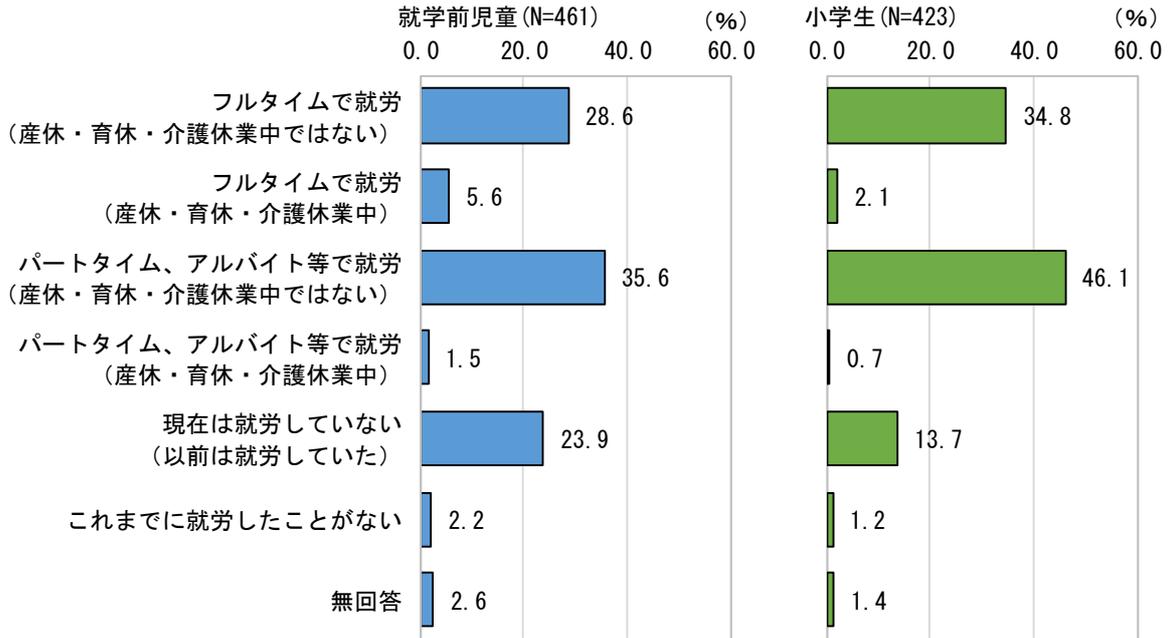
4 保護者の就労状況について（就学前児童・小学生）

（1）保護者の終了状況〈単数回答〉〔就学前児童：問18、問19、小学生：問12、問13〕

現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお答えください。

①母親

母親の就労状況は、就学前児童では「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く35.6%、小学生でも「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く46.1%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

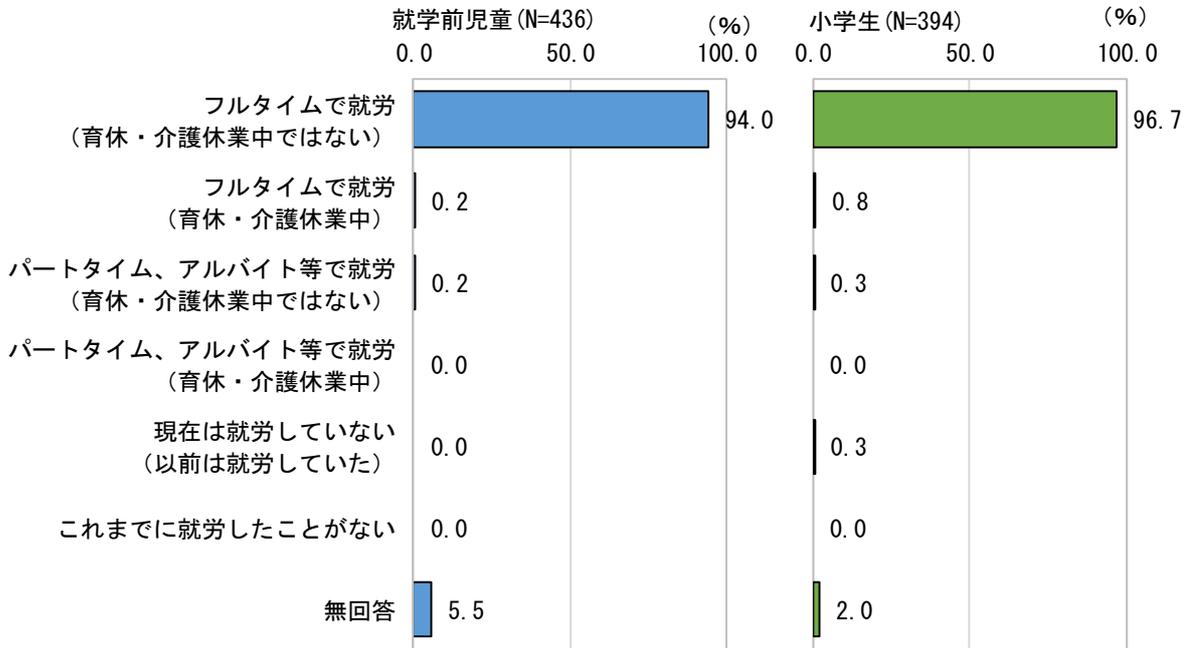
※パートタイム、アルバイト等：フルタイム以外の就労

就学前児童	N	就労状況 (%)							
		フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中ではない	フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中	パートタイム、 アルバイト等で就労 しており、産休・育休・ 介護休業中ではない	パートタイム、 アルバイト等で就労 しており、産休・育休・ 介護休業中	以前は就労していたが、 現在は就労していない	これまでに就労した ことがない	無回答	
全体	461	28.6	5.6	35.6	1.5	23.9	2.2	2.6	
平成25年度調査	497	29.0	2.6	37.4	1.8	24.3	2.2	2.6	
年齢	0歳	51	13.7	17.6	15.7	7.8	43.1	2.0	0.0
	1歳	46	23.9	0.0	26.1	0.0	43.5	4.3	2.2
	2歳	61	23.0	8.2	37.7	1.6	26.2	1.6	1.6
	3歳	73	34.2	5.5	34.2	0.0	15.1	4.1	6.8
	4歳	110	34.5	1.8	38.2	0.9	20.9	0.9	2.7
5歳	109	32.1	4.6	45.0	0.9	14.7	1.8	0.9	
地区	中区	210	31.9	7.1	31.9	1.0	24.8	1.4	1.9
	加美区	136	27.9	3.7	39.0	2.9	20.6	2.2	3.7
	八千代区	111	22.5	5.4	39.6	0.9	26.1	2.7	2.7

小学生	N	就労状況 (%)							
		フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中ではない	フルタイムで就労して おり、産休・育休・ 介護休業中	パートタイム、 アルバイト等で就労 しており、産休・育休・ 介護休業中ではない	パートタイム、 アルバイト等で就労 しており、産休・育休・ 介護休業中	以前は就労していたが、 現在は就労していない	これまでに就労した ことがない	無回答	
全体	423	34.8	2.1	46.1	0.7	13.7	1.2	1.4	
平成25年度調査	829	37.0	0.5	43.4	0.0	10.7	2.7	5.7	
学年	1年生	139	36.0	1.4	48.2	0.7	12.2	1.4	0.0
	2年生	115	35.7	4.3	36.5	0.9	19.1	0.0	3.5
	3年生	137	32.8	0.7	51.8	0.0	10.9	2.2	1.5
地区	中区	192	33.9	2.1	45.8	0.5	15.1	1.6	1.0
	加美区	121	33.1	1.7	50.4	0.8	11.6	0.8	1.7
	八千代区	110	38.2	2.7	41.8	0.9	13.6	0.9	1.8

②父親

父親の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が最も多く 94.0%、小学生でも「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が最も多く 96.7%となっています。



就学前児童	N	就労状況 (%)						
		フルタイムで就労して おり、育休・介護休業中 ではない	フルタイムで就労して おり、育休・介護休業中	パートタイム、アルバイト 等で就労して おり、育休・介護休業中 ではない	パートタイム、アルバイト 等で就労して おり、育休・介護休業中	以前は就労して いたが、現在は 就労して いない	これまでに 就労し たこと がない	無回答
全体	436	94.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	5.5
平成25年度調査	497	76.9	0.2	0.8	0.0	0.6	0.0	21.5
年齢	0歳	48	93.8	0.0	2.1	0.0	0.0	4.2
	1歳	44	90.9	2.3	0.0	0.0	0.0	6.8
	2歳	57	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	3歳	70	94.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7
	4歳	100	92.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0
地区	5歳	106	94.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7
	中区	198	92.9	0.5	0.5	0.0	0.0	6.1
	加美区	132	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	八千代区	102	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

小学生	N	就労状況 (%)						
		フルタイムで就労して おり、育休・介護休業中 ではない	フルタイムで就労して おり、育休・介護休業中	パートタイム、アルバイト 等で就労して おり、育休・介護休業中 ではない	パートタイム、アルバイト 等で就労して おり、育休・介護休業中	以前は就労して いたが、現在は 就労して いない	これまでに 就労し たこと がない	無回答
全体	394	96.7	0.8	0.3	0.0	0.3	0.0	2.0
平成25年度調査	829	70.2	0.4	0.6	0.0	0.5	0.0	28.3
学年	1年生	128	99.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	2年生	107	92.5	0.9	0.9	0.0	0.9	4.7
	3年生	128	98.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8
地区	中区	180	96.7	0.6	0.6	0.0	0.0	2.2
	加美区	114	96.5	1.8	0.0	0.0	0.9	0.9
	八千代区	100	97.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0

(2) フルタイムで就労している保護者の就労状況〈数値回答〉

〔就学前児童：問 18-1、問 19-1、小学生：問 12-1、問 13-1〕

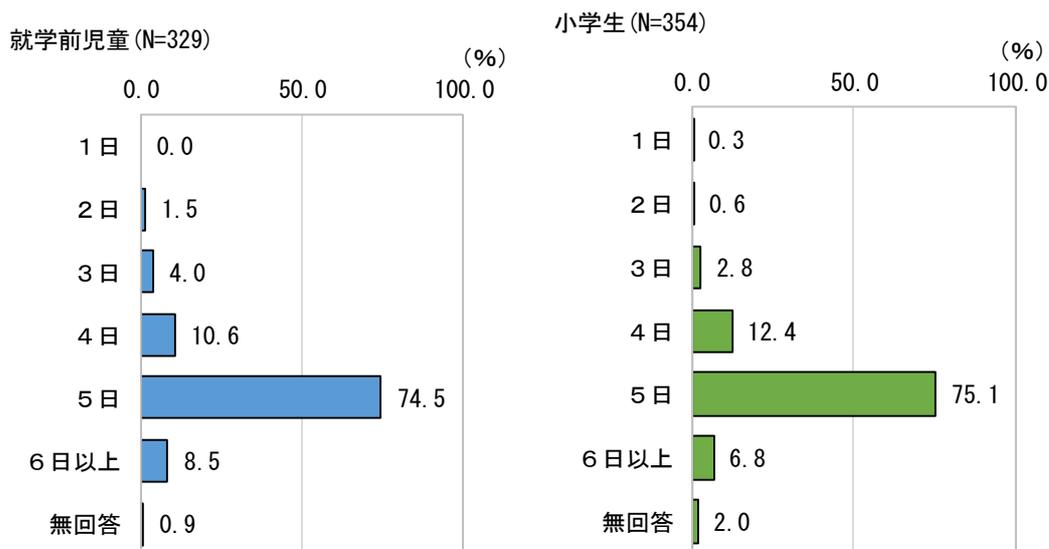
<フルタイムで就労している方にうかがいます。>

1 週あたりの平均の就労時間・働いている日の平均的な帰宅時間などについて記入してください。

①母親

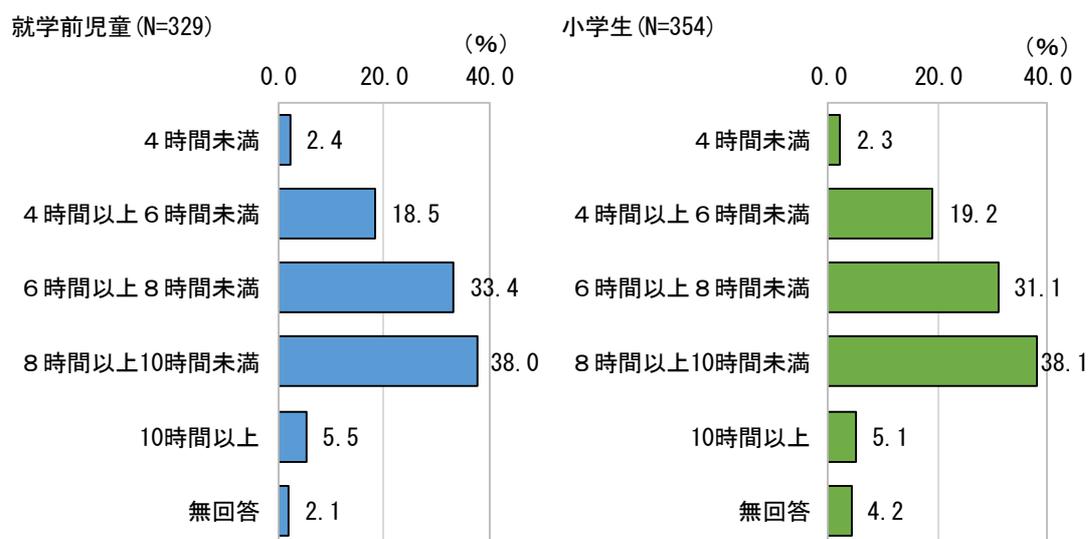
1) 1 週あたり

フルタイムで就労している母親に、1 週あたりの就労日数について聞いたところ、就学前児童では「5 日」が最も多く 74.5%、小学生でも「5 日」が最も多く 75.1%となっています。



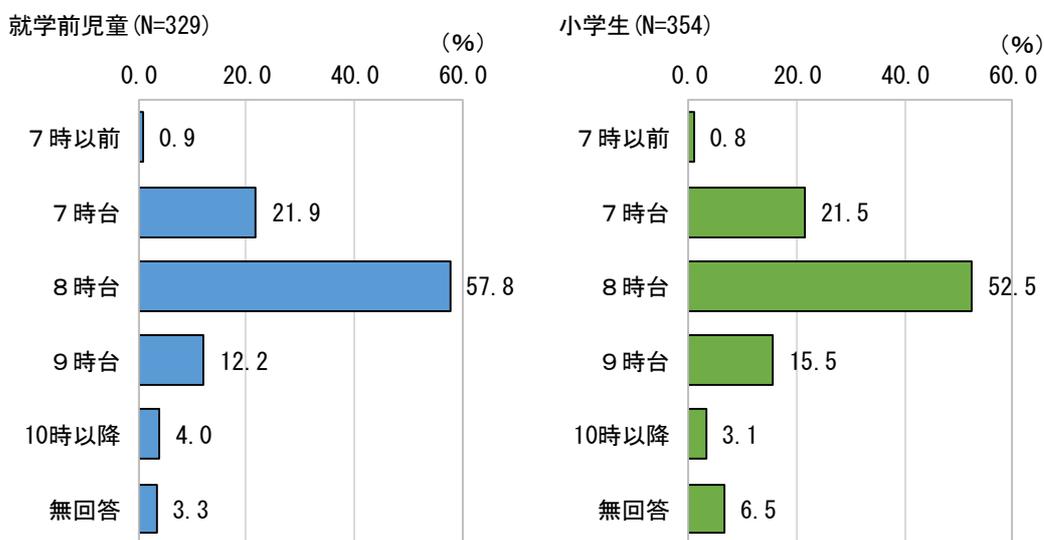
2) 1 日あたり

フルタイムで就労している母親に、1 日あたりの就労時間について聞いたところ、就学前児童では「8 時間以上 10 時間未満」が最も多く 38.0%、小学生でも「8 時間以上 10 時間未満」が最も多く 38.1%となっています。



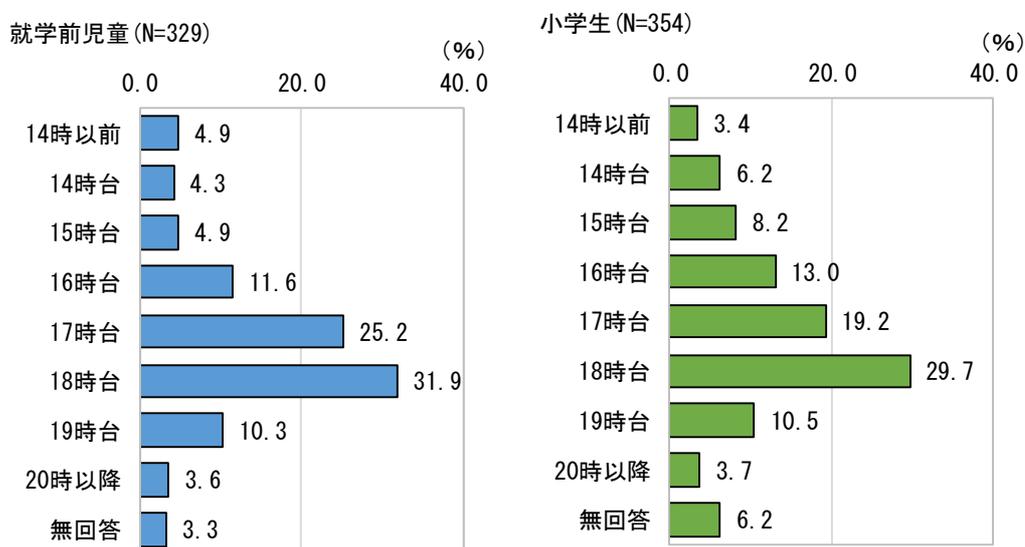
3) 家を出る時間

フルタイムで就労している母親に、家を出る時間について聞いたところ、就学前児童では「8時台」が最も多く 57.8%、小学生でも「8時台」が最も多く 52.5%となっています。



4) 帰宅時間

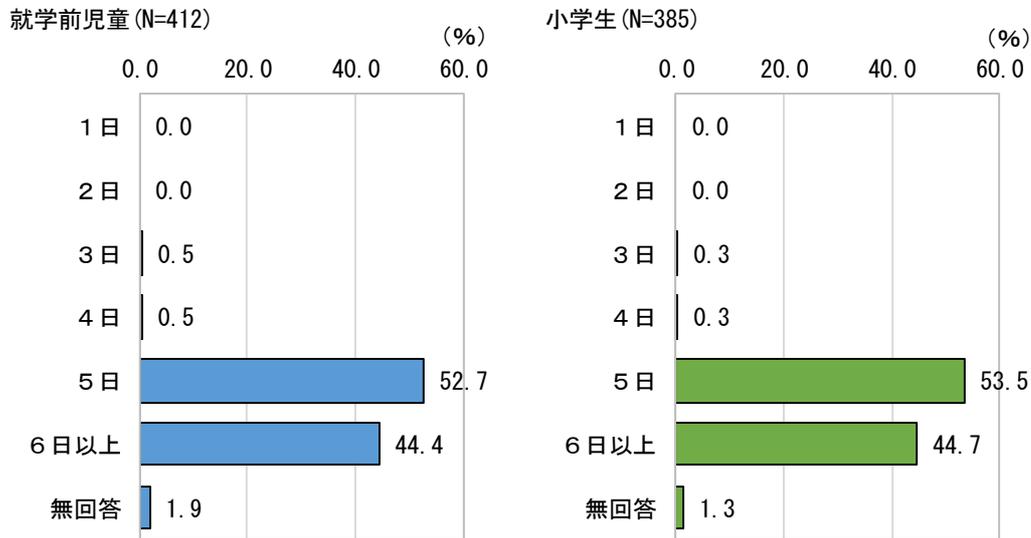
フルタイムで就労している母親に、帰宅時間について聞いたところ、就学前児童では「18時台」が最も多く 31.9%、小学生でも「18時台」が最も多く 29.7%となっています。



②父親

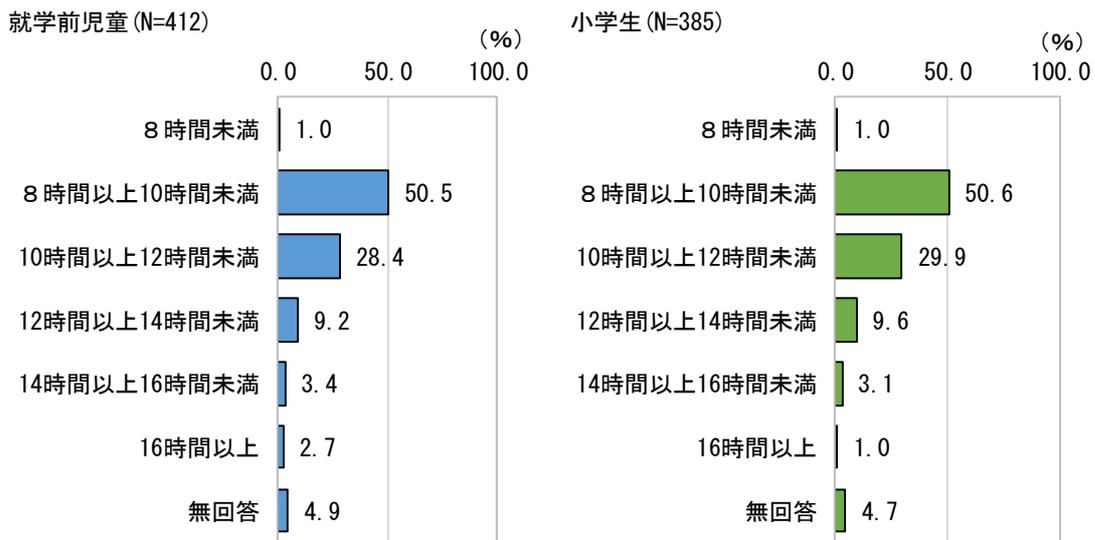
1) 1週あたり

フルタイムで就労している父親に、1週あたりの就労日数について聞いたところ、就学前児童では「5日」が最も多く52.7%、小学生でも「5日」が最も多く53.5%となっています。



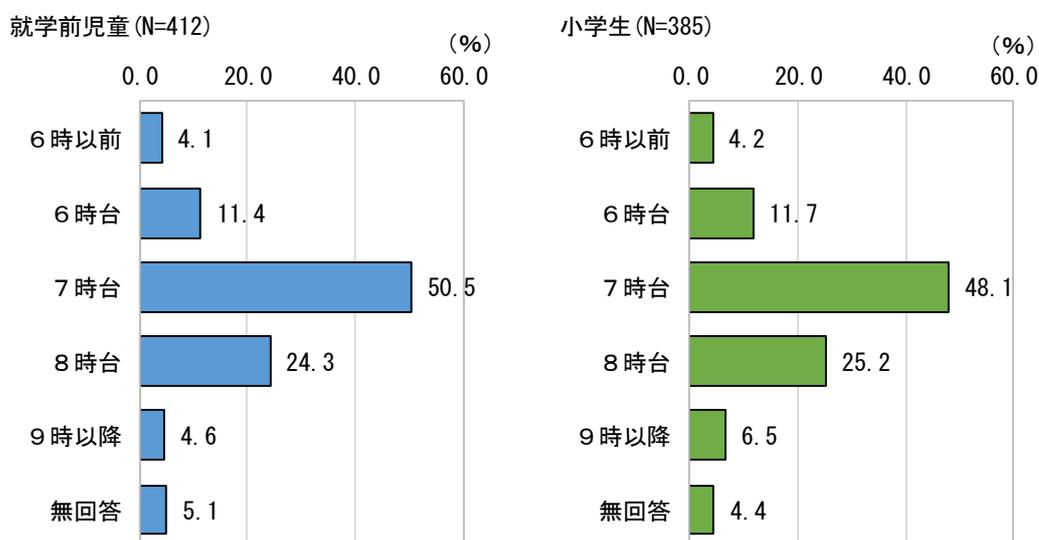
2) 1日あたり

フルタイムで就労している父親に、1日あたりの就労時間について聞いたところ、就学前児童では「8時間以上10時間未満」が最も多く50.5%、小学生でも「8時間以上10時間未満」が最も多く50.6%となっています。



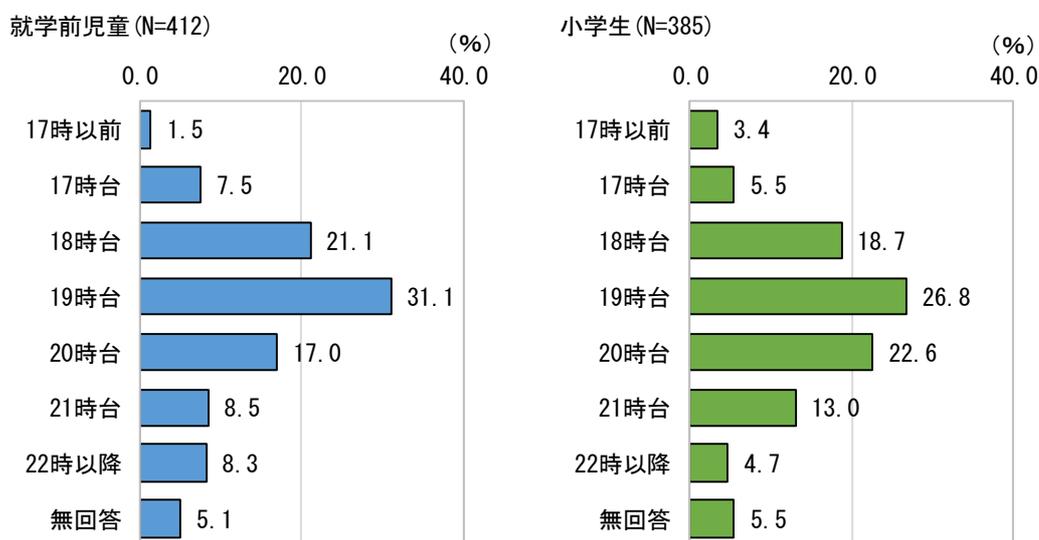
3) 家を出る時間

フルタイムで就労している父親に、家を出る時間について聞いたところ、就学前児童では「7時台」が最も多く50.5%、小学生でも「7時台」が最も多く48.1%となっています。



4) 帰宅時間

フルタイムで就労している父親に、帰宅時間について聞いたところ、就学前児童では「19時台」が最も多く31.1%、小学生でも「19時台」が最も多く26.8%となっています。



(3) パートタイム、アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉

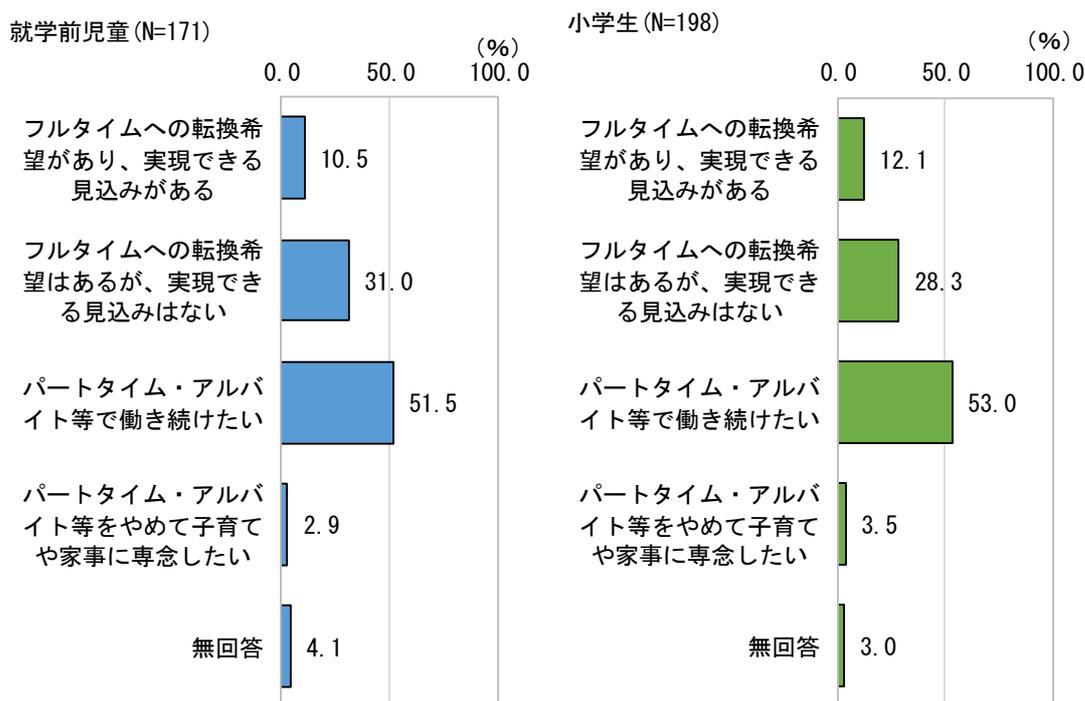
〔就学前児童：問 18-2、問 19-2、小学生：問 12-2、問 13-2〕

＜パートタイム、アルバイト等で就労している方にうかがいます。＞

フルタイム（1週5日以上・1日8時間程度の就労）への転換希望はありますか。

①母親

パートタイム、アルバイト等で就労している母親の就労状況は、就学前児童では「パートタイム・アルバイト等で働きたい」が最も多く 51.5%、小学生でも「パートタイム・アルバイト等で働きたい」が最も多く 53.0%となっています。



②父親

パートタイム、アルバイト等で就労している父親は、就学前児童はN=1、小学生はN=1 のため、グラフは省略しています。

(4) 現在、就労していない方の就労希望〈単数回答、数値回答〉

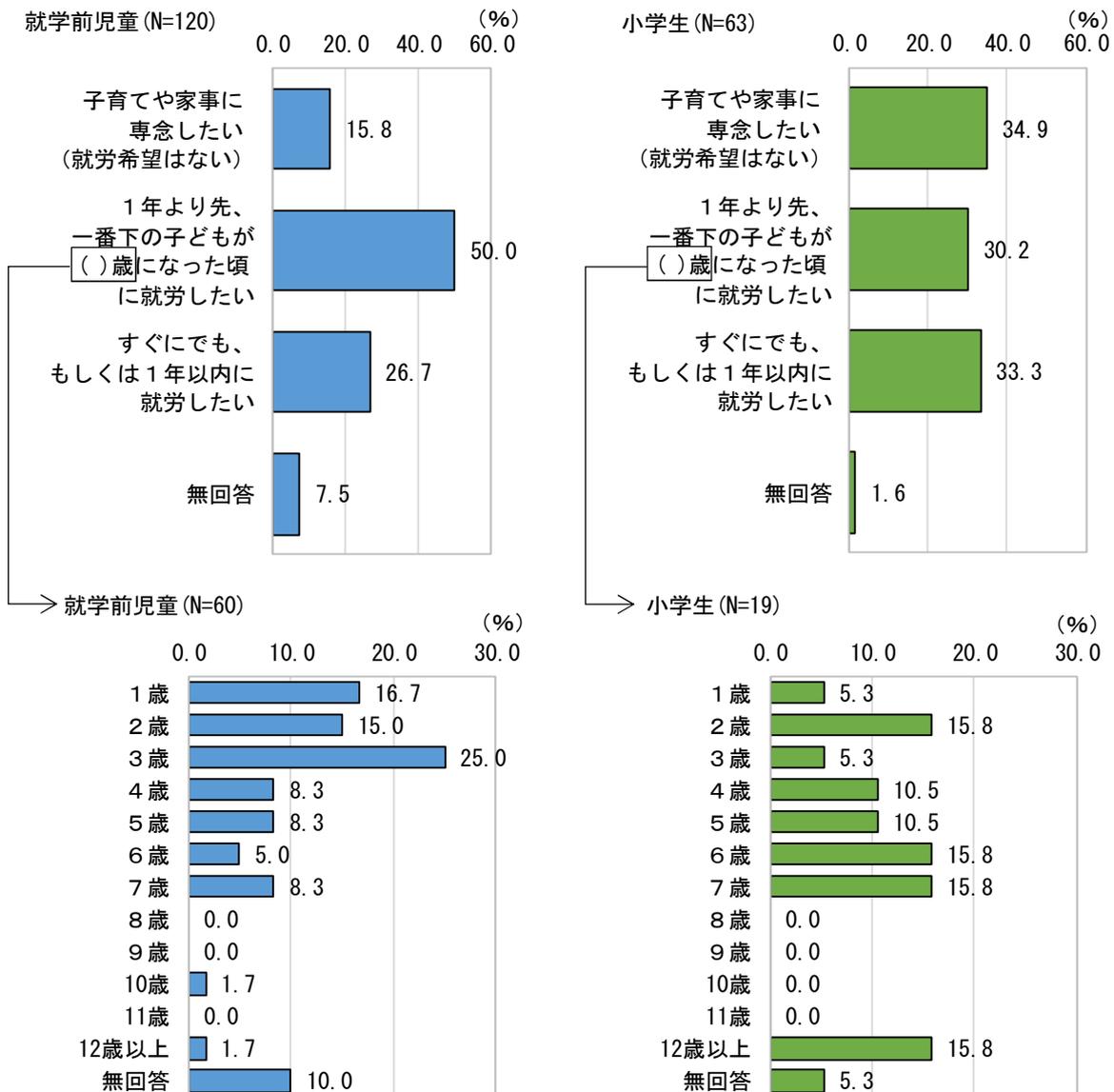
〔就学前児童：問 18-3、問 19-3、小学生：問 12-3、問 13-3〕

<就労していない方にうかがいます。>
就労したいという希望はありますか。

①母親

現在、就労していない母親の就労希望は、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが()歳になった頃に就労したい」が最も多く 50.0%、小学生では「子育てや家事に専念したい(就労希望はない)」が最も多く 34.9%となっています。

また、一番下の子どもが何歳になった頃に就労したいかについては、就学前児童では「3歳」が最も多く 25.0%、小学生では「2歳」「6歳」「7歳」「12歳以上」がそれぞれ最も多く 15.8%となっています。



②父親

現在、就労していない父親は、就学前児童はN=0、小学生はN=1のため、グラフは省略しています。

(5) 希望する就労形態〈単数回答、数値回答〉〔就学前児童：問18-4、問19-4、小学生：問12-4、問13-4〕

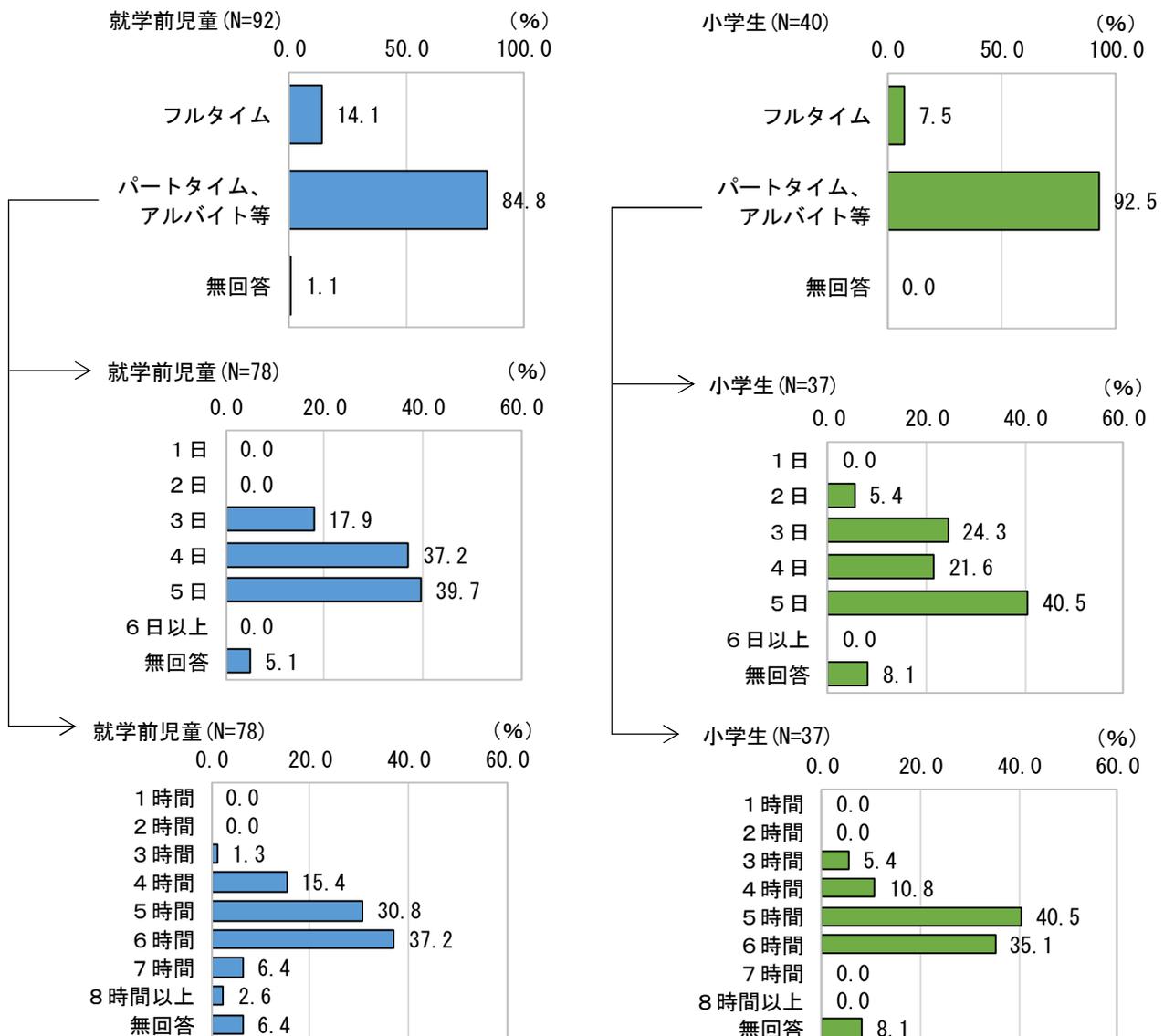
＜就労していないが、就労したいという希望がある方にかがいます。＞

希望する就労形態をお答えください。

①母親

就労していないが、就労したいという希望がある母親の希望する就労形態は、就学前児童では「パートタイム、アルバイト等」の方が多く 84.8%、小学生でも「パートタイム、アルバイト等」の方が多く 92.5% となっています。

また、1週あたりの希望する就労日数については、就学前児童では「5日」が最も多く 39.7%、小学生では「5日」が最も多く 40.5%、1日あたりの希望する就労時間については、就学前児童では「6時間」が最も多く 37.2%、小学生では「5時間」が最も多く 40.5% となっています。



②父親

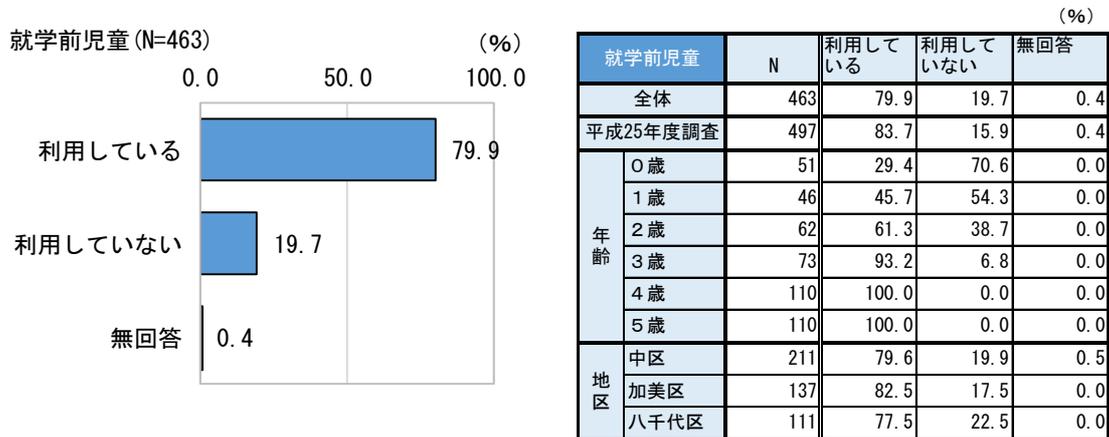
就労していないが、就労したいという希望がある父親は、就学前児童はN=0、小学生はN=1のため、グラフは省略しています。

5 平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況について（就学前児童）

（1）平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用の有無〈単数回答〉〔就学前児童：問20〕

お子さんは現在、平日に幼稚園や保育施設等を定期的に利用していますか。

平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用の有無は、「利用している」が79.9%、「利用していない」が19.7%となっています。

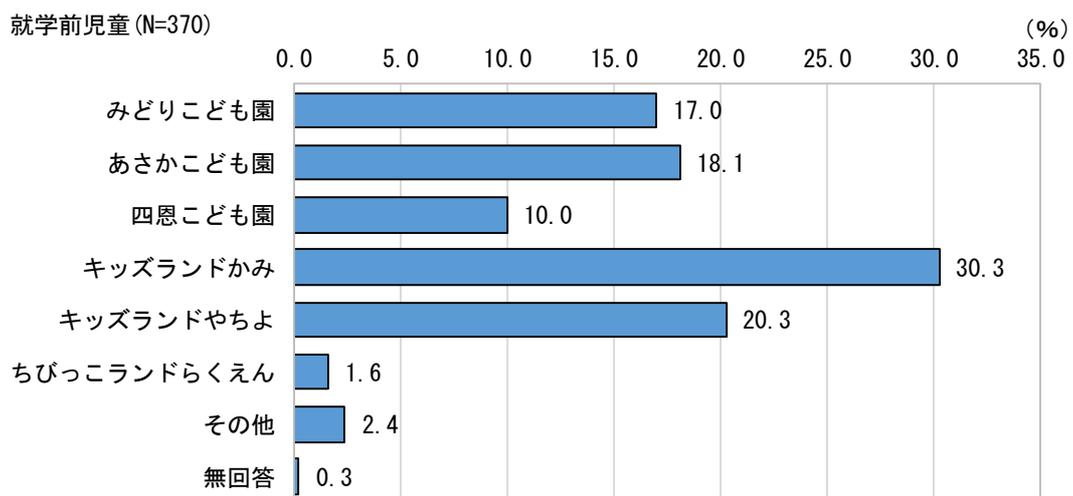


（2）平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用施設〈単数回答〉〔就学前児童：問20-1〕

＜平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している方にかがいます。＞

お子さんは、平日どのような幼稚園や保育施設等を利用していますか。

平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、利用している幼稚園や施設等について聞いたところ、「キッズランドかみ」が最も多く30.3%、次いで「キッズランドやちよ」が20.3%、「あさかこども園」が18.1%となっています。



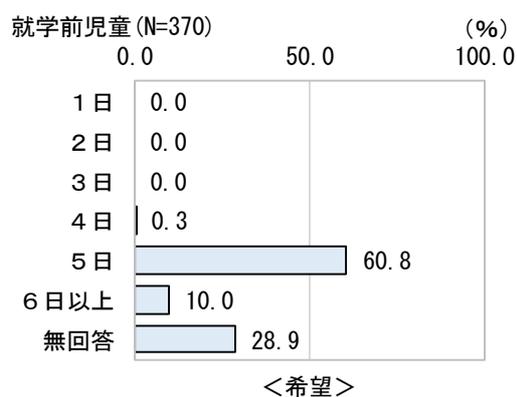
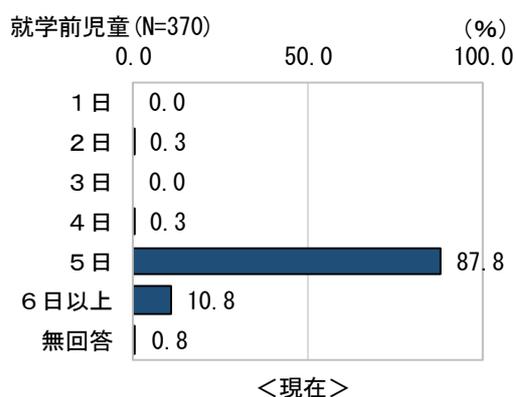
(3) 平日「定期的に」利用している幼稚園・保育施設等の現在の利用状況・今後の利用希望〈数値回答〉

〔就学前児童：問20-2〕

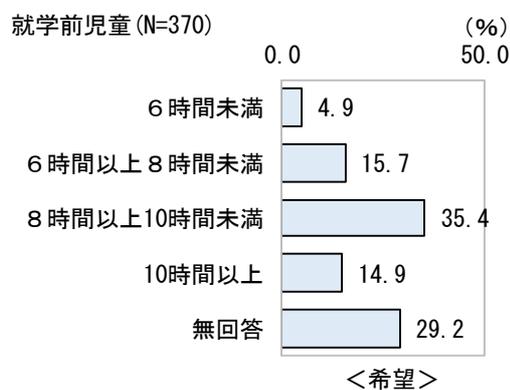
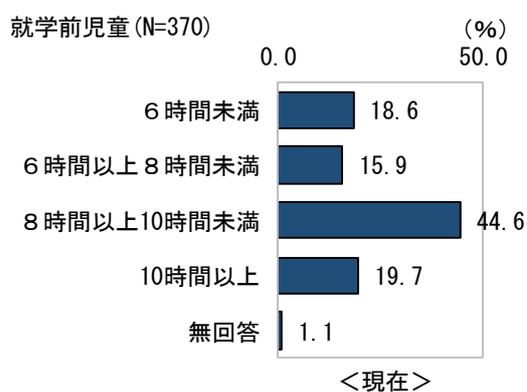
＜平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している方にかがいます。＞

平日に定期的に利用している幼稚園や保育施設等について、現在どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。それぞれ1週あたりの利用日数と1日の利用時間・利用時間帯をお答えください。

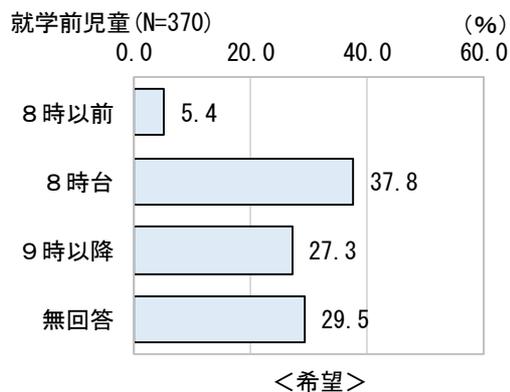
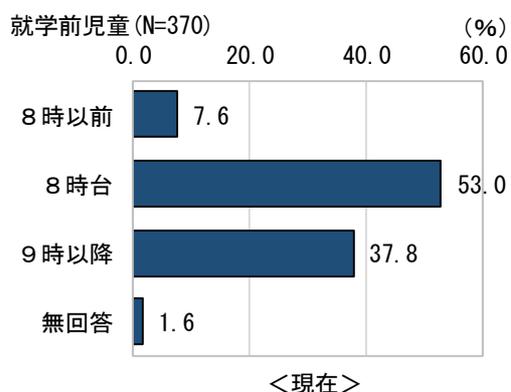
平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、現在の利用状況と今後の利用希望について聞いたところ、1週あたりの日数では、現実では「5日」が最も多く87.8%となっていますが、希望としても「5日」が最も多く60.8%となっています。



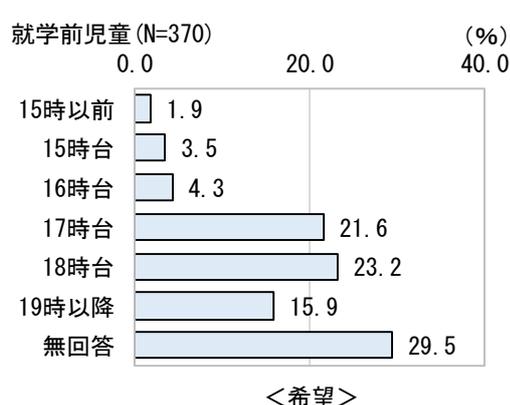
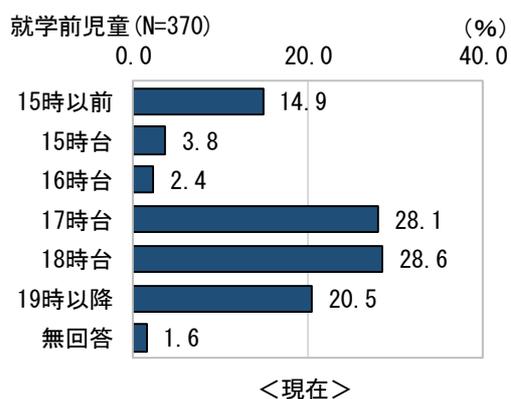
1日あたりの時間は、現実では「8時間以上10時間未満」が最も多く44.6%となっていますが、希望としても「8時間以上10時間未満」が最も多く35.4%となっています。



開始時刻は、現実では「8時台」が最も多く 53.0%となっていますが、希望としても「8時台」が最も多く 37.8%となっています。



終了時刻は、現実では「18時台」が最も多く 28.6%となっていますが、希望としても「18時台」が最も多く 23.2%となっています。

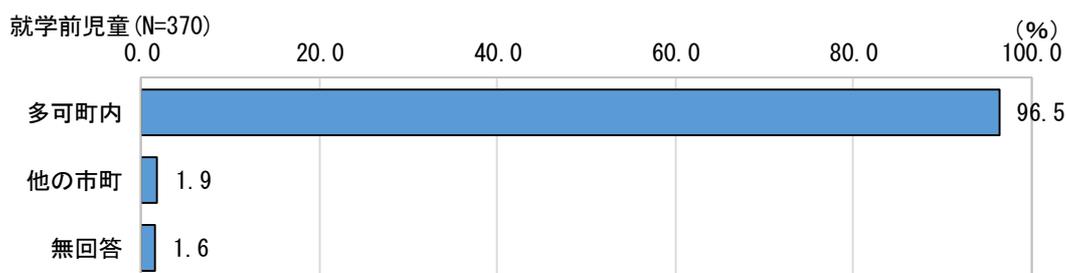


(4) 平日「定期的に」利用している幼稚園・保育施設等の実施場所〈単数回答〉〔就学前児童：問20-3〕

<平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している方にかがいます。>

現在、利用している幼稚園や保育施設等の実施場所についてお答えください。

平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、現在、利用している幼稚園や保育施設等の実施場所について聞いたところ、「多可町内」が96.5%、「他の市町」が1.9%となっています。

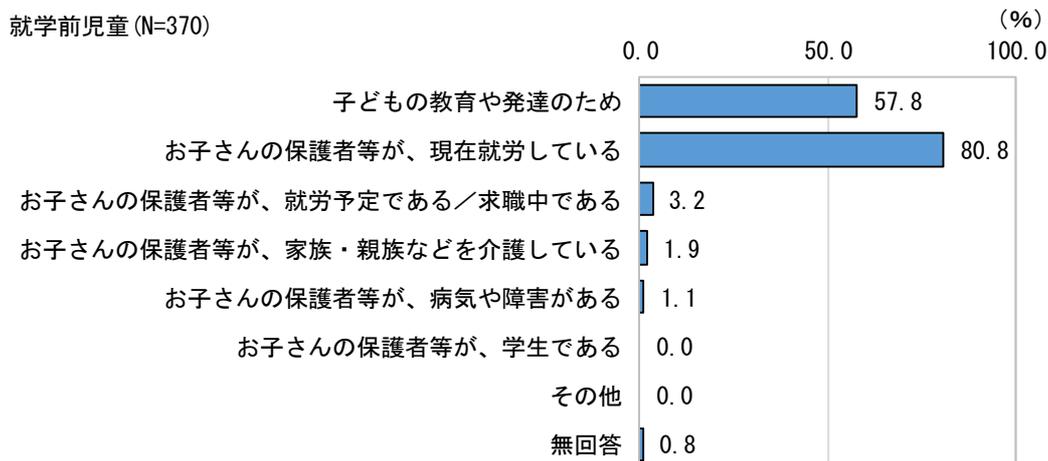


(5) 平日「定期的に」幼稚園・保育施設等を利用している主な理由〈複数回答〉〔就学前児童：問20-4〕

＜平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している方にかがいます。＞

平日に定期的に幼稚園や保育施設等を利用されている主な理由についてお答えください。

平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、利用されている主な理由について聞いたところ、「お子さんの保護者等が、現在就労している」が最も多く80.8%、次いで「子どもの教育や発達のため」が57.8%、「お子さんの保護者等が、就労予定である／求職中である」が3.2%となっています。



(%)

就学前児童	N	子どもの教育や発達のため	お子さんの保護者等が、現在就労している	お子さんの保護者等が、就労予定である／求職中である	お子さんの保護者等が、家族・親族などを介護している	お子さんの保護者等が、病気や障害がある	お子さんの保護者等が、学生である	その他	無回答
全体	370	57.8	80.8	3.2	1.9	1.1	0.0	0.0	0.8
平成25年度調査	416	62.3	75.7	4.8	2.9	1.0	0.0	0.7	1.4
年齢	0歳	15	66.7	93.3	6.7	0.0	6.7	0.0	0.0
	1歳	21	23.8	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2歳	38	55.3	92.1	10.5	2.6	2.6	0.0	0.0
	3歳	68	60.3	77.9	2.9	1.5	0.0	0.0	0.0
	4歳	110	60.0	78.2	2.7	0.9	1.8	0.0	0.0
地区	5歳	110	60.0	79.1	1.8	3.6	0.0	0.0	1.8
	中区	168	59.5	82.1	4.8	2.4	1.2	0.0	0.6
	加美区	113	56.6	81.4	2.7	0.9	0.9	0.0	1.8
	八千代区	86	54.7	79.1	1.2	2.3	1.2	0.0	0.0

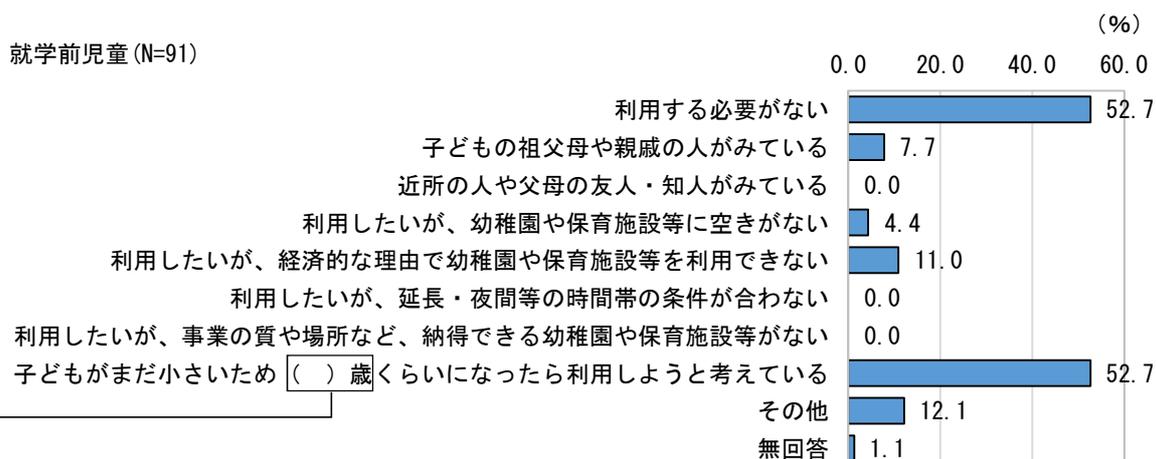
(6) 平日「定期的に」幼稚園・保育施設等を利用していない主な理由〈複数回答〉〔就学前児童：問 20-5〕

<平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用していない方にうかがいます。>

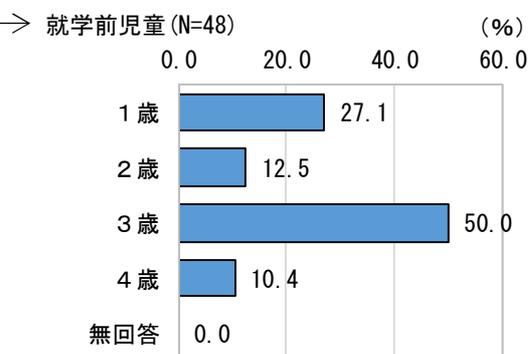
利用していない主な理由についてお答えください

平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用していない人に、利用していない主な理由について聞いたところ、「利用する必要がない」「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」がそれぞれ最も多く 52.7%となっています。

また、何歳くらいになったら利用しようと考えているかについて、「3歳」が最も多く 50.0%となっています。



※利用する必要がない理由については、子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどを想定している。



6 病気になったときの対応について（就学前児童・小学生）

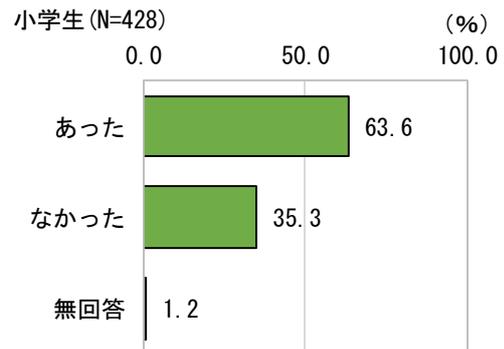
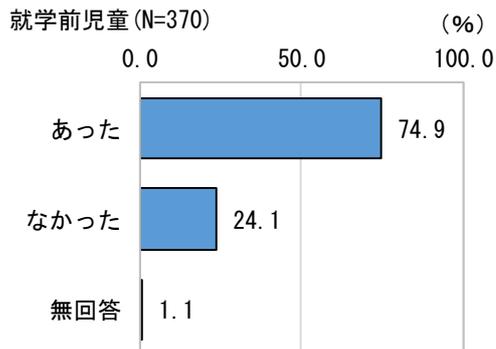
(1) この1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育施設等が利用できなかったことの有無

※小学生は学校を休まなければならなかったこと

〈単数回答〉〔就学前児童：問21、小学生：問18〕

この1年間に、お子さんが病気やけがにより、施設が利用できなかったことはありますか。

この1年間に、お子さんが病気やけがにより、施設が利用できなかったことの有無は、就学前児童では「あった」の方が多く74.9%、小学生でも「あった」の方が多く63.6%となっています。



(%)

就学前児童		N	あった	なかった	無回答
全体		370	74.9	24.1	1.1
平成25年度調査		416	72.4	23.1	4.6
年齢	0歳	15	66.7	26.7	6.7
	1歳	21	81.0	19.0	0.0
	2歳	38	78.9	18.4	2.6
	3歳	68	82.4	16.2	1.5
	4歳	110	70.9	29.1	0.0
	5歳	110	73.6	25.5	0.9
地区	中区	168	70.8	28.0	1.2
	加美区	113	78.8	19.5	1.8
	八千代区	86	79.1	20.9	0.0

(%)

小学生		N	あった	なかった	無回答
全体		428	63.6	35.3	1.2
平成25年度調査		829	63.9	34.4	1.7
学年	1年生	139	54.7	44.6	0.7
	2年生	118	66.1	32.2	1.7
	3年生	139	67.6	31.7	0.7
地区	中区	194	60.3	37.6	2.1
	加美区	123	70.7	28.5	0.8
	八千代区	111	61.3	38.7	0.0

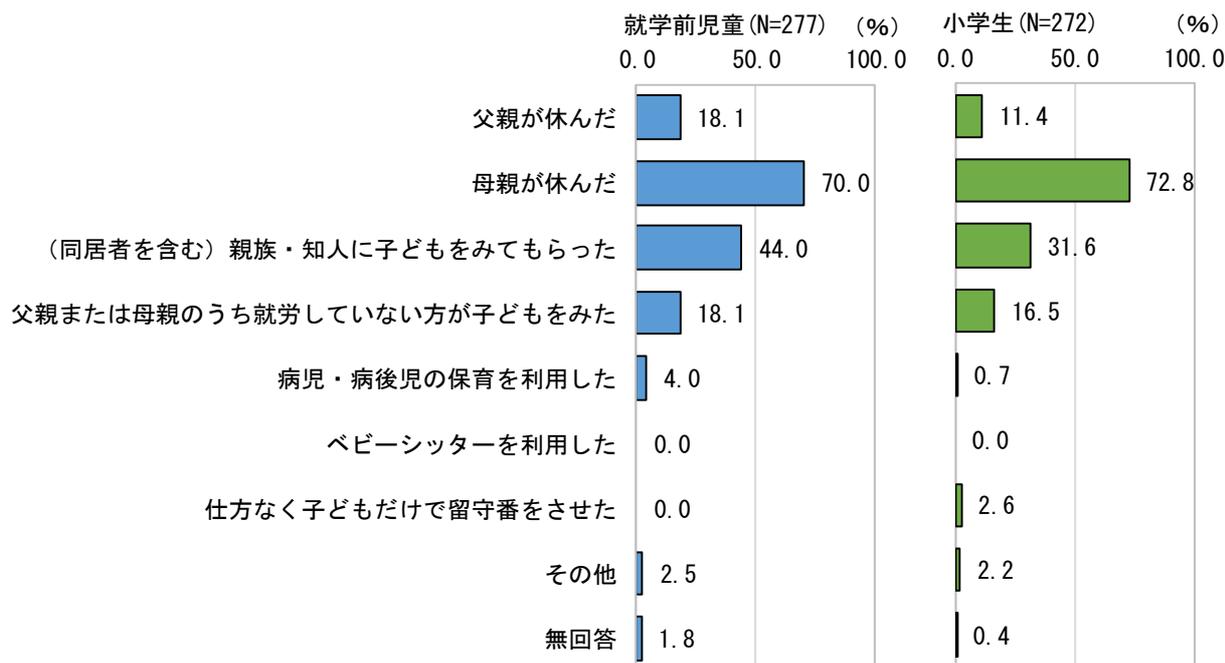
(2) 子どもが病気やけがで普段利用している幼稚園や保育施設等が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処法

※小学生は学校を休まなければならなかったこと

〈複数回答、数値回答〉〔就学前児童：問21-1、小学生：問18-1〕

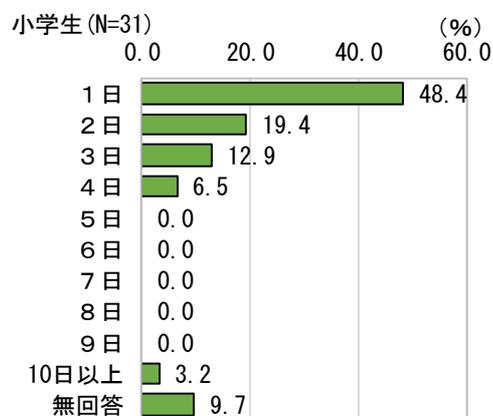
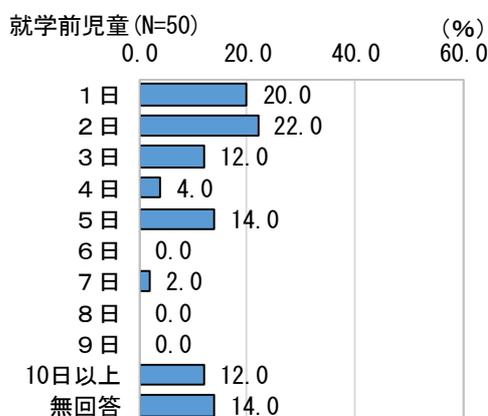
お子さんが病気やけがで普段利用している幼稚園や保育施設等が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法すべてに○をし、それぞれの日数（おおよそ）を記入してください。

子どもが病気やけがで普段利用している幼稚園や保育施設等が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処法は、就学前児童では「母親が休んだ」が最も多く70.0%、小学生でも「母親が休んだ」が最も多く72.8%となっています。



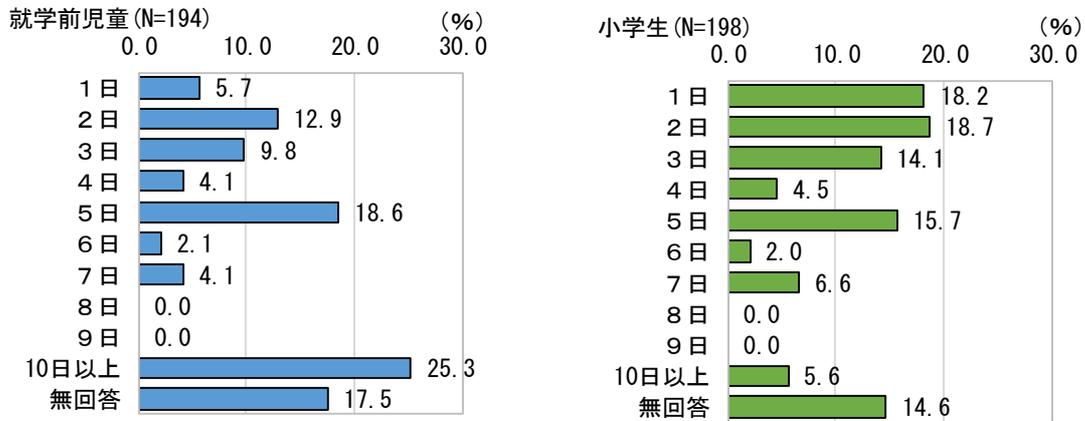
①父親が休んだ

対処法として「父親が休んだ」場合の年間の日数は、就学前児童では「2日」が最も多く22.0%、小学生では「1日」が最も多く48.4%となっています。



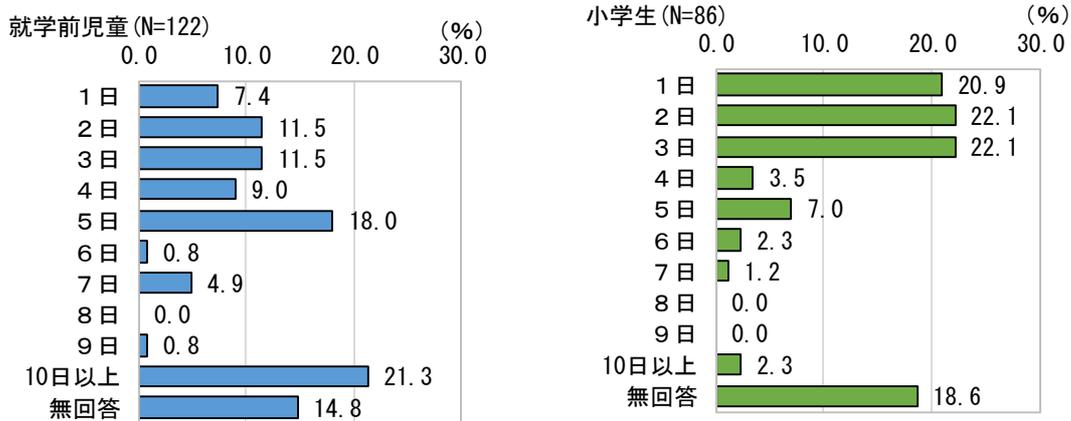
②母親が休んだ

対処法として「母親が休んだ」場合の年間の日数は、就学前児童では「10日以上」が最も多く25.3%、小学生では「2日」が最も多く18.7%となっています。



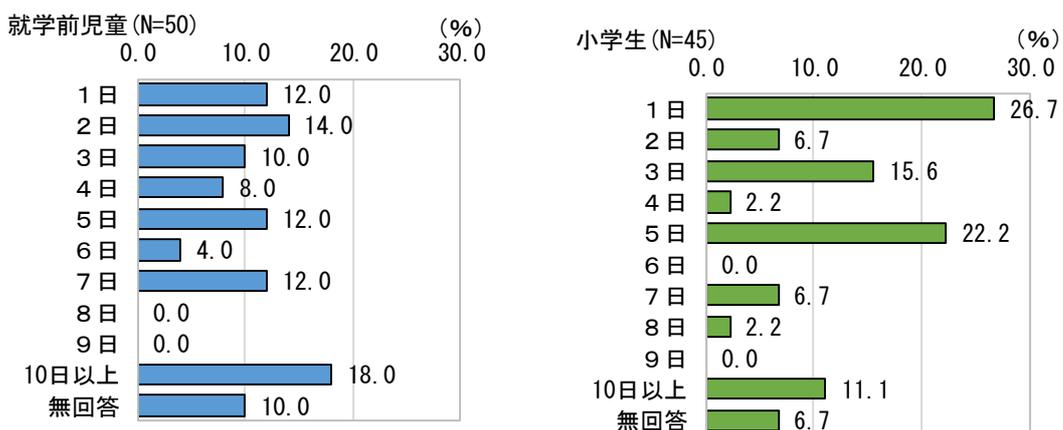
③(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった

対処法として「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」場合の年間の日数は、就学前児童では「10日以上」が最も多く21.3%、小学生では「2日」「3日」がそれぞれ最も多く22.1%となっています。



④父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた

対処法として「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」場合の年間の日数は、就学前児童では「10日以上」が最も多く18.0%、小学生では「1日」が最も多く26.7%となっています。



(3) できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか〈単数回答、数値回答〉

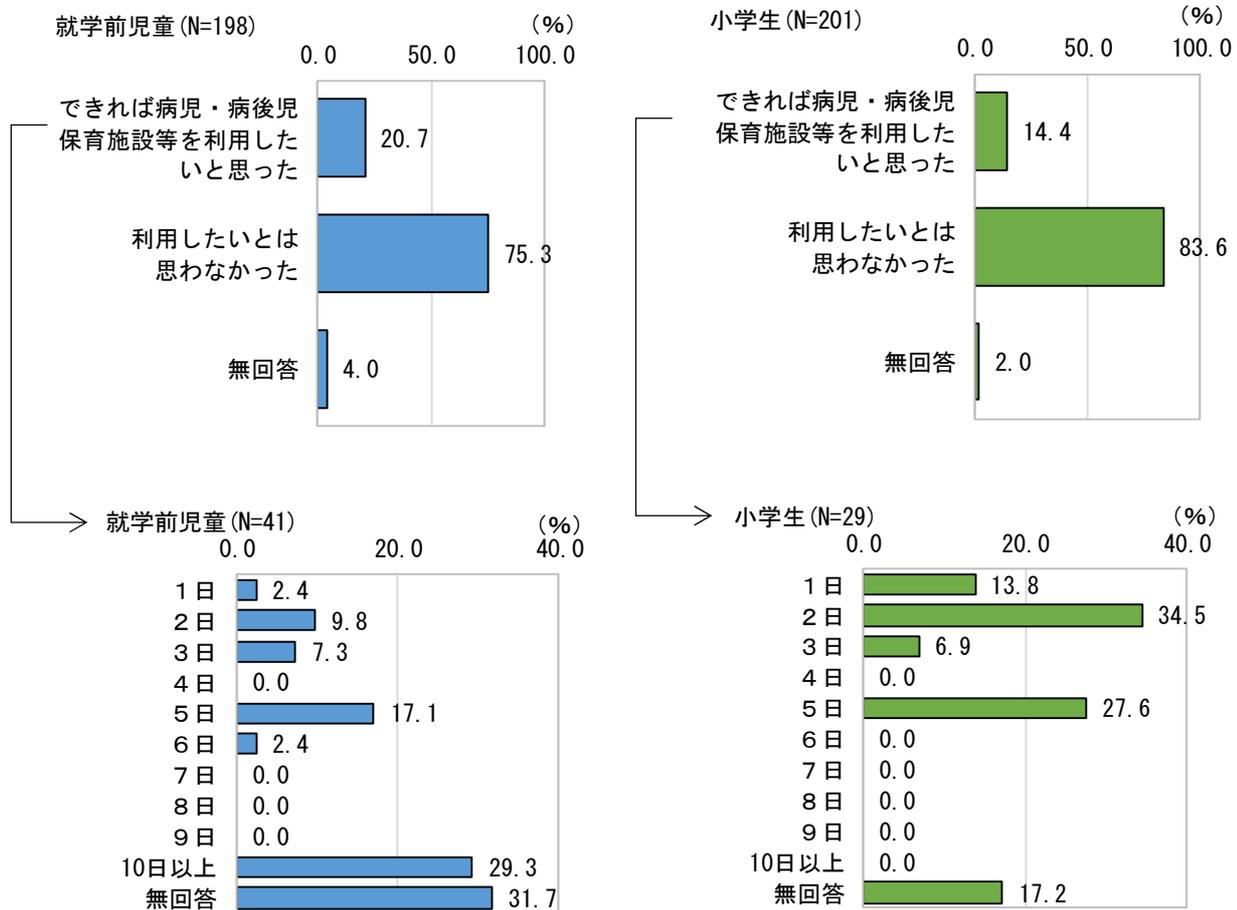
〔就学前児童：問 21-2、小学生：問 18-2〕

＜対処方法として父親または母親が休んだ方にかがいます。＞

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。希望する場合は利用したい日数を記入してください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

対処法として父親または母親が休んだ人に、その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われたかについて聞いたところ、就学前児童では「利用したいとは思わなかった」の方が多く 75.3%、小学生でも「利用したいとは思わなかった」の方が多く 83.6%となっています。

また、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った人に、年間の利用したい日数について聞いたところ、就学前児童では「10日以上」が最も多く 29.3%、小学生では「2日」が最も多く 34.5%となっています。



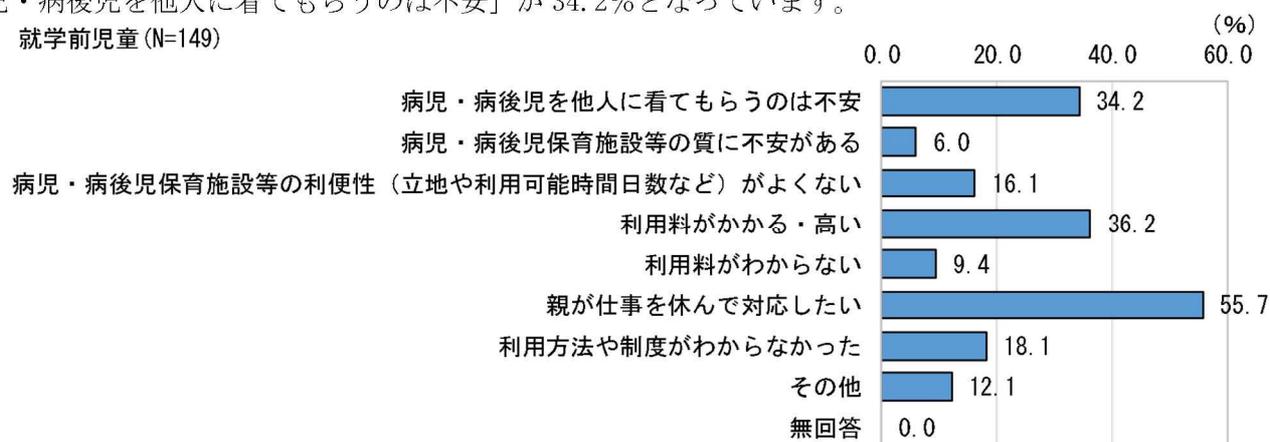
(4) 病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった理由〈複数回答〉〔就学前児童：問 21-3〕

＜病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった方にうかがいます。＞

そう思われた理由は何ですか。

病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった人に、その理由について聞いたところ、「親が仕事を休んで対応したい」が最も多く 55.7%、次いで「利用料がかかる・高い」が 36.2%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 34.2%となっています。

就学前児童 (N=149)



(5) できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思ったか〈単数回答、数値回答〉

〔就学前児童：問 21-4、小学生：問 18-3〕

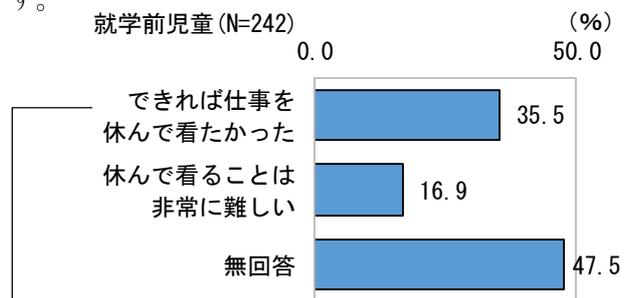
＜父母のいずれかが仕事を休むこと以外の対処方法を選んだ方にうかがいます。＞

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思いましたか。希望する場合は日数を記入してください。

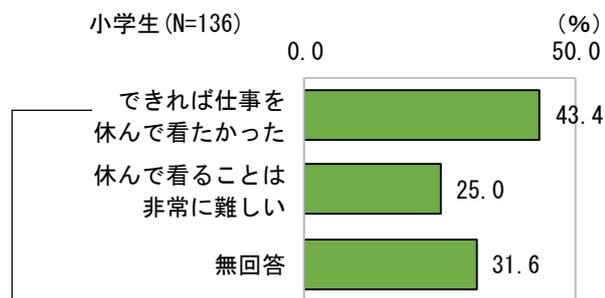
父親または母親が休むこと以外の対処方法を選んだ人に、その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったかについて聞いたところ、就学前児童では「できれば仕事を休んで看たかった」の方が多く 35.5%、小学生でも「できれば仕事を休んで看たかった」の方が多く 43.4%となっています。

また、できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思った人に、希望する日数について聞いたところ、就学前児童では「5日」が最も多く 18.6%、小学生では「2日」が最も多く 23.7%となっています。

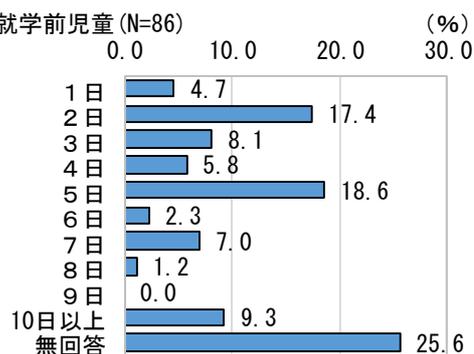
就学前児童 (N=242)



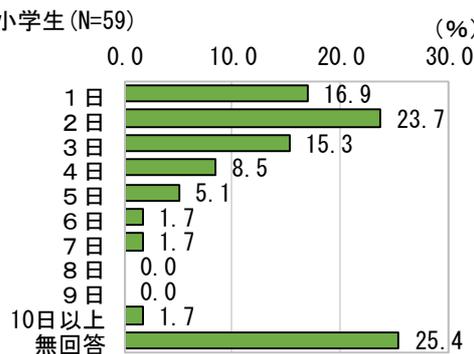
小学生 (N=136)



就学前児童 (N=86)



小学生 (N=59)



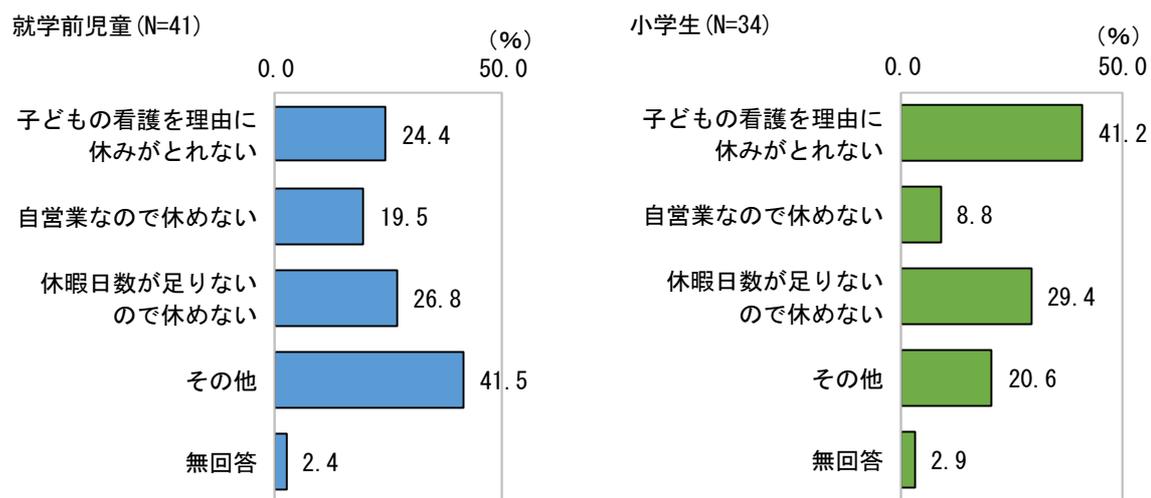
(6) 父母のいずれかが仕事を休んで看ることが難しいと思う理由〈複数回答〉

〔就学前児童：問 21-5、小学生：問 18-4〕

<父母のいずれかが仕事を休んで看することは非常に難しい方にかがいます。>

そう思われる理由は何ですか。

父母のいずれかが仕事を休んで看することは非常に難しい人に、その理由について聞いたところ、就学前児童では「休暇日数が足りないので休めない」が最も多く 26.8%、小学生では「子どもの看護を理由に休みがとれない」が最も多く 41.2%となっています。



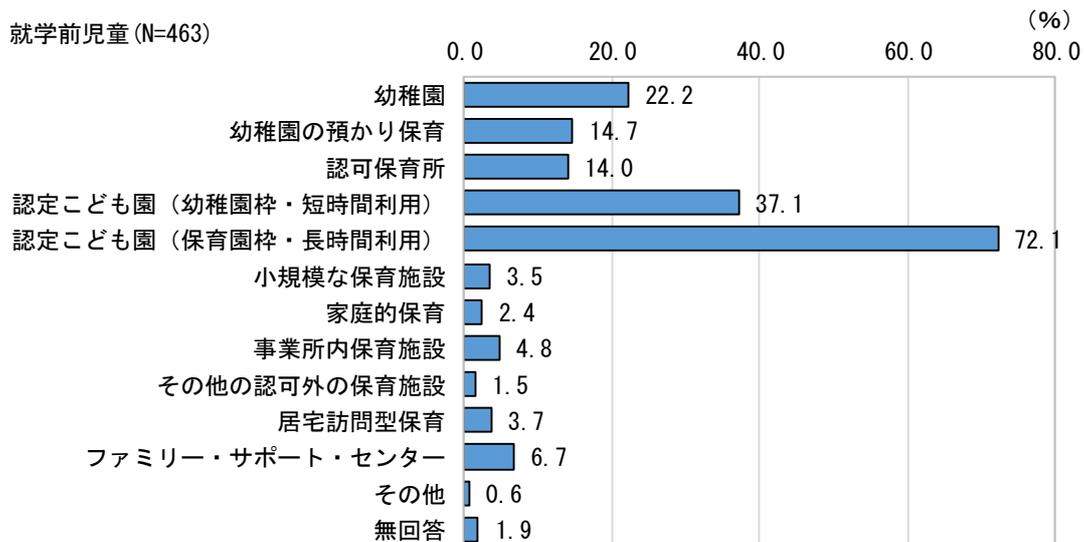
7 平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望について（就学前児童）

(1) 平日の幼稚園・保育施設等として、今後、「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

〔就学前児童：問 22〕

お子さんが現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の幼稚園や保育施設等として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

平日の幼稚園・保育施設等として、今後、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認定こども園（保育園枠・長時間利用）」が最も多く 72.1%、次いで「認定こども園（幼稚園枠・短時間利用）」が 37.1%、「幼稚園」：が 22.2%となっています。



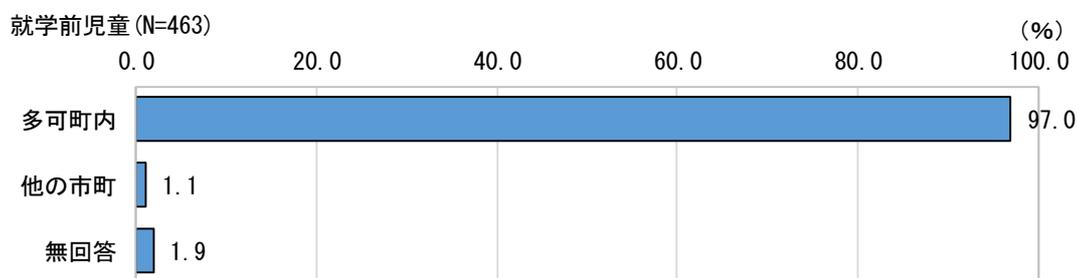
(%)

就学前児童	N	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園（幼稚園枠・短時間利用）	認定こども園（保育園枠・長時間利用）	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答	
全体	463	22.2	14.7	14.0	37.1	72.1	3.5	2.4	4.8	1.5	3.7	6.7	0.6	1.9	
年齢	0歳	51	27.5	23.5	23.5	31.4	76.5	11.8	2.0	3.9	0.0	3.9	2.0	0.0	0.0
	1歳	46	26.1	19.6	17.4	50.0	71.7	4.3	4.3	6.5	0.0	6.5	8.7	2.2	4.3
	2歳	62	32.3	16.1	17.7	48.4	72.6	3.2	0.0	4.8	1.6	4.8	4.8	1.6	0.0
	3歳	73	30.1	19.2	8.2	49.3	60.3	1.4	1.4	4.1	0.0	2.7	5.5	0.0	2.7
	4歳	110	11.8	10.0	9.1	30.9	79.1	0.0	2.7	4.5	1.8	2.7	9.1	0.0	0.9
5歳	110	18.2	8.2	13.6	24.5	72.7	3.6	2.7	5.5	3.6	2.7	8.2	0.9	1.8	
地区	中区	211	14.7	12.3	10.4	38.9	76.8	2.8	2.4	4.3	0.9	3.8	8.1	0.0	1.9
	加美区	137	24.8	14.6	15.3	35.8	64.2	2.2	1.5	4.4	1.5	2.2	5.1	0.7	2.2
	八千代区	111	33.3	18.0	18.9	35.1	73.9	6.3	2.7	6.3	2.7	4.5	5.4	1.8	0.9

(2) 平日の幼稚園・保育施設等を利用したい場所〈単数回答〉〔就学前児童：問22-1〕

幼稚園や保育施設等を利用したい場所についてお答えください。

幼稚園や保育施設等を利用したい場所は、「多可町内」が97.0%、「他の市町」が1.1%となっています。

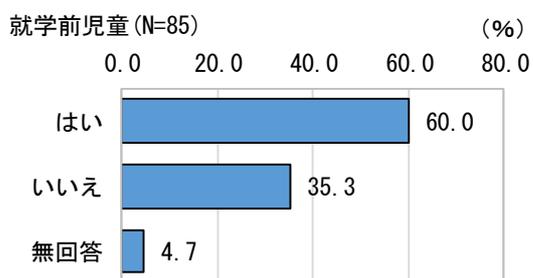


(3) 特に幼稚園の利用希望の有無〈単数回答〉〔就学前児童：問22-2〕

<「幼稚園」または「幼稚園の預かり保育」に利用希望があり、かつそれ以外の事業にも利用希望がある方にうかがいます。>

特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。

特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用希望の有無は、「はい」が60.0%、「いいえ」が35.3%となっています。



就学前児童		N	はい (%)	いいえ (%)	無回答 (%)
全体		85	60.0	35.3	4.7
年齢	0歳	11	45.5	54.5	0.0
	1歳	12	75.0	25.0	0.0
	2歳	18	72.2	27.8	0.0
	3歳	16	56.3	37.5	6.3
	4歳	13	61.5	38.5	0.0
地区	中区	36	55.6	36.1	8.3
	加美区	22	54.5	45.5	0.0
	八千代区	25	72.0	24.0	4.0

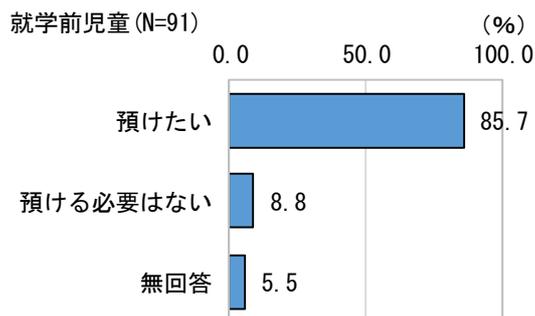
(4) 幼児教育・保育の無償化によって自己負担が軽減された場合の幼稚園・保育施設等の利用希望

〈単数回答〉〔就学前児童：問 23〕

＜現在、「定期的に」幼稚園や保育施設等を利用していない方へうかがいます。＞

国では、幼児教育・保育の無償化を平成 31 年 10 月から実施することが検討されています。無償化によって自己負担が軽減されれば、お子さんを預けたいと思いますか。

現在、「定期的に」幼稚園や保育施設等を利用していない人に、無償化によって自己負担が軽減された場合の幼稚園・保育施設等の利用希望について聞いたところ、「預けたい」が 85.7%、「預ける必要はない」が 8.8%となっています。



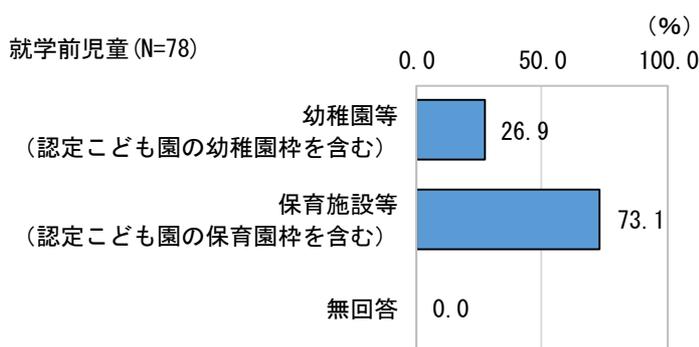
就学前児童		N	預けたい (%)	預ける必要はない (%)	無回答 (%)
全体		91	85.7	8.8	5.5
年齢	0歳	36	88.9	5.6	5.6
	1歳	25	84.0	12.0	4.0
	2歳	24	87.5	4.2	8.3
	3歳	5	60.0	40.0	0.0
	4歳	0	0.0	0.0	0.0
	5歳	0	0.0	0.0	0.0
地区	中区	42	81.0	14.3	4.8
	加美区	24	83.3	4.2	12.5
	八千代区	25	96.0	4.0	0.0

(5) 幼児教育・保育の無償化実施後に預けたい場所 〈単数回答〉〔就学前児童：問 23-1〕

＜無償化によって自己負担が軽減された場合、幼稚園・保育施設等に預けたい方へうかがいます。＞

預けるとしたら、どこへ預けたいですか。

無償化によって自己負担が軽減された場合、幼稚園・保育施設等に預けたい人に、預けたい場所について聞いたところ、「保育施設等（認定こども園の保育園枠を含む）」の方が多く 73.1%となっています。



就学前児童		N	幼稚園等 (認定こども園の幼稚園枠を含む) (%)	保育施設等 (認定こども園の保育園枠を含む) (%)	無回答 (%)
全体		78	26.9	73.1	0.0
年齢	0歳	32	25.0	75.0	0.0
	1歳	21	14.3	85.7	0.0
	2歳	21	47.6	52.4	0.0
	3歳	3	0.0	100.0	0.0
	4歳	0	0.0	0.0	0.0
	5歳	0	0.0	0.0	0.0
地区	中区	34	23.5	76.5	0.0
	加美区	20	20.0	80.0	0.0
	八千代区	24	37.5	62.5	0.0

8 土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望について（就学前児童）

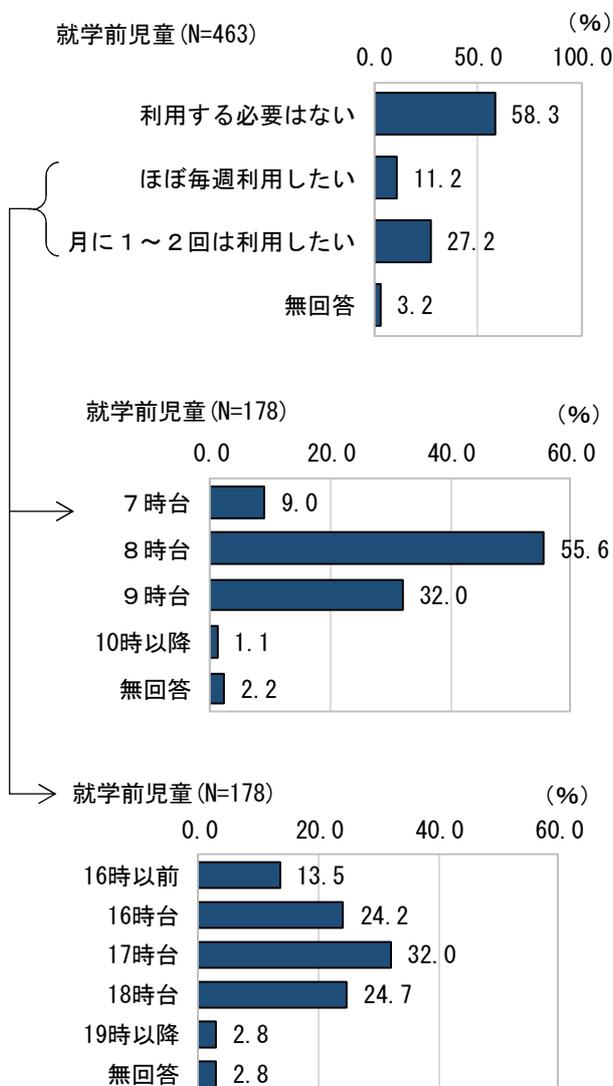
（1）土曜・休日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望〈単数回答、数値回答〉〔就学前児童：問24〕

お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用を希望しますか（一時的な利用は除きます）。希望する場合は、利用したい時間帯を記入してください。

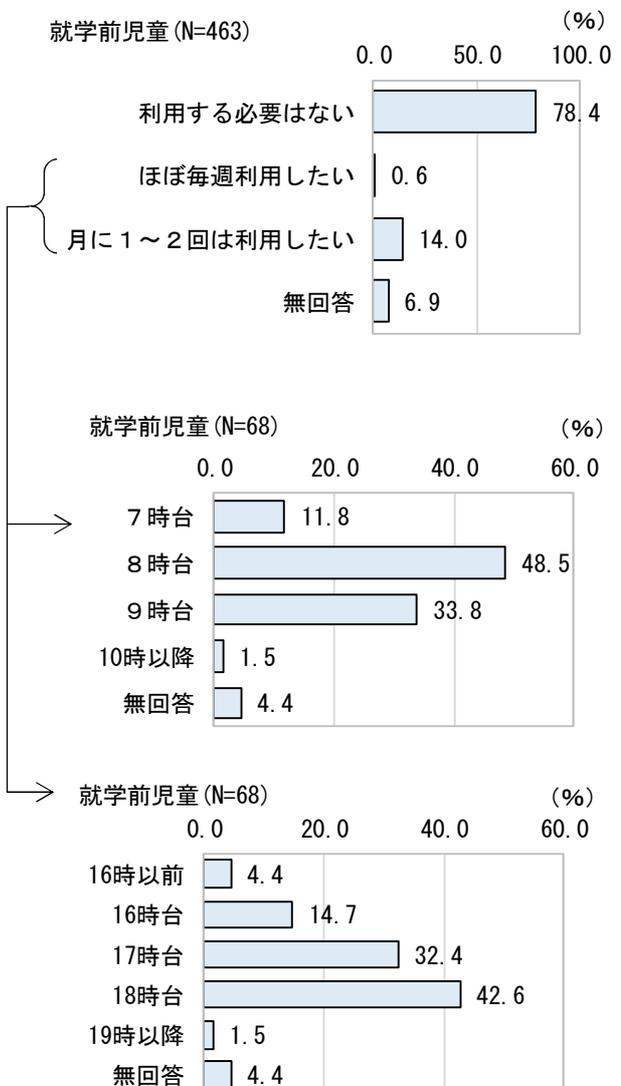
「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用は、土曜日では「利用する希望はない」が最も多く 58.3%、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が最も多く 78.4%となっています。

また、「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用希望がある人に、利用したい時間帯について聞いたところ、土曜日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 55.6%、終了時刻は「17時台」が最も多く 32.0%、日曜日・祝日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 48.5%、終了時刻は「18時台」が最も多く 42.6%となっています。

①土曜日



②日曜日・祝日



(2) 長期休暇中の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用希望〈単数回答、数値回答〉

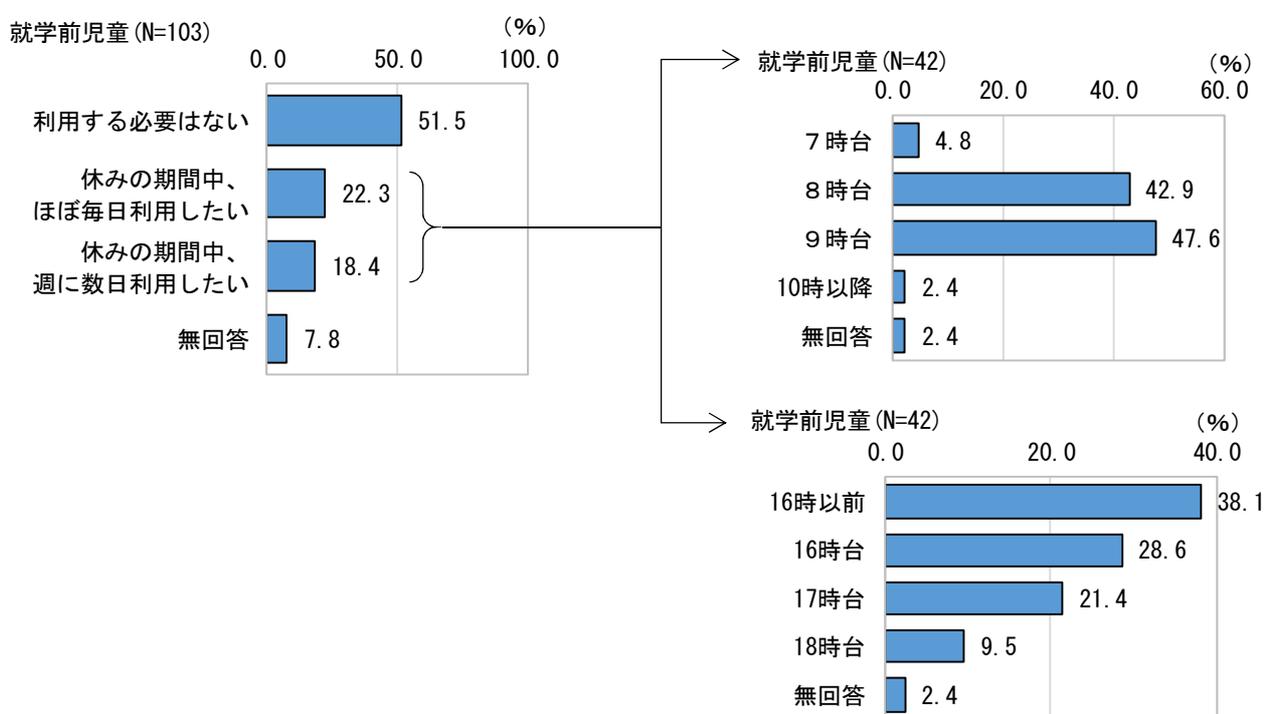
〔就学前児童：問 24-1〕

＜定期的に幼稚園の利用希望がある方にかがいます。＞

お子さんについて、夏休み・冬休みなどに幼稚園の利用を希望しますか。1つに○をし、希望する場合は、利用したい時間帯を記入してください。

定期的に幼稚園の利用希望がある人に、夏休み・冬休みなどに幼稚園の利用希望について聞いたところ、「利用する希望はない」が最も多く 51.5%、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 22.3%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 18.4%となっています。

また、夏休み・冬休みなどに幼稚園の利用希望がある人に、利用したい時間帯について聞いたところ、開始時刻は「9時台」が最も多く 47.6%、終了時刻は「16時以前」が最も多く 38.1%となっています。



9 「不定期の」幼稚園や保育施設の利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前児童）

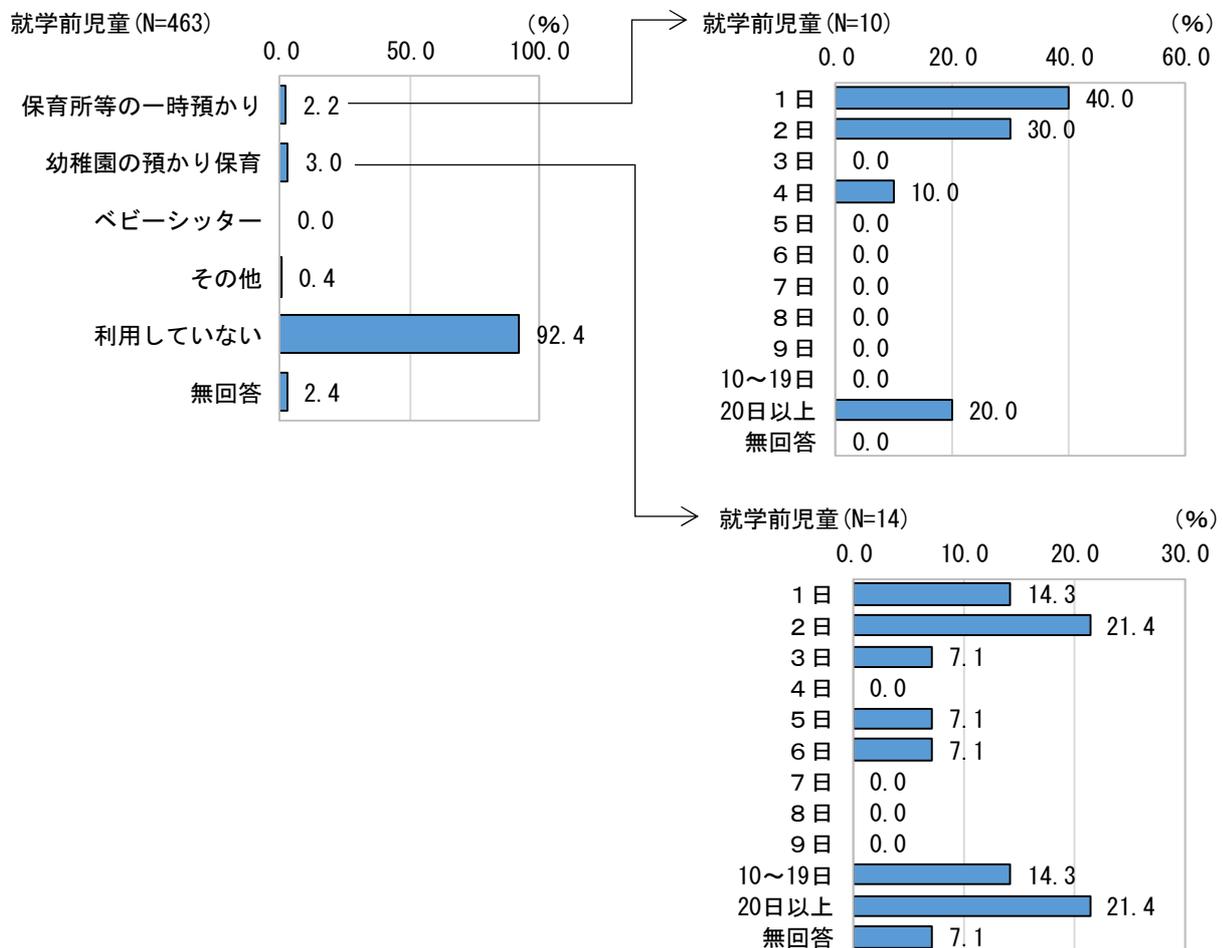
（1）私用、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業の有無

〈複数回答、数値回答〉〔就学前児童：問 25〕

お子さんについて、日中の定期的な保育以外に、私用、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。あてはまる番号すべてに○をし、1年間の利用日数（おおよそ）を記入してください。

日中の定期的な保育以外に、私用、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業の有無は、「利用していない」が最も多く 92.4%、次いで「幼稚園の預かり保育」が 3.0%、「保育所等の一時預かり」が 2.2%となっています。

また、私用、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業を利用している人に、1年間の利用日数について聞いたところ、「保育所等の一時預かり」では「1日」が最も多く 40.0%、「幼稚園の預かり保育」では「2日」「20日以上」がそれぞれ最も多く 21.4%となっています。



※保育所等の一時預かり：私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業

※幼稚園の預かり保育：在園児を対象に通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ

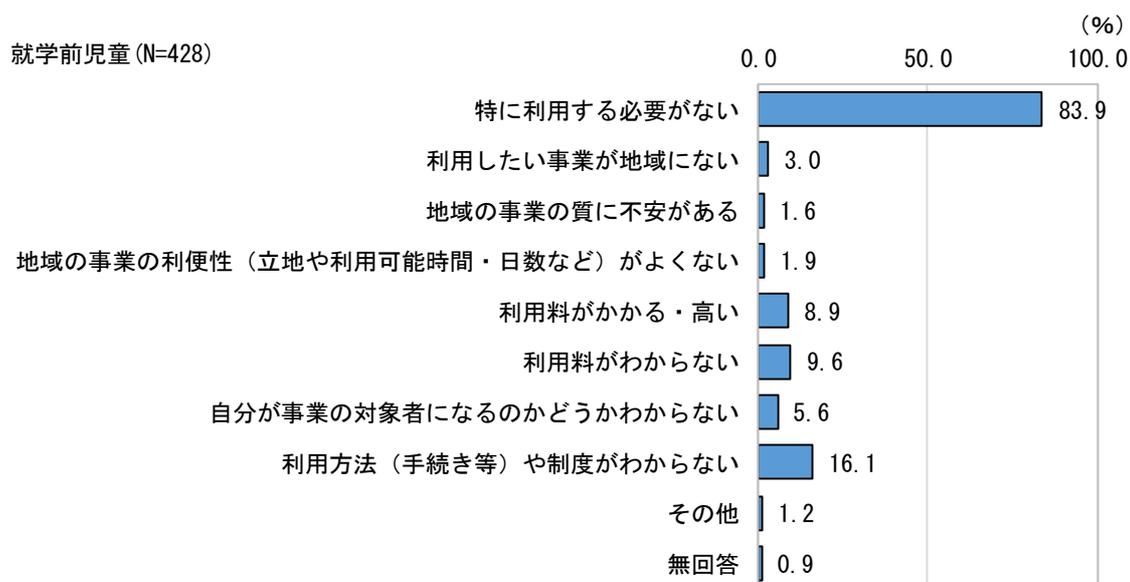
(2) 私用、不特定の就労等の目的で、不定期的に事業を利用しない理由〈複数回答、数値回答〉

〔就学前児童：問 25-1〕

＜私用、不特定の就労等の目的で不定期的に事業を利用していない方にうかがいます。＞

現在利用していない理由は何ですか。

私用、不特定の就労等の目的で不定期的に事業を利用していない人に、現在利用していない理由について聞いたところ、「特に利用する必要がない」が最も多く 83.9%、次いで「利用方法（手続き等）や制度がわからない」が 16.1%、「利用料がわからない」が 9.6%となっています。



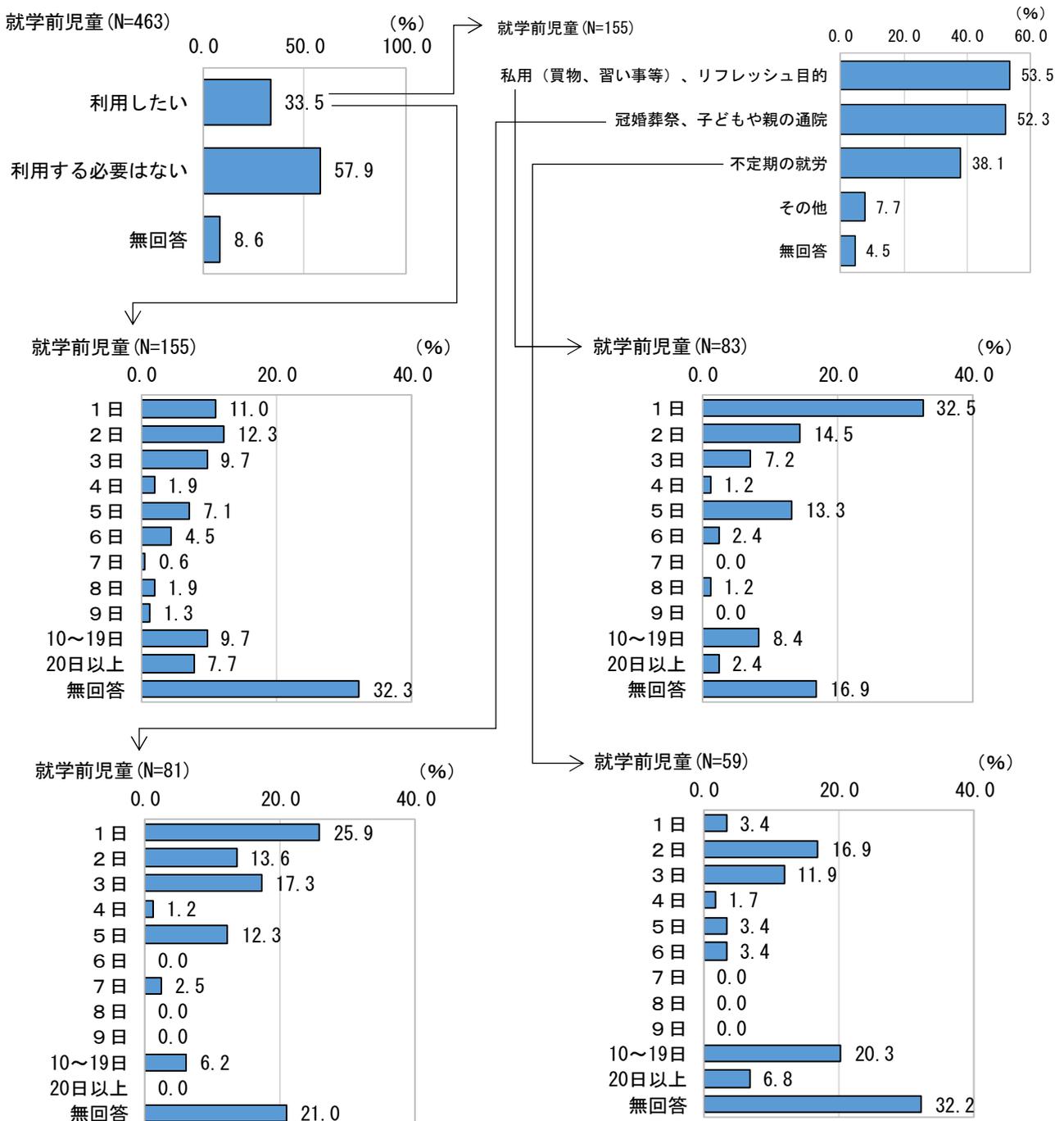
(3) 一時的に預かる事業の利用希望〈単数回答、複数回答、数値回答〉〔就学前児童：問26〕

どのような時に、お子さんを一時的に預かる事業を利用したいと思いますか。また、利用したい日数（おおよそ）を記入してください。

一時的に預かる事業の利用希望は、「利用したい」が33.5%、「利用する必要はない」が57.9%となっています。

また、一時的に預かる事業を利用したい人に、その目的について聞いたところ、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が最も多く53.5%、次いで「冠婚葬祭、子どもや親の通院」が52.3%、「不定期の就労」が38.1%となっています。

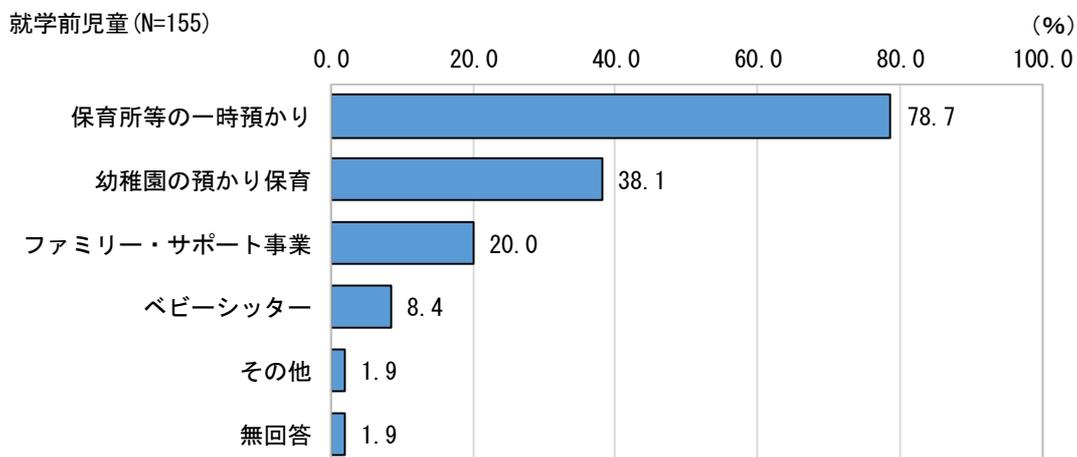
さらに、利用したい日数について聞いたところ、合計では「2日」が最も多く12.3%となっています。



(4) 一時的に預ける場合の望ましい事業形態〈複数回答〉〔就学前児童：問26-1〕

お子さんを一時的に預ける場合、下記のいずれの事業が望ましいと思われますか。

一時的に預ける場合の望ましい事業形態は、「保育所等の一時預かり」が最も多く78.7%、次いで「幼稚園の預かり保育」が38.1%、「ファミリー・サポート事業」が20.0%となっています。



(5) 保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無

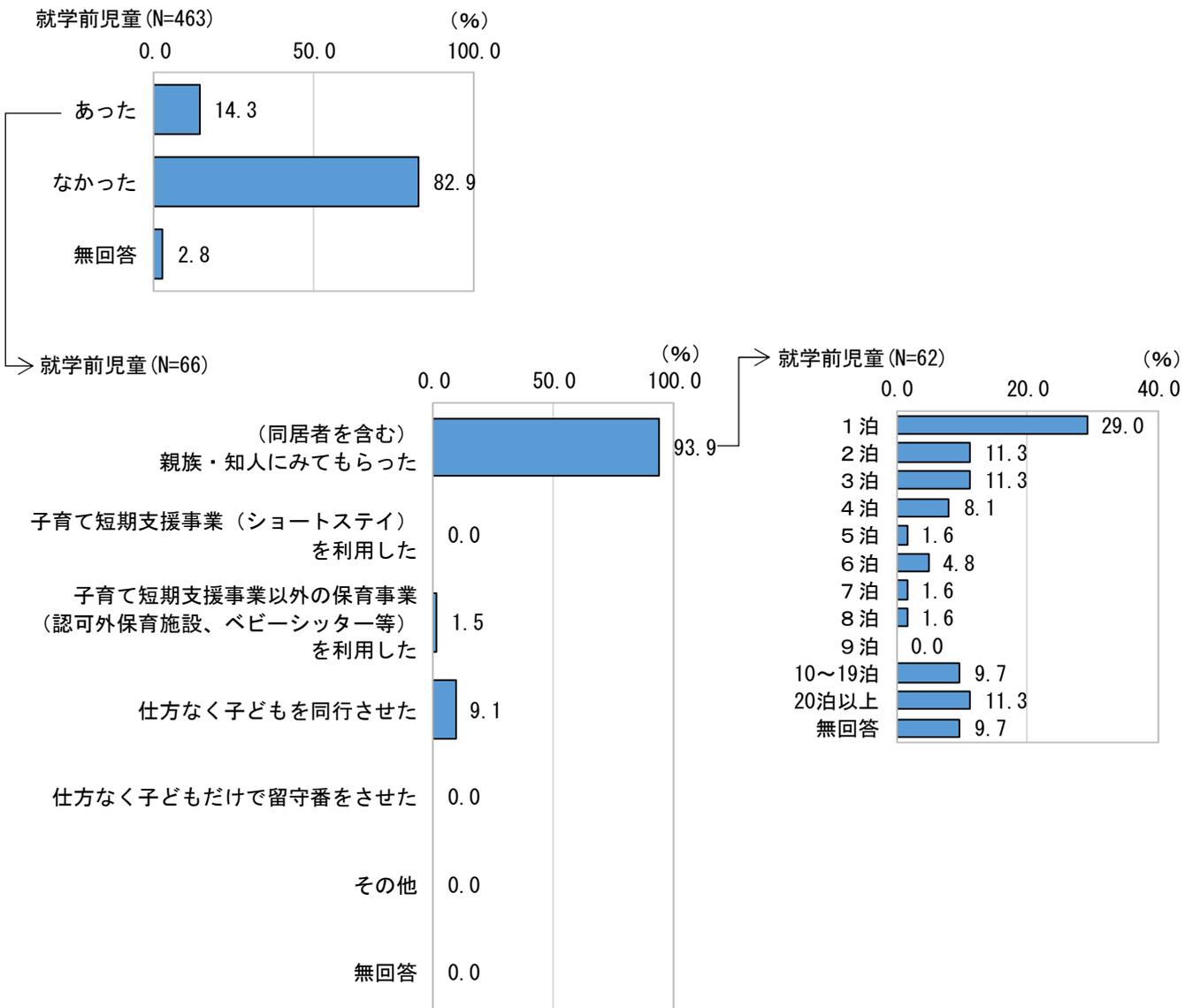
〈単数回答、複数回答、数値回答〉〔就学前児童：問 27〕

この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭や保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。また、あった場合は、この1年間に行った対処方法すべてに○をし、それぞれの日数（おおよそ）を記入してください。

保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無は、「あった」が14.3%、「なかった」が82.9%となっています。

また、保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験がある人に、この1年間で行った対処方法について聞いたところ、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が最も多く93.9%となっています。

さらに、それぞれの日数について聞いたところ、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」では「1泊」が最も多く29.0%となっています。

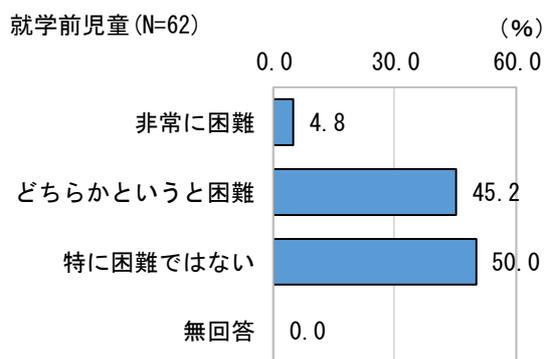


(6) 親族・知人にみてもらった場合の困難度〈単数回答〉〔就学前児童：問27-1〕

＜保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際に（同居者を含む）親族・知人にみてもらったことがある方にうかがいます。＞

その場合の困難度はどの程度でしたか。

親族・知人にみてもらった場合の困難度は、「特に困難ではない」が最も多く50.0%、次いで「どちらかという困難」が45.2%、「非常に困難」が4.8%となっています。



(%)

就学前児童		N	非常に困難	どちらかという困難	特に困難ではない	無回答
全体		62	4.8	45.2	50.0	0.0
平成25年度調査		61	11.5	24.6	62.3	1.6
年齢	0歳	2	0.0	0.0	100.0	0.0
	1歳	7	0.0	57.1	42.9	0.0
	2歳	12	0.0	50.0	50.0	0.0
	3歳	9	0.0	55.6	44.4	0.0
	4歳	13	0.0	46.2	53.8	0.0
	5歳	18	16.7	33.3	50.0	0.0
地区	中区	26	7.7	42.3	50.0	0.0
	加美区	17	5.9	47.1	47.1	0.0
	八千代区	18	0.0	44.4	55.6	0.0

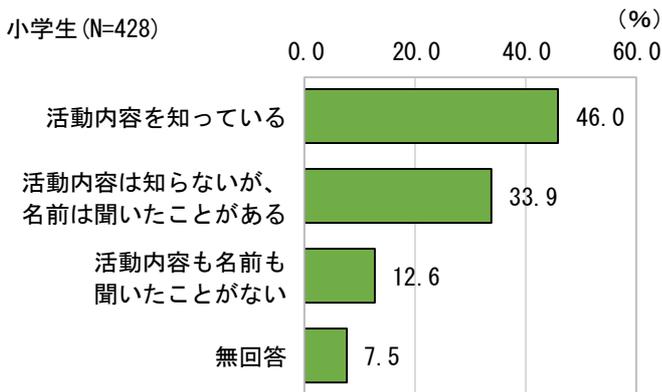
10 放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生）

（1）放課後子ども広場と放課後児童クラブ（学童保育）の認知度〈単数回答〉〔小学生：問14〕

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所として、放課後子ども広場と放課後児童クラブ（学童保育）を実施しています。これらの子育て支援サービスを知っていましたか。

①放課後子ども広場

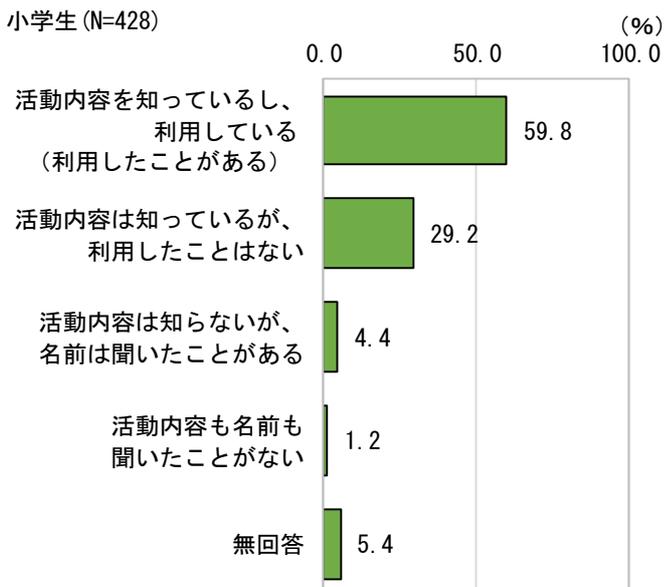
放課後子ども広場の認知度は、「活動内容を知っている」が最も多く46.0%、次いで「活動内容は知らないが、名前は聞いたことがある」が33.9%、「活動内容も名前も聞いたことがない」が12.6%となっています。



小学生		N	活動内容を知っている	活動内容は知らないが、名前は聞いたことがある	活動内容も名前も聞いたことがない	無回答
全体		428	46.0	33.9	12.6	7.5
学年	1年生	139	46.0	38.1	8.6	7.2
	2年生	118	46.6	30.5	15.3	7.6
	3年生	139	48.9	29.5	15.1	6.5
地区	中区	194	45.4	34.5	10.8	9.3
	加美区	123	58.5	30.1	6.5	4.9
	八千代区	111	33.3	36.9	22.5	7.2

②放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）の認知度は、「活動内容を知っているし、利用している（利用したことがある）」が最も多く59.8%、次いで「活動内容は知っているが、利用したことはない」が29.2%、「活動内容は知らないが、名前は聞いたことがある」が4.4%となっています。



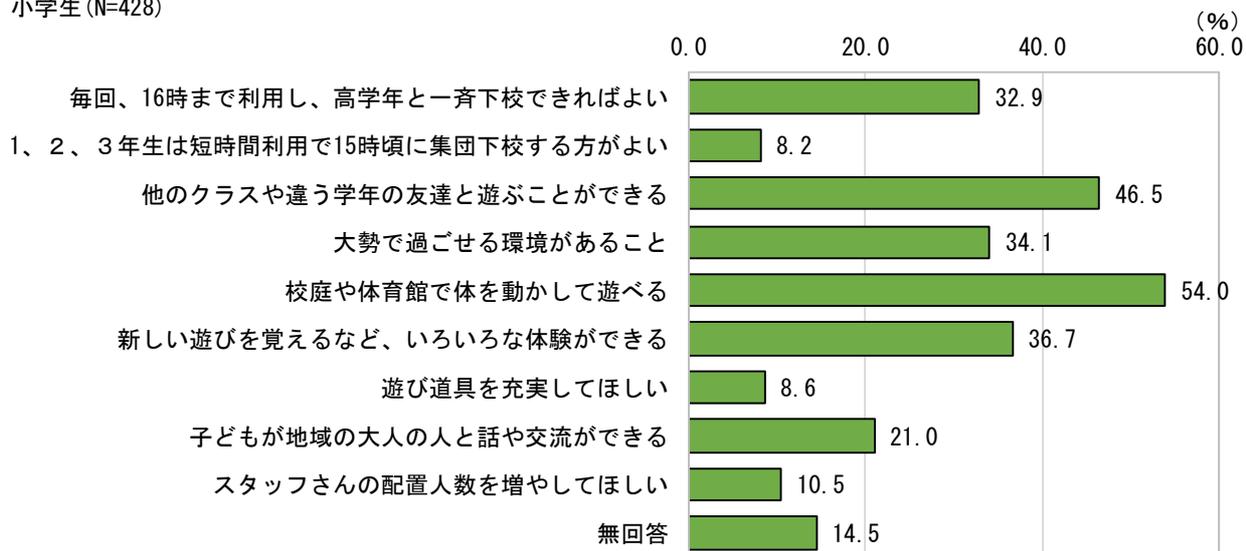
小学生		N	活動内容を知っているし、利用している（利用したことがある）」	活動内容は知っているが、利用したことはない	活動内容は知らないが、名前は聞いたことがある	活動内容も名前も聞いたことがない	無回答
全体		428	59.8	29.2	4.4	1.2	5.4
学年	1年生	139	61.9	27.3	4.3	0.7	5.8
	2年生	118	56.8	31.4	4.2	0.8	6.8
	3年生	139	61.2	28.8	5.8	2.2	2.2
地区	中区	194	59.8	27.3	4.6	0.0	8.2
	加美区	123	60.2	30.9	3.3	2.4	3.3
	八千代区	111	59.5	30.6	5.4	1.8	2.7

(2) 放課後子ども広場に期待(希望)すること〈複数回答〉〔小学生：問14-1〕

お子さんにとって、「放課後子ども広場」にどのようなことを期待(希望)しますか。

放課後子ども広場に期待(希望)することは、「校庭や体育館で体を動かして遊べる」が最も多く54.0%、次いで「他のクラスや違う学年の友達と遊ぶことができる」が46.5%、「新しい遊びを覚えるなど、いろいろな体験ができる」が36.7%となっています。

小学生(N=428)



(%)

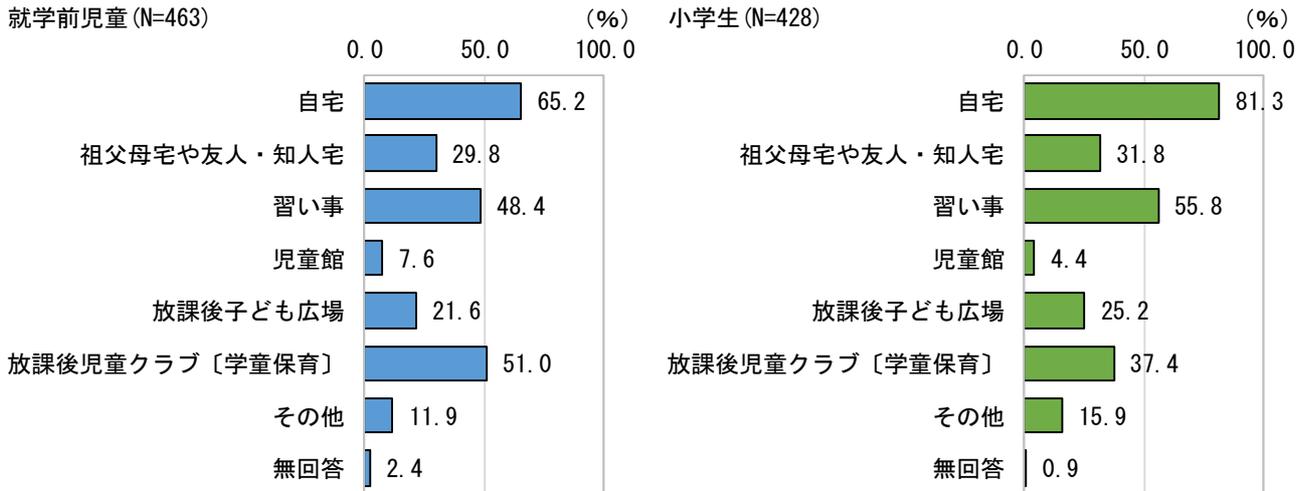
小学生	N	毎回、16時まで利用し、高学年と一斉下校できればよい	1、2、3年生は短時間利用で15時頃に集団下校する方がよい	他のクラスや違う学年の友達と遊ぶことができる	大勢で過ごせる環境があること	校庭や体育館で体を動かして遊べる	新しい遊びを覚えるなど、いろいろな体験ができる	遊び道具を充実してほしい	子どもが地域の大人の人と話や交流ができる	スタッフさんの配置人数を増やしてほしい	無回答	
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
全体	428	32.9	8.2	46.5	34.1	54.0	36.7	8.6	21.0	10.5	14.5	
学年	1年生	139	28.1	10.1	52.5	37.4	57.6	40.3	9.4	18.0	10.8	12.2
	2年生	118	33.1	5.1	49.2	38.1	57.6	38.1	8.5	24.6	11.0	16.9
	3年生	139	38.8	10.1	41.0	30.2	49.6	33.8	7.2	18.0	8.6	12.2
地区	中区	194	39.7	7.7	47.9	37.1	50.0	35.6	9.8	22.2	11.3	12.9
	加美区	123	30.1	4.9	55.3	32.5	60.2	42.3	8.1	19.5	6.5	11.4
	八千代区	111	24.3	12.6	34.2	30.6	54.1	32.4	7.2	20.7	13.5	20.7

(3) 放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所〈複数回答、数値回答〉

〔就学前児童：問 28、小学生：問 15〕

お子さんについて、(就学前児童については小学生になったら)、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）の両方にお答えください。あてはまる番号すべてに○をし、それぞれ希望する週あたり日数を記入してください。さらに、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も記入してください。

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所は、就学前児童では「自宅」が最も多く 65.2%、小学生でも「自宅」が最も多く 81.3%となっています。



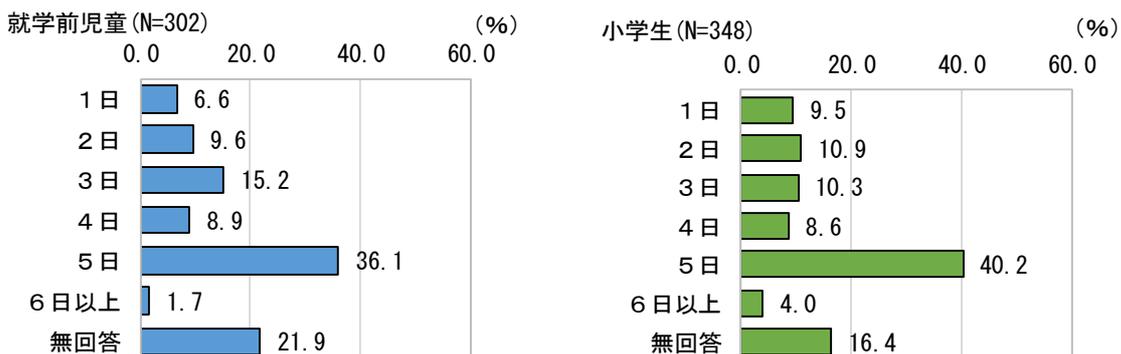
就学前児童		(%)								
	N	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	放課後子ども広場	放課後児童クラブ〔学童保育〕	その他	無回答	
全体	463	65.2	29.8	48.4	7.6	21.6	51.0	11.9	2.4	
年齢	0歳	51	64.7	29.4	56.9	15.7	29.4	45.1	9.8	3.9
	1歳	46	76.1	23.9	54.3	8.7	30.4	39.1	21.7	2.2
	2歳	62	59.7	33.9	53.2	9.7	14.5	50.0	12.9	4.8
	3歳	73	64.4	34.2	46.6	4.1	21.9	42.5	9.6	2.7
	4歳	110	63.6	32.7	44.5	5.5	24.5	57.3	9.1	0.9
5歳	110	64.5	24.5	41.8	6.4	14.5	59.1	12.7	0.9	
地区	中区	211	63.0	29.4	46.4	7.6	25.6	54.0	6.6	1.9
	加美区	137	61.3	23.4	46.0	9.5	16.8	51.8	14.6	4.4
	八千代区	111	74.8	39.6	56.8	4.5	18.9	43.2	18.0	0.9

小学生		(%)								
	N	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	放課後子ども広場	放課後児童クラブ〔学童保育〕	その他	無回答	
全体	428	81.3	31.8	55.8	4.4	25.2	37.4	15.9	0.9	
学年	1年生	139	76.3	30.9	57.6	4.3	30.9	48.9	13.7	0.7
	2年生	118	81.4	29.7	50.0	5.1	28.8	32.2	18.6	0.8
	3年生	139	85.6	30.2	56.8	4.3	18.0	33.1	15.1	1.4
地区	中区	194	78.4	28.9	52.1	4.6	29.4	33.5	12.4	1.5
	加美区	123	78.9	30.1	55.3	5.7	25.2	48.0	22.8	0.0
	八千代区	111	89.2	38.7	63.1	2.7	18.0	32.4	14.4	0.9

①低学年（1～3年生）

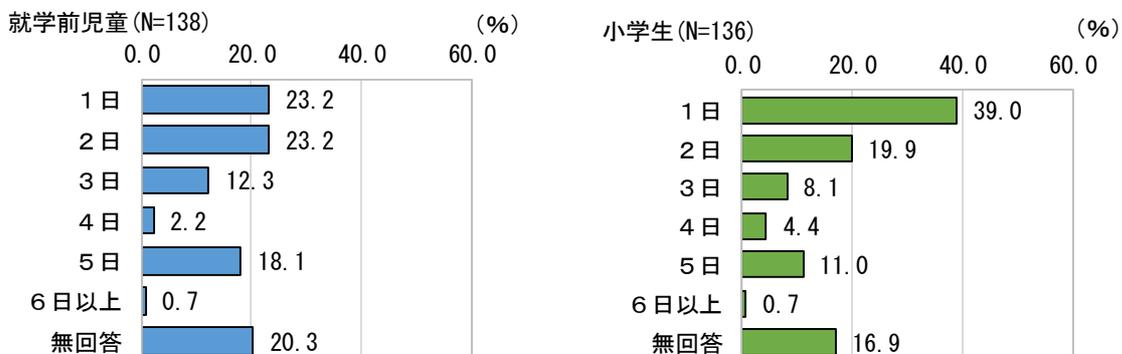
1) 自宅

低学年（1～3年生）において、自宅で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「5日」が最も多く 36.1%、小学生でも「5日」が最も多く 40.2%となっています。



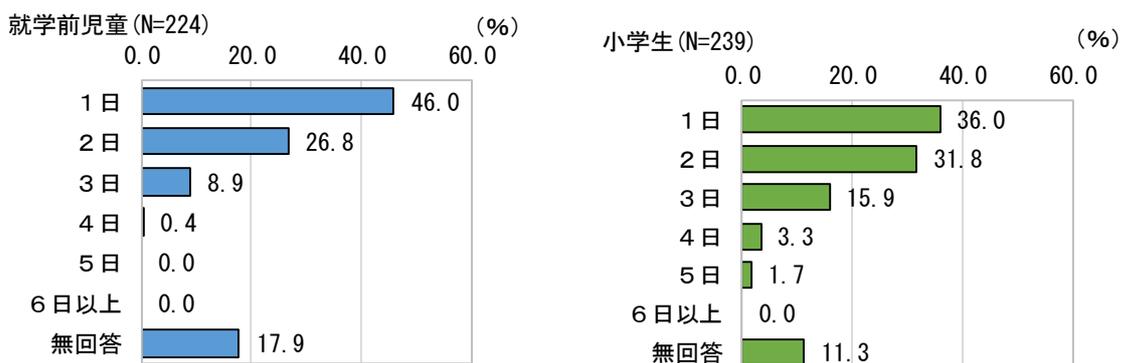
2) 祖父母宅や友人・知人宅

低学年（1～3年生）において、祖父母宅や友人・知人宅で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」「2日」がそれぞれ最も多く23.2%、小学生では「1日」が最も多く39.0%となっています。



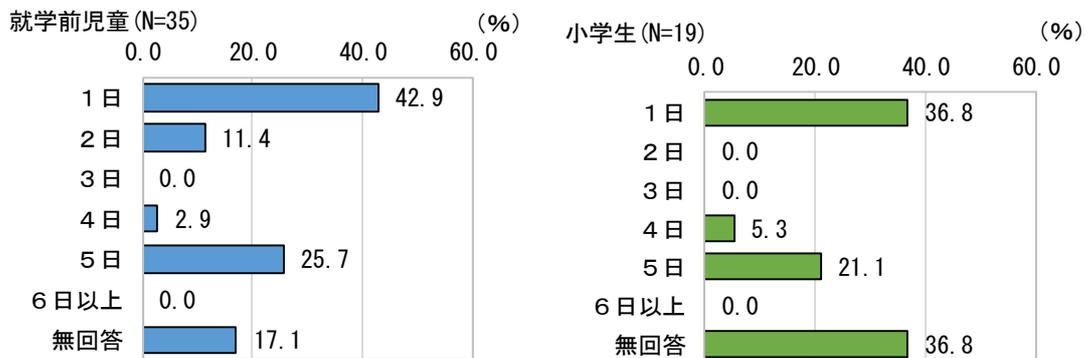
3) 習い事

低学年（1～3年生）において、習い事で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」が最も多く46.0%、小学生では「1日」が最も多く36.0%となっています。



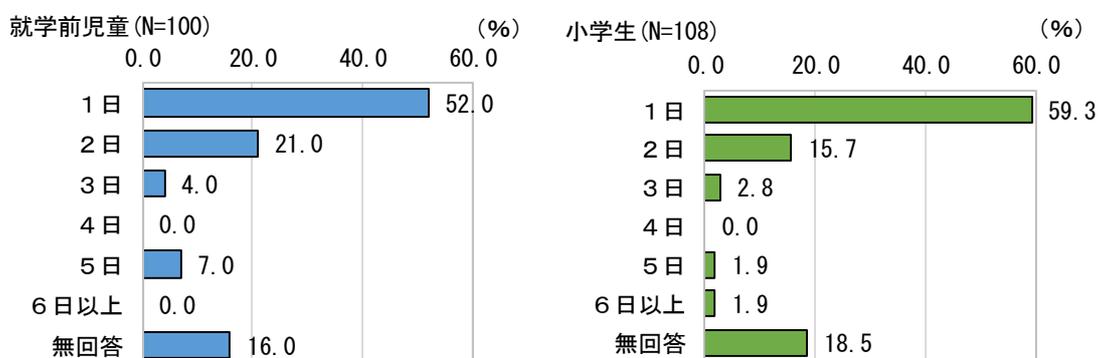
4) 児童館

低学年（1～3年生）において、児童館で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」が最も多く42.9%、小学生でも「1日」が最も多く36.8%となっています。



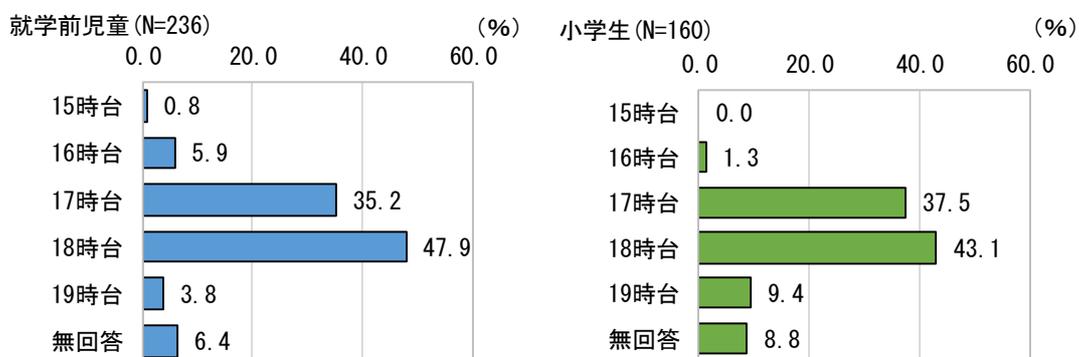
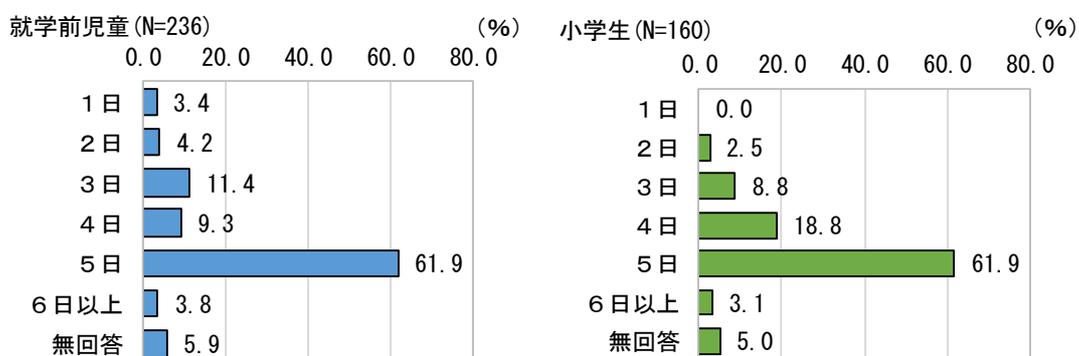
5) 放課後子ども広場

低学年（1～3年生）において、放課後子ども広場で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」が最も多く52.0%、小学生でも「1日」が最も多く59.3%となっています。



6) 放課後児童クラブ〔学童保育〕

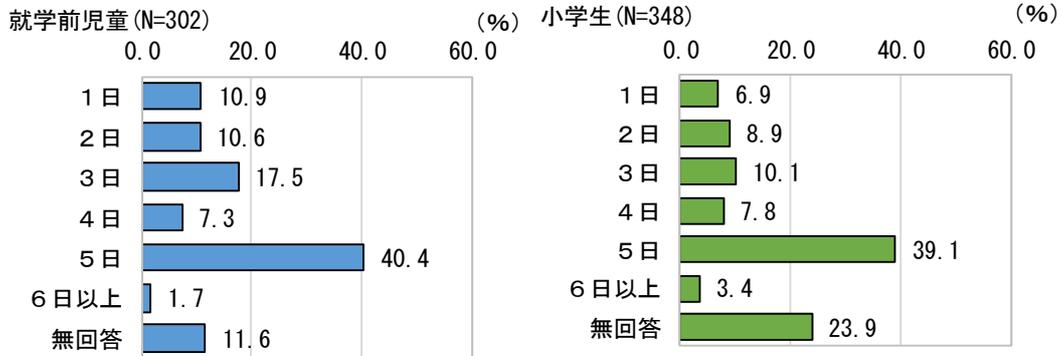
低学年（1～3年生）において、放課後児童クラブ〔学童保育〕で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「5日」が最も多く61.9%、小学生でも「5日」が最も多く61.9%、利用希望時間は、就学前児童では下校時から「18時台」までが最も多く47.9%、小学生でも下校時から「18時台」までが最も多く43.1%となっています。



②高学年（4～6年生）

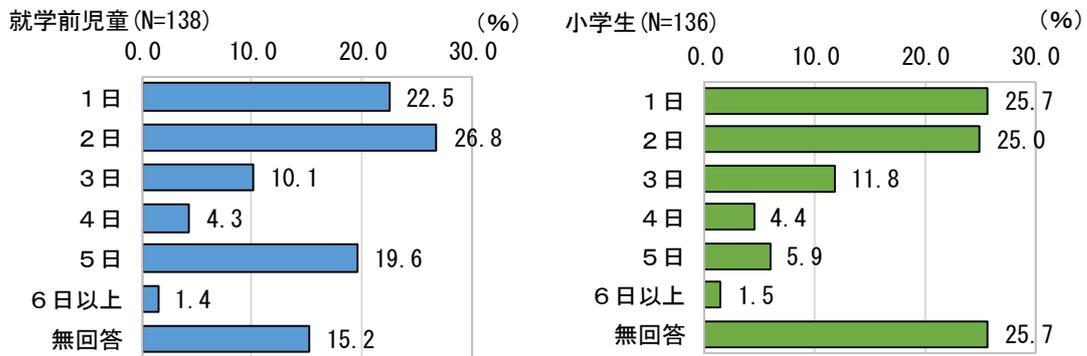
1) 自宅

高学年（4～5年生）において、自宅で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「5日」が最も多く40.4%、小学生でも「5日」が最も多く39.1%となっています。



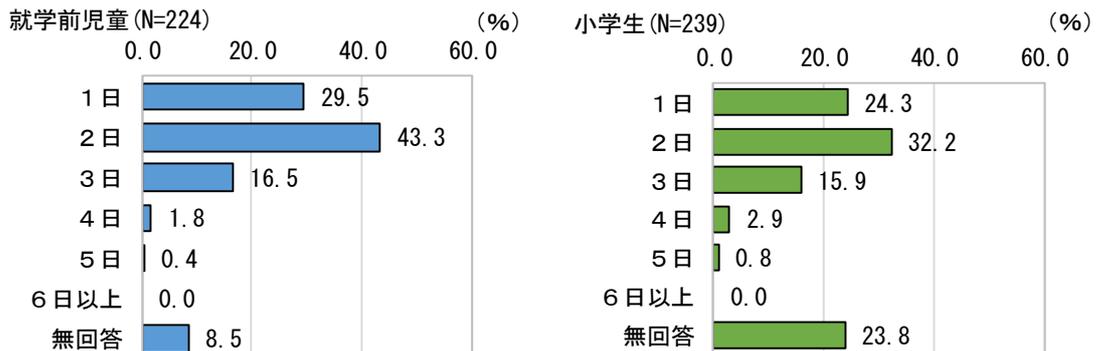
2) 祖父母宅や友人・知人宅

高学年（4～5年生）において、祖父母宅や友人・知人宅で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「2日」が最も多く26.8%、小学生では「1日」が最も多く25.7%となっています。



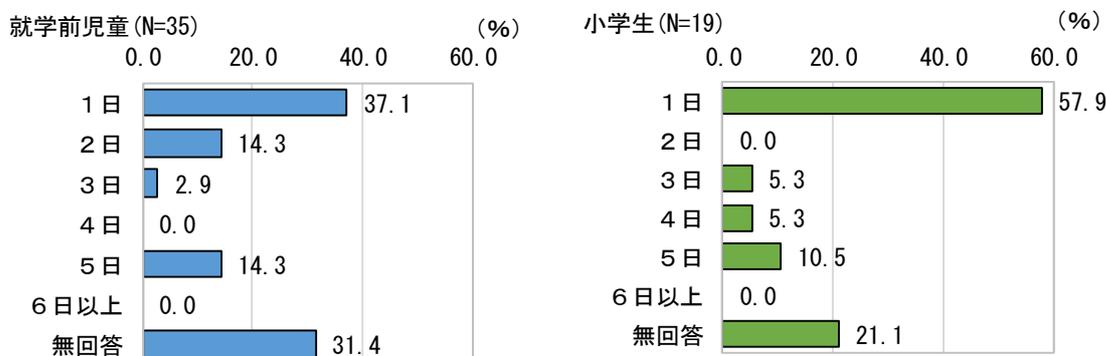
3) 習い事

高学年（4～5年生）において、習い事で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「2日」が最も多く43.3%、小学生でも「2日」が最も多く32.2%となっています。



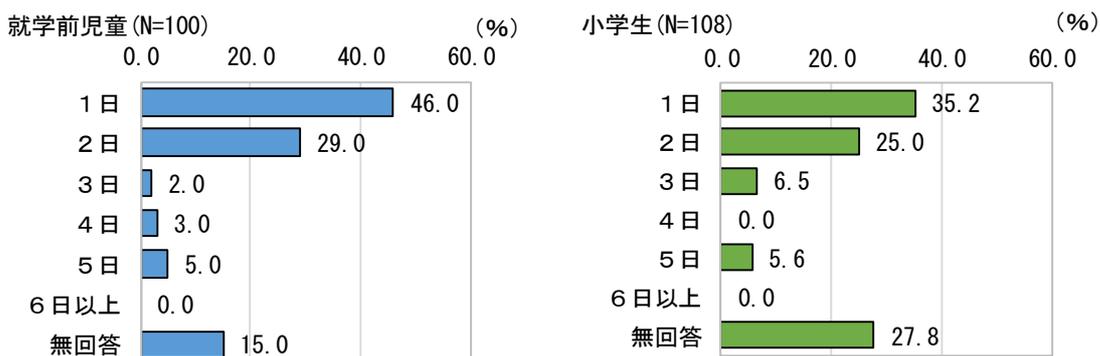
4) 児童館

高学年（4～5年生）において、児童館で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」が最も多く37.1%、小学生でも「1日」が最も多く57.9%となっています。



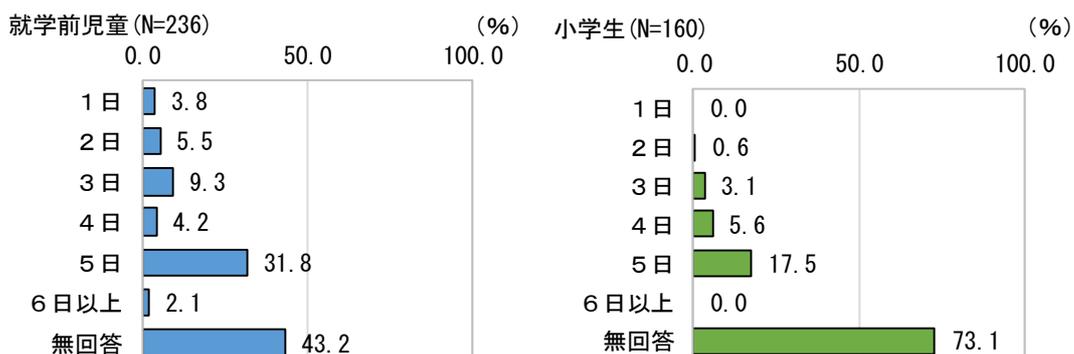
5) 放課後子ども広場

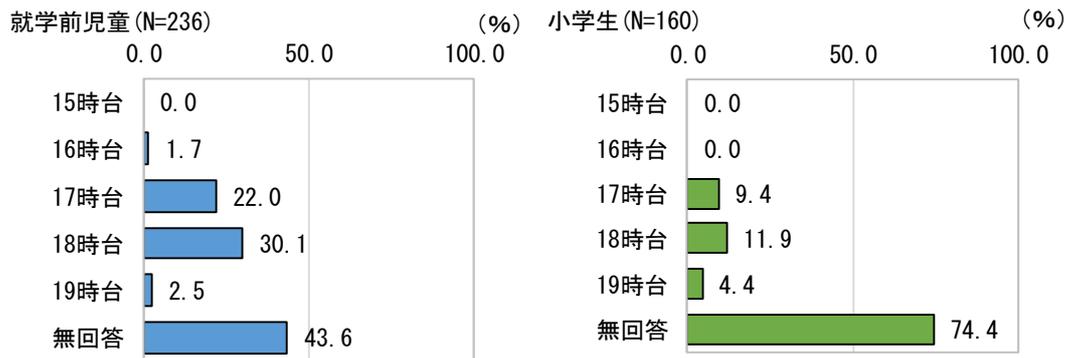
高学年（4～5年生）において、放課後子ども広場で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「1日」が最も多く46.0%、小学生でも「1日」が最も多く35.2%となっています。



6) 放課後児童クラブ〔学童保育〕

高学年（4～5年生）において、放課後児童クラブ〔学童保育〕で放課後を過ごす場合、1週あたりの日数は、就学前児童では「5日」が最も多く31.8%、小学生でも「5日」が最も多く17.5%、利用希望時間は、就学前児童では下校時から「18時台」までが最も多く30.1%、小学生でも下校時から「18時台」までが最も多く11.9%となっています。



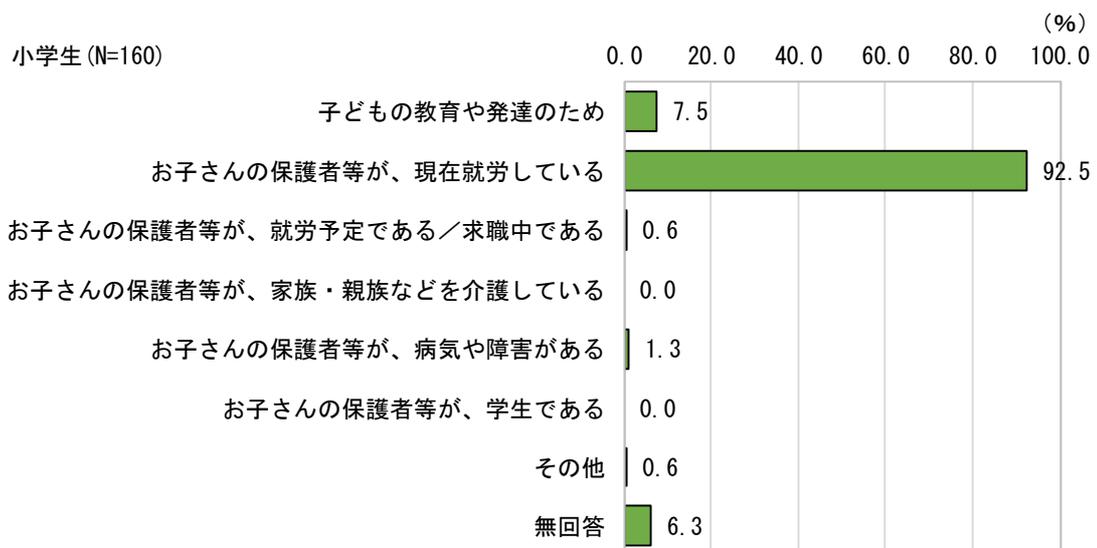


(4) 放課後児童クラブを利用している主な理由〈複数回答〉〔小学生：問15-1〕

<放課後児童クラブを利用している（利用を希望する）方にかかっています。>

放課後児童クラブを利用されている主な理由は何ですか。

放課後児童クラブを利用している（利用を希望する）人に、利用されている主な理由について聞いたところ、「お子さんの保護者等が、現在就労している」が最も多く 92.5%となっています。



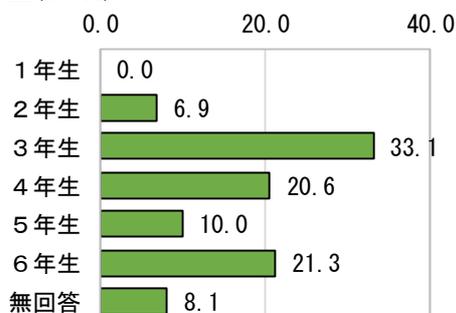
(5) 何年生まで放課後児童クラブを利用したいか〈単数回答〉〔小学生：問15-2〕

＜放課後児童クラブを利用している（利用を希望する）方にかがいます。＞

何年生まで放課後児童クラブを利用したいですか。

何年生まで放課後児童クラブを利用したいかについて、「3年生」が最も多く 33.1%、次いで「6年生」が 21.3%、「4年生」が 20.6%となっています。

小学生 (N=160) (%)



小学生		N	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答
全体		160	0.0	6.9	33.1	20.6	10.0	21.3	8.1
学年	1年生	68	0.0	7.4	32.4	22.1	7.4	20.6	10.3
	2年生	38	0.0	15.8	23.7	18.4	10.5	26.3	5.3
	3年生	46	0.0	0.0	43.5	19.6	10.9	19.6	6.5
地区	中区	65	0.0	10.8	33.8	21.5	6.2	24.6	3.1
	加美区	59	0.0	3.4	33.9	18.6	15.3	20.3	8.5
	八千代区	36	0.0	5.6	30.6	22.2	8.3	16.7	16.7

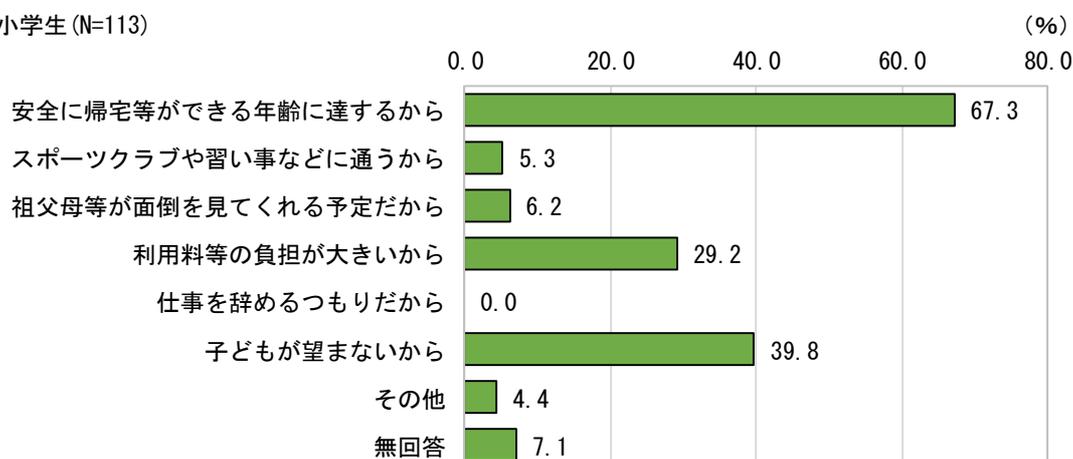
(6) 6年生までに放課後児童クラブをやめたい理由〈複数回答〉〔小学生：問15-3〕

＜6年生までに放課後児童クラブをやめたいと思う方にかがいます。＞

6年生までに利用をやめる理由を教えてください。

6年生までに放課後児童クラブをやめたいと思う人に、6年生までに利用をやめる理由について聞いたところ、「安全に帰宅等ができる年齢に達するから」が最も多く 67.3%、次いで「子どもが望まないから」が 39.8%、「利用料等の負担が大きいから」が 29.2%となっています。

小学生 (N=113)



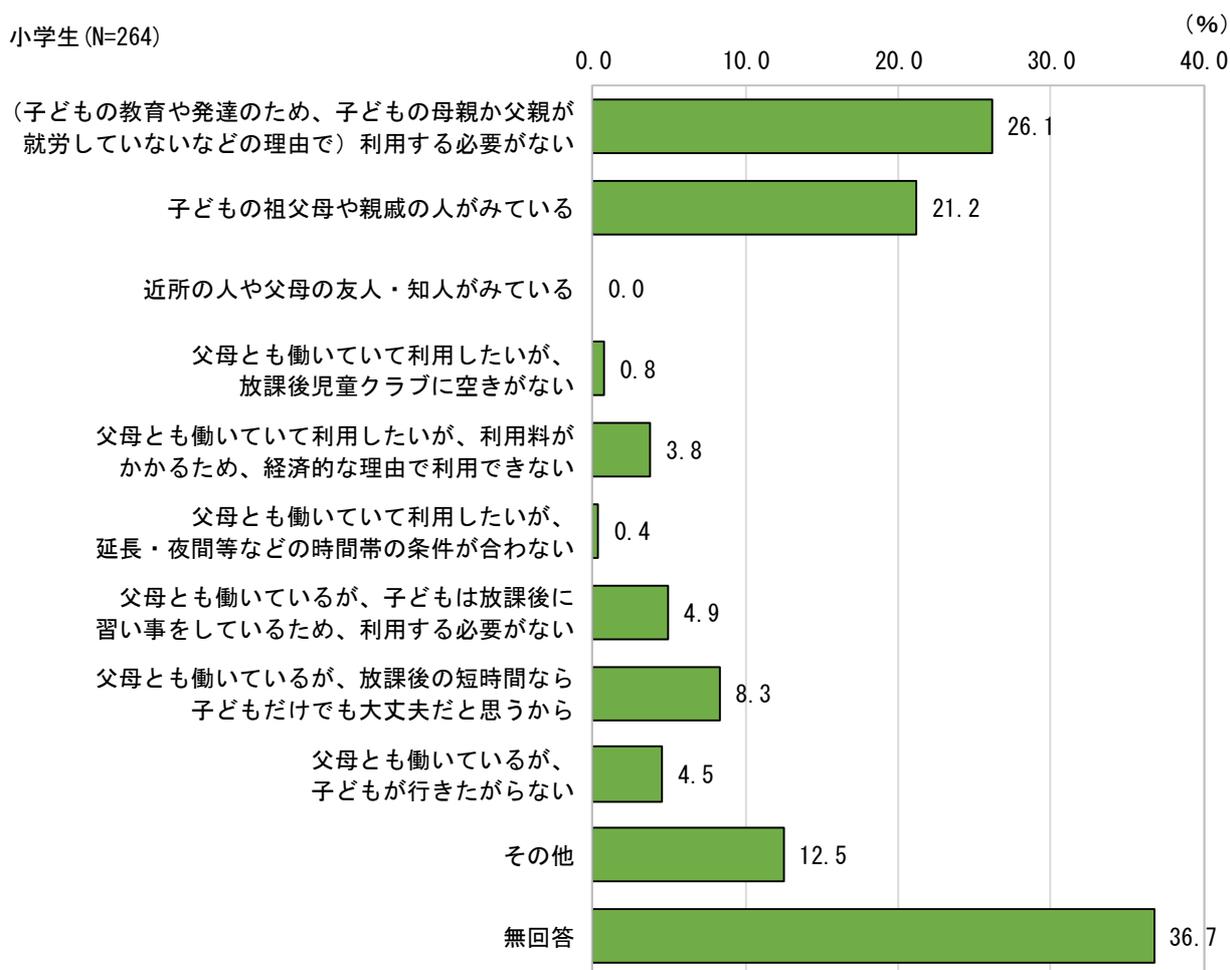
(7) 放課後児童クラブを利用していない主な理由〈複数回答〉〔小学生：問15-4〕

<放課後児童クラブを利用していない（利用を希望しない）方にうかがいます。>

放課後児童クラブを利用されていない主な理由は何ですか。

放課後児童クラブを利用していない（利用を希望しない）人に、利用されていない主な理由について聞いたところ、「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が 就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が最も多く 26.1%、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が 21.2%、「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから」が 8.3%となっています。

小学生 (N=264)



(8) 土曜日や日曜日・祝日、長期の休暇期間の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答、数値回答〉

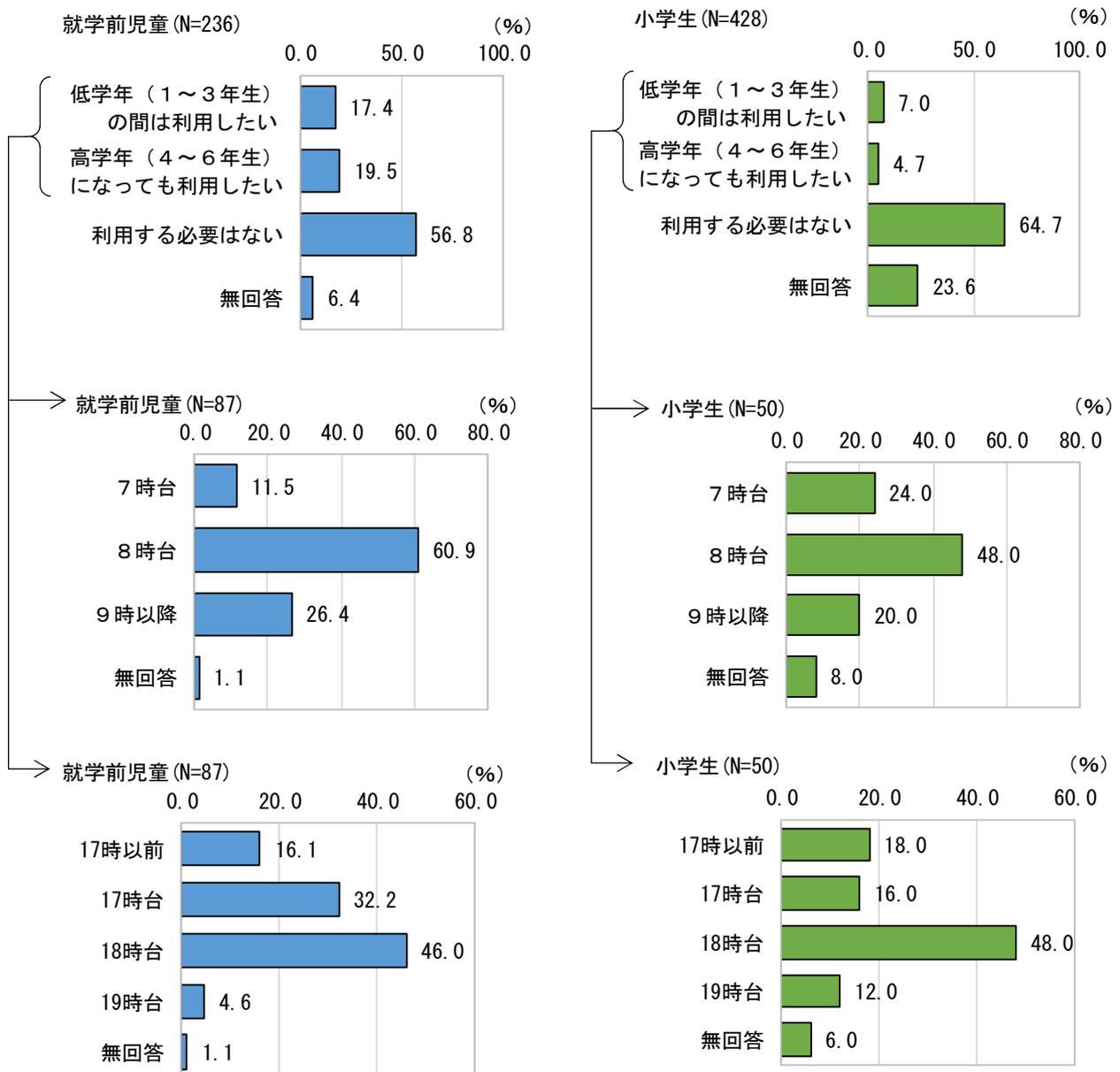
〔就学前児童：問 28-1・問 29、小学生：問 16〕

お子さんについて、土曜日や日曜日・祝日、長期の休暇期間に、放課後児童クラブの利用を希望しますか。希望する場合は、利用したい時間帯を記入してください。

①土曜日

土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、就学前児童では「利用する必要がない」が最も多く 56.8%、小学生でも「利用する必要がない」が最も多く 64.7%となっています。

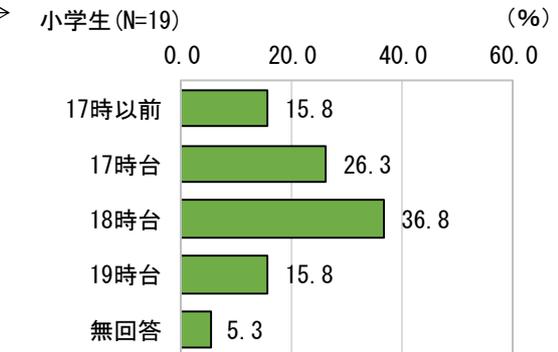
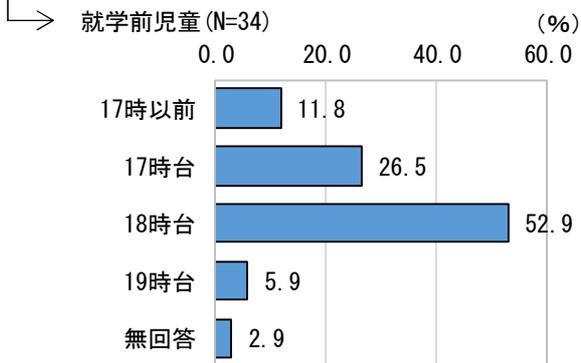
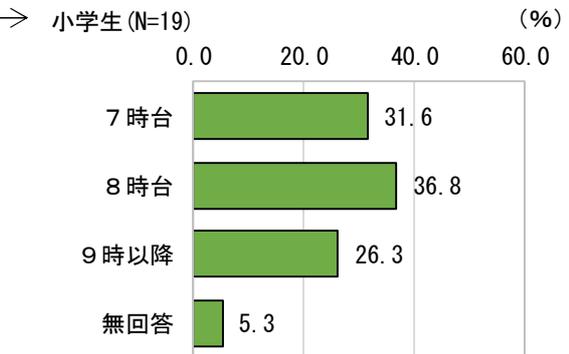
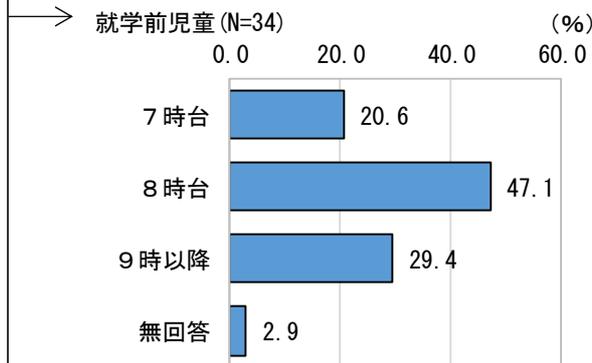
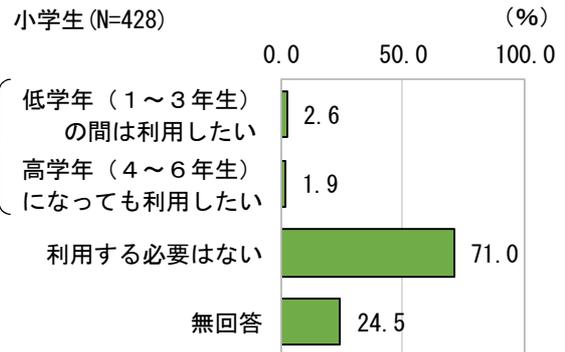
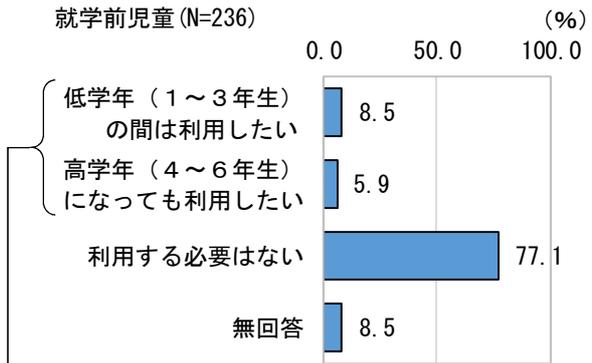
また、土曜日に放課後児童クラブの利用を希望している人に、利用したい時間帯について聞いたところ、就学前児童では、開始時刻は「8時台」が最も多く 60.9%、終了時刻は「18時台」が最も多く 46.0%、小学生では、開始時刻は「8時台」が最も多く 48.0%、終了時刻は「18時台」が最も多く 48.0%となっています。



②日曜日・祝日

日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、就学前児童では「利用する必要がない」が最も多く77.1%、小学生でも「利用する必要がない」が最も多く71.0%となっています。

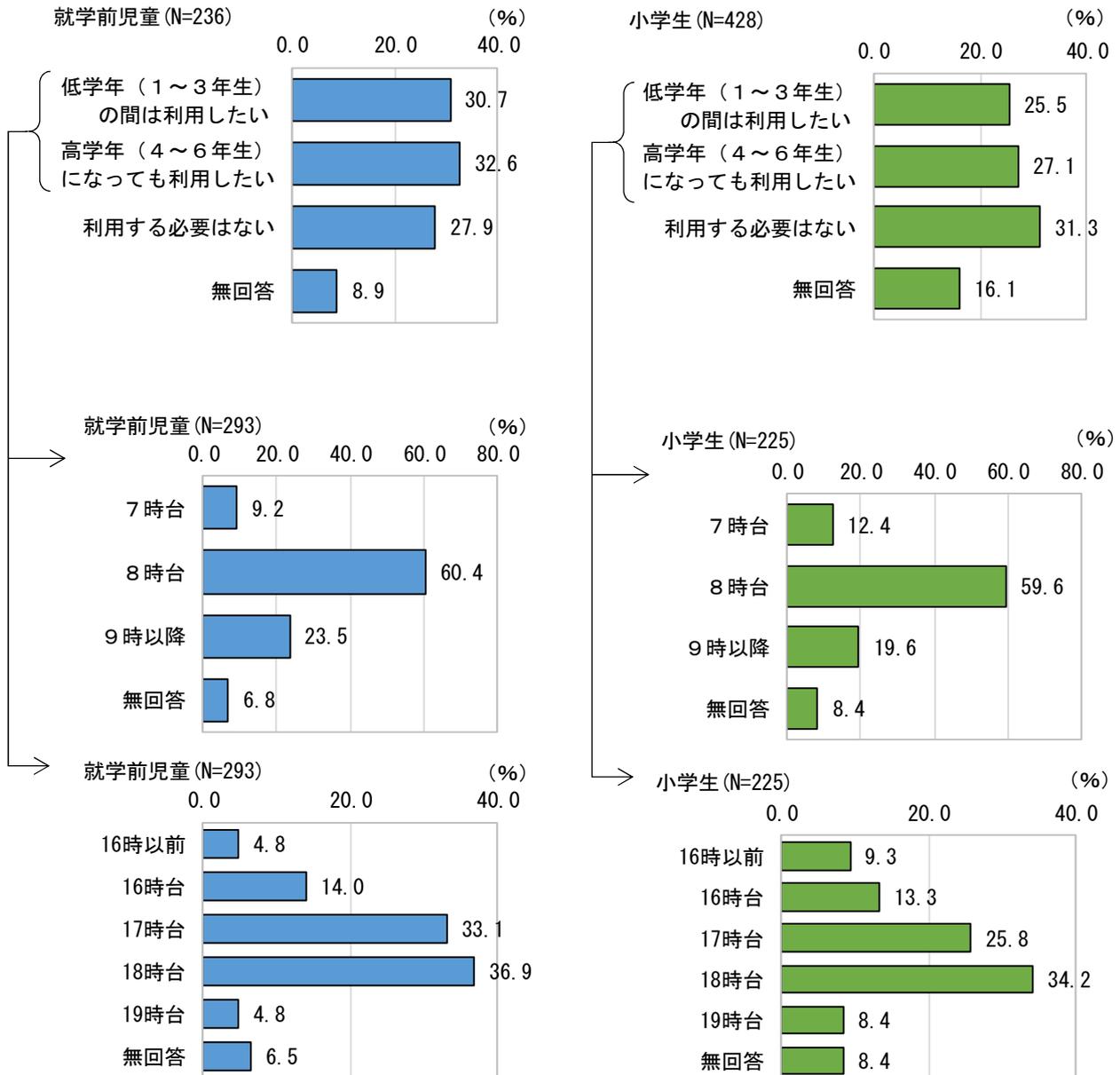
また、日曜日・祝日に放課後児童クラブの利用を希望している人に、利用したい時間帯について聞いたところ、就学前児童では、開始時刻は「8時台」が最も多く47.1%、終了時刻は「18時台」が最も多く52.9%、小学生では、開始時刻は「8時台」が最も多く36.8%、終了時刻は「18時台」が最も多く36.8%となっています。



③夏休み・冬休み等の長期の休暇期間

夏休み・冬休み等の長期の休暇期間の放課後児童クラブの利用希望は、就学前児童では「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が最も多く 32.6%、小学生でも「利用する必要はない」が最も多く 31.3% となっています。

また、夏休み・冬休み等の長期の休暇期間に放課後児童クラブの利用を希望している人に、利用したい時間帯について聞いたところ、就学前児童では、開始時刻は「8時台」が最も多く 60.4%、終了時刻は「18時台」が最も多く 36.9%、小学生では、開始時刻は「8時台」が最も多く 59.6%、終了時刻は「18時台」が最も多く 34.2%となっています。



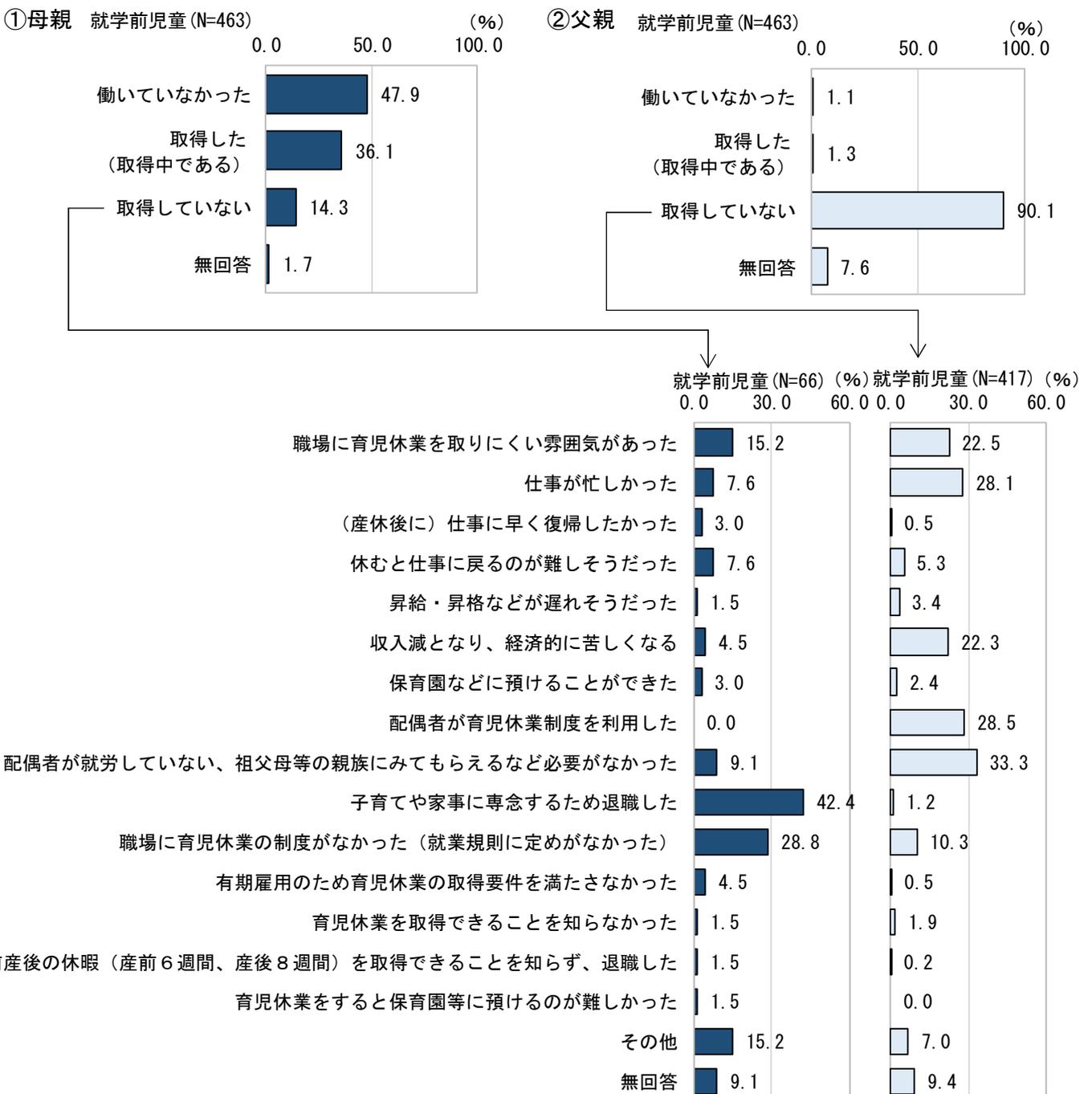
11 育児休業や短時間勤務など職場の両立支援の制度について（就学前児童）

（1）子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答、複数回答〉〔就学前児童：問30〕

お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれ1つに○をしてください。また、取得していない方はその理由を下の表から選んで番号を記入してください。

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況は、母親は「働いていなかった」が最も多く47.9%、父親は「取得していない」が最も多く90.1%となっています。

また、育児休業を取得していない保護者に、取得していない理由について聞いたところ、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く42.4%、父親では「配偶者が就労していない、祖父母等の親族にみてもらえるなど必要がなかった」が最も多く33.3%となっています。



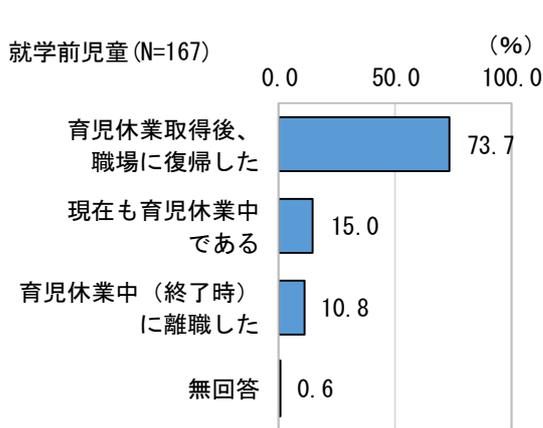
(2) 育児休業取得後、職場に復帰したか〈単数回答〉〔就学前児童：問 30-1〕

＜育児休業を取得した（取得中である）方にかがいます。＞

育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

①母親

育児休業を取得した（取得中である）母親に、育児休業取得後、職場に復帰したかについて聞いたところ、「育児休業取得後、職場に復帰した」が最も多く 73.7%、次いで「現在も育児休業中である」が 15.0%、「育児休業中（終了時）に離職した」が 10.8%となっている。



就学前児童		N	育児休業取得後、職場に復帰した	現在も育児休業中である	育児休業中（終了時）に離職した	無回答
全体		167	73.7	15.0	10.8	0.6
平成25年度調査		138	81.9	8.0	8.0	2.2
年齢	0歳	21	42.9	57.1	0.0	0.0
	1歳	16	81.3	0.0	18.8	0.0
	2歳	25	60.0	24.0	16.0	0.0
	3歳	32	87.5	6.3	3.1	3.1
	4歳	35	85.7	2.9	11.4	0.0
	5歳	34	73.5	11.8	14.7	0.0
地区	中区	85	75.3	15.3	9.4	0.0
	加美区	47	74.5	14.9	8.5	2.1
	八千代区	33	69.7	15.2	15.2	0.0

②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

(3) 職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングか〈単数回答〉

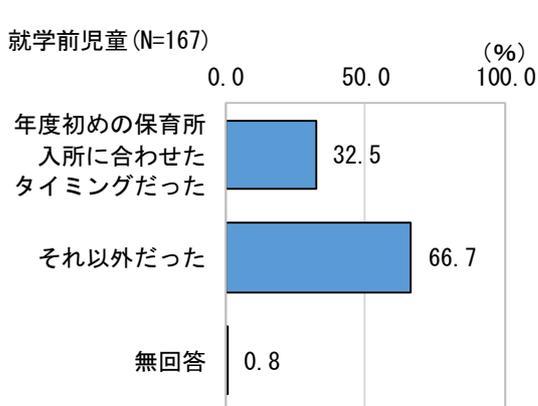
〔就学前児童：問 30-2〕

＜育児休業取得後、職場に復帰した方にかがいます。＞

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。

①母親

育児休業取得後、職場に復帰した母親に、職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングかについて聞いたところ、「年度初めの保育所入所に合わせたタイミングだった」が 32.5%、「それ以外だった」が 66.7%となっています。



就学前児童		N	年度初めの保育所入所に合わせたタイミングだった	それ以外だった	無回答
全体		123	32.5	66.7	0.8
平成25年度調査		113	32.7	61.9	5.3
年齢	0歳	9	55.6	44.4	0.0
	1歳	13	30.8	69.2	0.0
	2歳	15	53.3	46.7	0.0
	3歳	28	25.0	71.4	3.6
	4歳	30	23.3	76.7	0.0
	5歳	25	28.0	72.0	0.0
地区	中区	64	31.3	68.8	0.0
	加美区	35	31.4	68.6	0.0
	八千代区	23	39.1	56.5	4.3

②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

(4) 育児休業からは、「実際」に子どもが何歳何ヶ月のときに職場復帰したか。また、勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取得したかったか〈数量回答〉〔就学前児童：問30-3〕

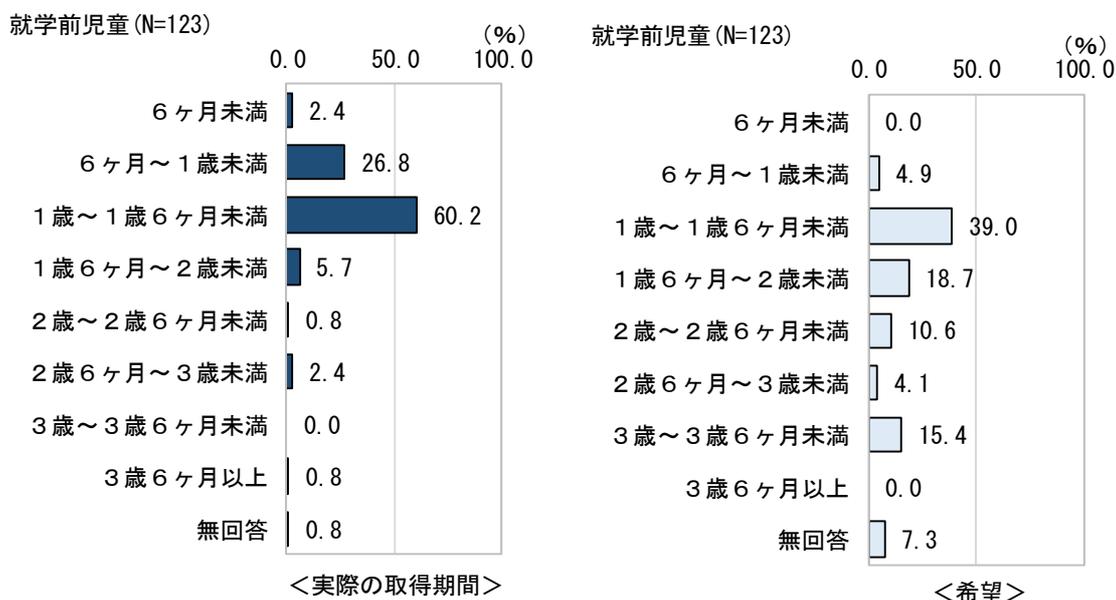
＜育児休業取得後、職場に復帰した方にかがいます。＞

育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

①母親

育児休業取得後、職場に復帰した母親に、「実際に」育児休業からはお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰したかについて聞いたところ、「1歳～1歳6ヶ月未満」が最も多く60.2%となっています。

また、勤め先の育児休業の制度の期間内で、「希望」としては何歳何ヶ月のときまで取りたかったかについても、「1歳～1歳6ヶ月未満」が最も多く39.0%となっています。



②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

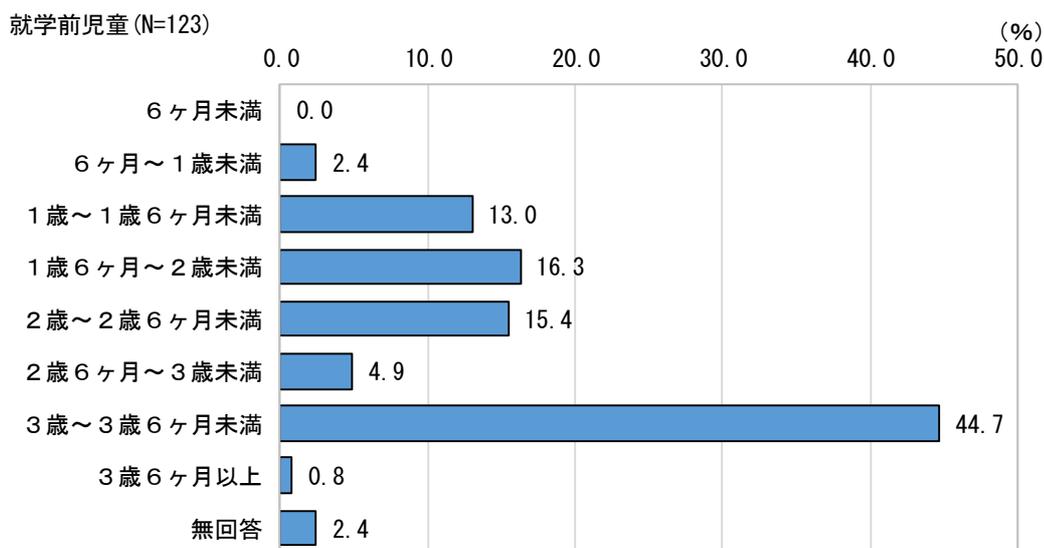
(5) 職場に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」として子どもが何歳何ヶ月のときまで取得したかったか〈数量回答〉〔就学前児童：問30-4〕

＜育児休業取得後、職場に復帰した方にかがいます。＞

お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

①母親

育児休業取得後、職場に復帰した母親に、お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったかについて聞いたところ、「3歳～3歳6ヶ月未満」が最も多く44.7%となっています。



②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

(6) 希望の時期に職場復帰しなかった理由〈複数回答〉〔就学前児童：問 30-5〕

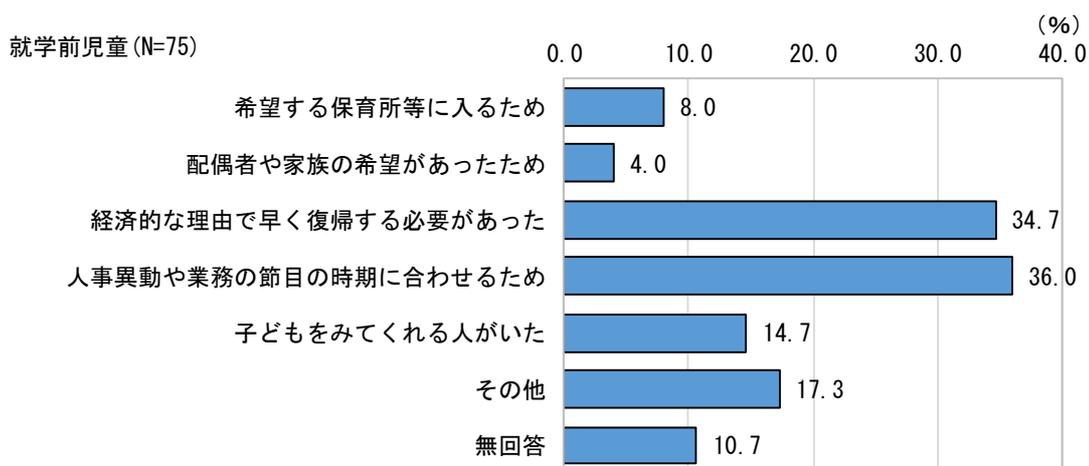
<実際の復帰時期と希望の復帰時期が異なる方にうかがいます。>

希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

①母親

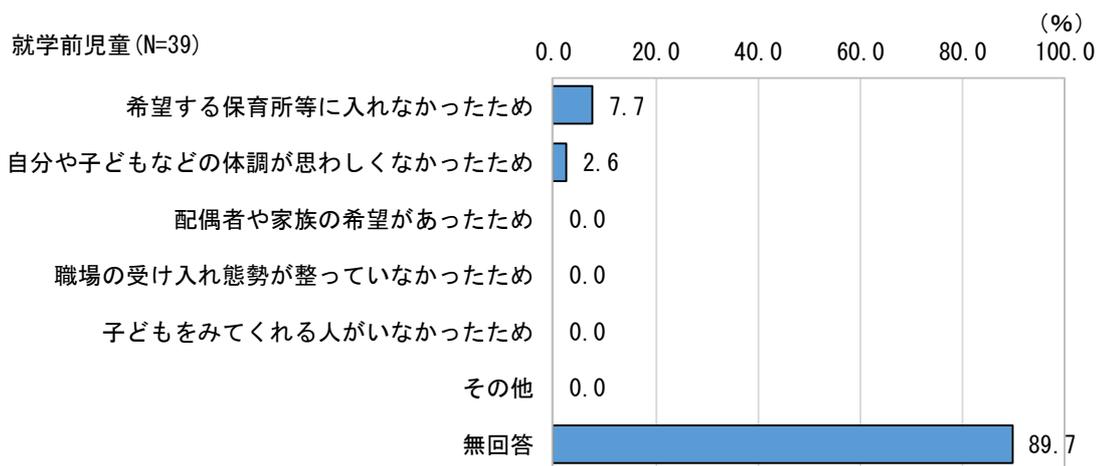
1) 「希望」より早く復帰した

「希望」より早く復帰した母親に、希望の時期に職場復帰しなかった理由について聞いたところ、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も多く 36.0%、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要がある」が 34.7%、「子どもをみてくれる人がいた」が 14.7%となっています。



2) 「希望」より遅く復帰した

「希望」より遅く復帰した母親に、希望の時期に職場復帰しなかった理由について聞いたところ、「希望する保育所等に入れなかったため」が最も多く 7.7%となっています。



②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

(7) 職場復帰時の短期勤務制度の利用状況〈単数回答〉〔就学前児童：問 30-6〕

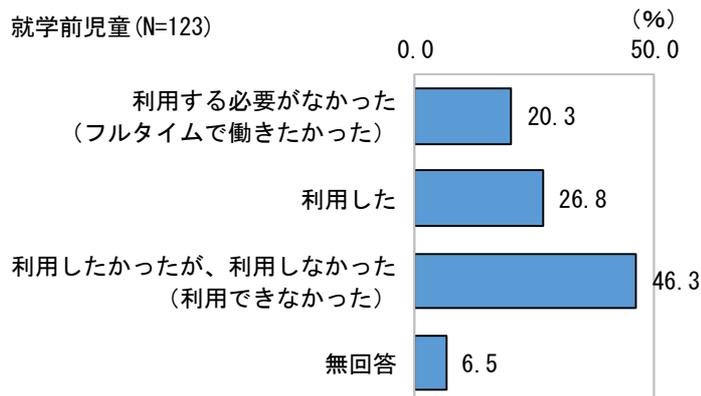
＜育児休業取得後、職場に復帰した方いかがいます。＞

育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

①母親

育児休業取得後、職場に復帰した母親に、職場復帰時の短期勤務制度の利用状況について聞いたところ、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が最も多く 46.3%、次いで「利用した」が 26.8%、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった）」が 20.3%となっています。

就学前児童(N=123)



(%)

就学前児童		N	利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった)	利用した	利用したかったが、利用しなかった (利用できなかった)	無回答
全体		123	20.3	26.8	46.3	6.5
平成25年度調査		113	28.3	22.1	42.5	7.1
年齢	0歳	9	11.1	33.3	44.4	11.1
	1歳	13	23.1	23.1	53.8	0.0
	2歳	15	40.0	33.3	13.3	13.3
	3歳	28	10.7	25.0	60.7	3.6
	4歳	30	26.7	10.0	53.3	10.0
	5歳	25	16.0	36.0	44.0	4.0
地区	中区	64	14.1	28.1	53.1	4.7
	加美区	35	25.7	28.6	34.3	11.4
	八千代区	23	26.1	21.7	47.8	4.3

②父親

育児休業取得後、職場に復帰した父親はN=5のため、グラフは省略しています。

(8) 短時間勤務制度を利用しなかった理由〈回答〉〔就学前児童：問 30-7〕

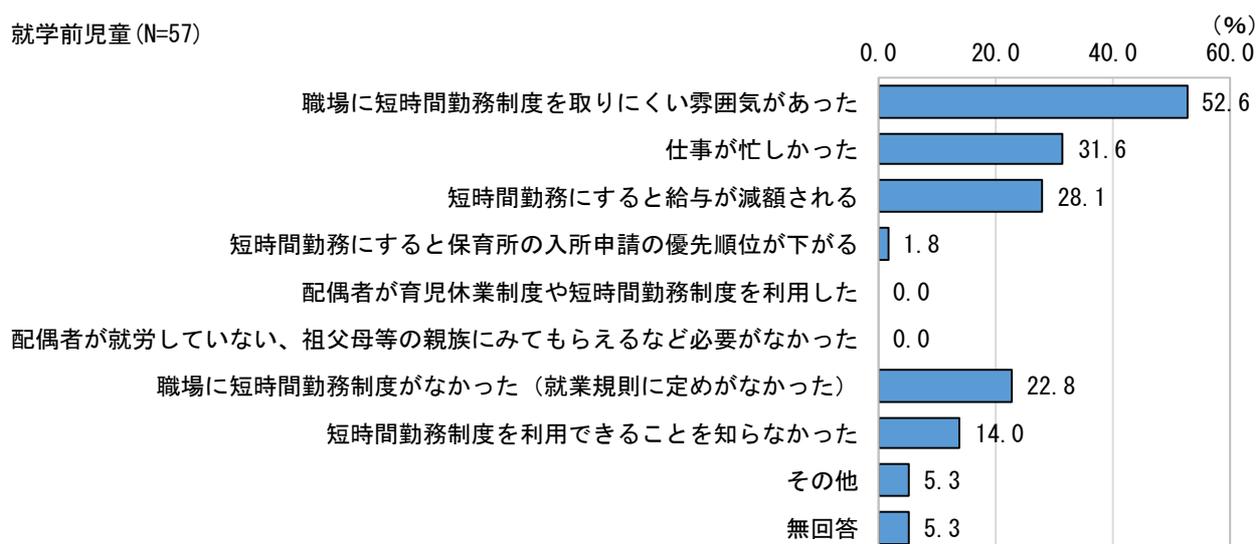
<短時間勤務制度を利用しなかった方にかがいます。>

短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。

①母親

短時間勤務制度を利用しなかった母親に、利用しなかった理由について聞いたところ、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が最も多く 52.6%、次いで「仕事が忙しかった」が 31.6%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が 28.1%となっています。

就学前児童 (N=57)



②父親

短時間勤務制度を利用しなかった父親はN=2のため、グラフは省略しています。

(9) 子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するか

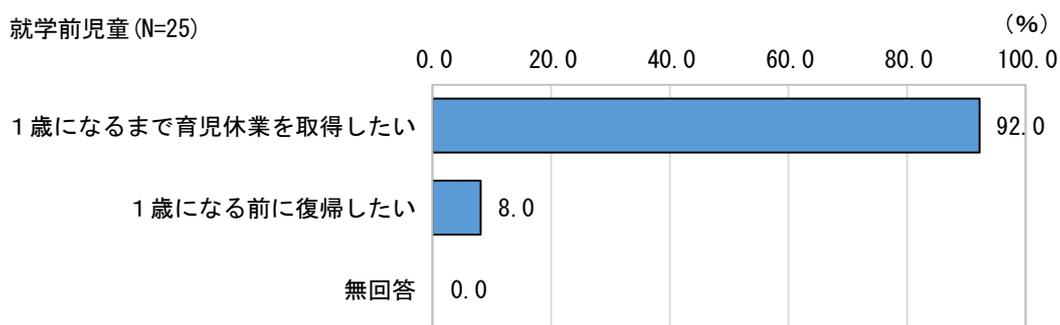
〈単数回答〉〔就学前児童：問30-8〕

＜現在も育児休業中である方にうかがいます。＞

お子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。

①母親

現在も育児休業中である母親に、子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するかについて聞いたところ、「1歳になるまで育児休業を取得したい」が92.0%、「1歳になる前に復帰したい」が8.0%となっています。



②父親

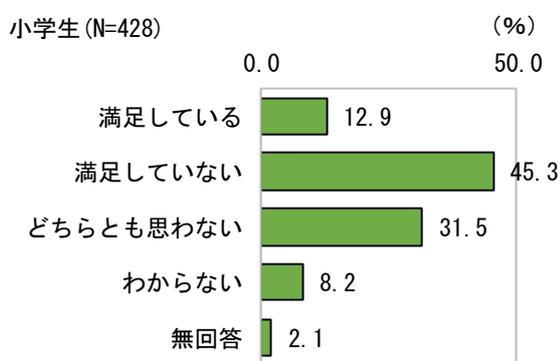
現在も育児休業中である父親はN=0のため、グラフは省略しています。

12 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保について (小学生)

(1) 居住地域における子どもの遊び場の満足度 〈単数回答〉〔小学生：問19〕

お住まいの地域における子どもの遊び場に関して満足していますか。

居住地域における子どもの遊び場の満足度は、「満足していない」が最も多く45.3%、次いで「どちらとも思わない」が31.5%、「満足している」が12.9%となっています。

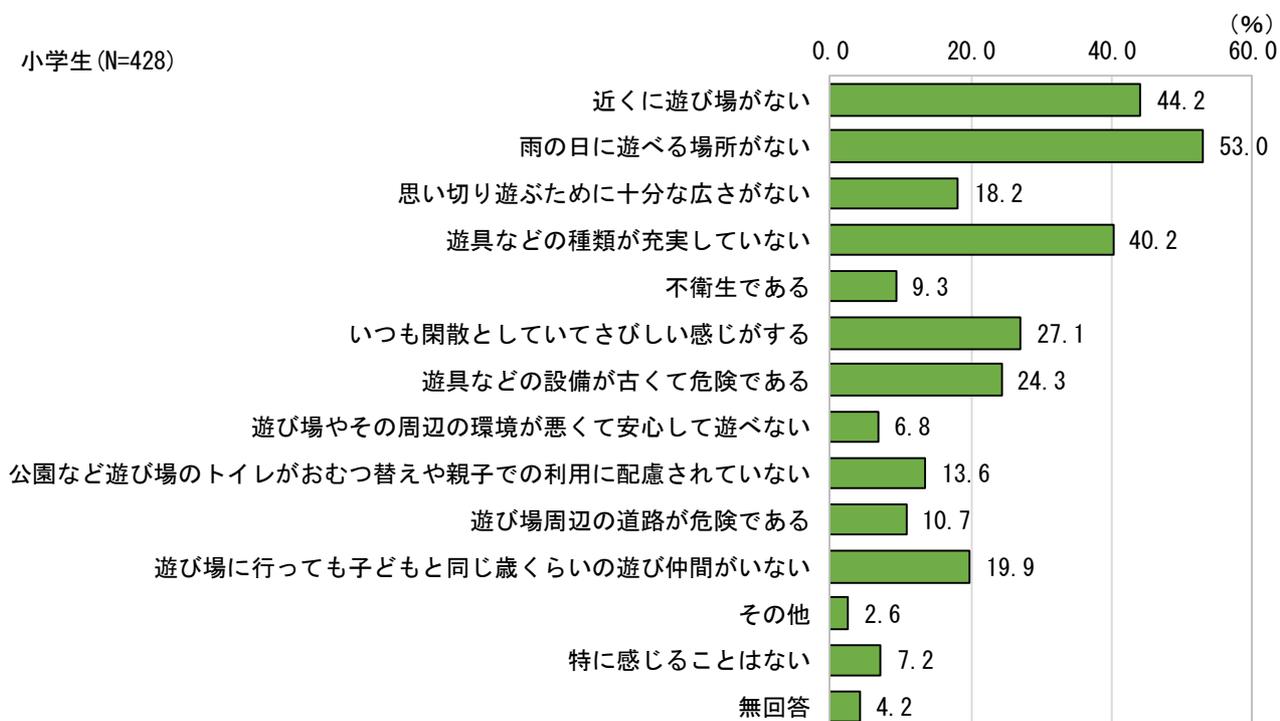


小学生		N	満足している	満足していない	どちらとも思わない	わからない	無回答
全体		428	12.9	45.3	31.5	8.2	2.1
平成25年度調査		829	12.9	49.0	26.8	6.8	4.6
学年	1年生	139	15.8	41.0	32.4	9.4	1.4
	2年生	118	10.2	52.5	29.7	6.8	0.8
	3年生	139	13.7	40.3	34.5	8.6	2.9
地区	中区	194	10.8	43.8	31.4	10.8	3.1
	加美区	123	14.6	52.8	26.0	5.7	0.8
	八千代区	111	14.4	39.6	37.8	6.3	1.8

(2) 居住地域の子ども遊び場について感じる事〈単数回答〉〔小学生：問20〕

お住まいの地域の子ども遊び場について日頃感じることは何ですか。

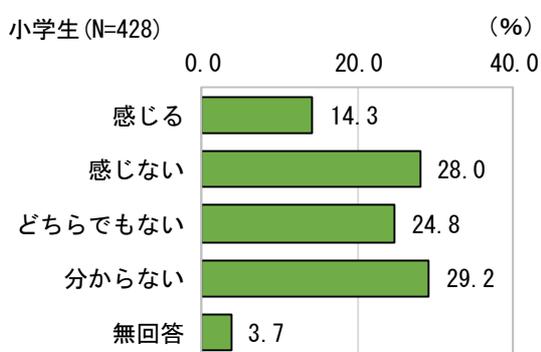
居住地域の子ども遊び場について感じることは、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く 53.0%、次いで「近くに遊び場がない」が 44.2%、「遊具などの種類が充実していない」が 40.2%となっています。



(3) 居住地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか〈単数回答〉〔小学生：問21〕

お住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じますか。

居住地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかについては、「分からない」が最も多く 29.2%、次いで「感じない」が 28.0%、「どちらでもない」が 24.8%となっています。



		N	感じる (%)	感じない (%)	どちらでもない (%)	分からない (%)	無回答 (%)
小学生							
全体		428	14.3	28.0	24.8	29.2	3.7
平成25年度調査		829	32.3	19.9	22.9	20.7	4.1
学年	1年生	139	10.8	23.0	28.8	32.4	5.0
	2年生	118	15.3	27.1	18.6	36.4	2.5
	3年生	139	16.5	30.2	26.6	23.7	2.9
地区	中区	194	15.5	23.2	27.8	29.4	4.1
	加美区	123	11.4	43.1	22.8	19.5	3.3
	八千代区	111	15.3	19.8	21.6	39.6	3.6

新規開設予定の公私連携幼保連携型認定こども園における利用定員について

1 公私連携幼保連携型認定こども園（平成 31 年 4 月 1 日開設予定）

No.	施設名	種別	所在地	認可定員	利用定員（人）					法人名
					3号		2号	1号	合計	
					0歳児	1・2歳児				
1	キッズランド かみ	認定こども園	多可町加美区的場 82-1	145	10	35	75	25	145	社会福祉法人 鳳凰福祉会
2	キッズランド やちよ	認定こども園	多可町八千代区仕出原 353	115	6	24	60	25	115	社会福祉法人 楽久園会

1号…保育を必要としない3歳以上の幼児

2号…保育を必要とする3歳以上の幼児

3号…保育を必要とする3歳未満の乳幼児

認可定員…認可の申請の際に兵庫県が定める定員

利用定員…施設給付費の単価の基準となるもので認可定員の範囲内で多可町が定める定員

平成31年度 教育・保育施設入園予定児童数(H30との比較)

保育所(園)名	区分	年 齢						小計	H31	H30
		0	1	2	3	4	5			
みどりこども園 定員 保75 幼15	保町内	5	5	16	15	16	24	81	82	91
	保受託	1						1		
	幼				2	6	6	14	14	
小 計		6	5	16	17	22	30	96	96	108
あさかこども園 定員 保90 幼25	保町内	8	10	21	25	23	30	117	130	110
	保受託	2	3		3	3	2	13		
	幼				1	3	1	5	5	
小 計		10	13	21	29	29	33	135	135	122
四恩こども園 定員 保60 幼15	保町内	6	6	13	9	2	10	46	47	55
	保受託		1					1		
	幼				3	6		9	9	
小 計		6	7	13	12	8	10	56	56	58
キッズランドか み 定員 保120 幼25	保町内	6	14	21	27	21	34	123	128	141
	保受託		1	1	1	2		5		
	幼				6	9	3	18	18	
小 計		6	15	22	34	32	37	146	146	170
キッズランドや ちよ 定員 保90 幼25	保町内	6	12	15	10	25	19	87	93	90
	保受託		1		3	1	1	6		
	幼				12	5	7	24	24	
小 計		6	13	15	25	31	27	117	117	113
ちびっこランドら くえん 定員 保9	保町内	1	3					4	9	8
	保受託	1	2	2				5		
小 計		2	5	2	0	0	0	9	9	
町内施設計		36	58	89	117	122	137	559	559	579
黒田庄こども園	委託				1			1	1	8
西脇こども園	委託						1	1	1	
つまこども園	委託				1			1	1	
五字ヶ丘幼稚園(保)	委託				1			1	1	
加東市新設こども園	委託		1					1	1	
町外施設計		0	1	0	3	0	1	5	5	8
合 計		36	59	89	120	122	138	564	564	587

受託
31受託
25

平成31年度学童保育入所申込み

平成31年1月9日現在

クラブ名	入所申込み		入所決定		承諾(累計)		承諾以外(累計)		承諾後入所状況					
	通年	長期	承諾	不承諾	待機	通年	長期	退所等	不承諾	待機	取消し	通年	長期	総数
中南にここクラブ	59	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中北にここクラブ	39	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松井っ子クラブ	46	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉っ子クラブ	35	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代わんぱくクラブ	42	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学童保育計	221	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

中南にここクラブ

	通年	長期	備考
1年	22		
2年	23	8	
3年	9	2	
4年	5	1	
5年			
6年			
合計	59	11	70

中北にここクラブ

	通年	長期	備考
1年	15	1	
2年	8	1	
3年	9	2	
4年	1	3	
5年	6	1	
6年		2	
合計	39	10	49

八千代わんぱくクラブ

	通年	長期	その他
1年	14	6	
2年	17	4	
3年	5	7	
4年	5	3	
5年	1	3	
6年		2	
合計	42	25	67

松井っ子クラブ

	通年	長期	備考
1年	17	0	
2年	14	1	
3年	6	2	
4年	5	1	
5年	4	1	
6年		2	
合計	46	7	53

杉っ子クラブ

	通年	長期	備考
1年	8	4	
2年	15	4	
3年	3	1	
4年	9	3	
5年		2	
6年		2	
合計	35	16	51

合計 通年 221 人
長期 69 人

平成31年度保育所保育料徴収金基準額表（案）

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分	多子算定 【注2】	保育料(月額) (単位:円)						年収 ※参考 (単位:円)		
		3歳児未満		3歳児		4、5歳児				
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
1	生活保護法による被保護世帯 (単世帯を含む)	—	0	0	0	0	0	0		
2	市町村民税 非課税世帯		8,100	7,100	5,400	4,400		～約260万		
3	市町村民 税所得割 課税額が 右の区分 に該当す る世帯 【注1】	年齢制限 なし	48,600円未満	17,500	16,500	14,800	13,800	～約330万		
4		0歳 ～ 5歳 在籍児童	48,600円以上 57,700円未満	25,000	24,000	22,300	21,300	～約350万		
5			73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000	24,300	23,300	5,000	4,000	～約470万
6			97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000	34,500	33,500			～約540万
7			133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000					～約640万
8			169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900	～約930万				
9			301,000円以上	72,000	71,000	～約930万 ～				

【注1】 保育料算定上の市町村民税所得割額には、つぎの税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。

- ①住宅借入金等特別税額控除
- ②配当控除
- ③配当割額控除
- ④株式等譲渡所得割額控除
- ⑤寄付金税額控除
- ⑥外国税額控除

【注2】 多子算定について

同一世帯(同一生計)から2人以上の子どものが保育施設等に入所されている場合、階層区分ごとに下表①、②のとおり、最年長の子どものを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2階層の第2子以降は 無料です。

①第4階層内57,700円以上～第9階層→幼稚園、保育施設等に入所している児童の中で算定します。

(例)	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 算定の中 での第○子 保育料	第4子 入所中 第3子 無料				第3子 入所中 第2子 半額		第2子 入所中 第1子 全額		

※就学前児童の中で第1子、第2子、第3子…と数える

②第2階層～第4階層内57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

(例)	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 保育料	第4子 入所中 無料				第3子 入所中 無料		第2子 入所中 半額		

保育利用の場合の母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等の第2～5階層保育所保育料表(案)

入所児童の属する世帯の市町村民税額が77,100円以下で、次の①～④に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳の交付を受けた方がいる
- ③ 同じ世帯に療育手帳の交付を受けた方がいる
- ④ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		多子算定 【注3】	保育料(月額) (単位:円)					
			3歳児未満		3歳児		4、5歳児	
階層	区 分		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	0	0
3～5	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯【注1】	77,100円以下 年齢制限なし	8,300	7,800	6,000	5,000	5,000	4,000

【注3】 多子算定について

同一世帯(同一生計)から2人以上の子どもが保育施設等に入所されている場合、子どもの年齢に制限なく算定します。最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数えます。なお、第2子以降は無料です。

例1	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子入所 保育料	第3子入所中 無料				第2子入所中 無料		第1子入所中 全額		

例2	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子入所 保育料	第4子入所中 無料				第3子入所中 無料		第2子入所中 無料		

平成31年度幼稚園保育料等基準額表(案)

入所児童の属する世帯(同一生計)の3歳から小学校3年(8歳)の範囲において、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯においては子どもの年齢制限はありません。

また、市町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等において第1子は半額、第2子以降は無料です。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位:円)	
階層	区 分		
1	生活保護法による被保護世帯	0	
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみの世帯	0	
3	市町村民税所得割のある世帯	3歳児	6,000
		4、5歳児	0

※その他にかかる料金

給食費 3,000円(月額)

教材費 1,000円(月額)

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

〔平成30年12月28日
関係閣僚合意〕

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

(目次)

I	幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針	-----	1
	1. 総論		
	2. 対象者・対象範囲等		
	3. 財源		
	4. 就学前の障害児の発達支援		
	5. 実施時期		
	6. その他		
II	高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針	-----	8
	1. 総論		
	2. 対象者・対象範囲等		
	3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要		
	4. 支援対象者の要件（個人要件）等		
	5. 大学等の要件（機関要件）		
	6. 財源		
	7. その他		
	8. 実施時期		

I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針

1. 総論

- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（幼児教育の無償化の趣旨等）

- 少子高齢化という国難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。
20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。
- このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、

- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し¹、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする

とされており、具体的には、以下のとおり整理される。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等

（無償化の対象）

- これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、

¹ 支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とすることとされている。

幼児教育の質が制度的に担保された施設²であり、広く国民が利用している幼稚園³、保育所、認定こども園及び地域型保育⁴を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する。なお、新制度の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額 2.57 万円）を上限として無償化⁵する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

- 0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

（実費の取扱い）

- 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。

具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等⁶について、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

- 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。

（無償化の開始年齢）

- 今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で

² 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。

³ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。

⁴ 支援法第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。

⁵ 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。

⁶ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子。

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする⁷。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

（2）幼稚園の預かり保育 （無償化の対象）

- 幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）⁸を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額 3.7 万円）との差額である上限月額 1.13 万円⁹までの範囲で預かり保育の利用料を無償化する。
なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用量に応じて計算する¹⁰。
- 保育の必要性の認定については、支援法第 20 条第 1 項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を支援法上に設け¹¹、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

（質の確保）

- 質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等¹²が指導・監督する。

（3）認可外保育施設等 （無償化の対象）

- 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化する。
- 認可外保育施設¹³のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポ

⁷ 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

⁸ 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

⁹ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額 2.57 万円と上限月額 4.2 万円との差額である上限月額 1.63 万円。

¹⁰ 具体的には、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額 1.13 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方の額を支給額とする仕組みとする。なお、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）についても同様。

¹¹ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

¹² 国公立の場合は設置者。

¹³ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

ート・センター事業¹⁴を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額 1.13 万円¹⁵から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額¹⁶とする。

- 0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 4.2 万円）までの利用料を無償化する。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（質の確保）

- 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要である。したがって、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下この節において同じ。）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、後述の地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場（「6. その他」参照）での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。
- 支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の

¹⁴ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

¹⁵ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後最初の3月31日までにある者は月額1.63万円。

¹⁶ 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限月額は1.13万円。

見直し検討規定を置く。

3. 財源

(1) 負担割合

- 今般の幼児教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。

(現行制度があるもの)

- 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、公立施設¹⁷は市町村等10/10とする。
新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする¹⁸。

(現行制度のないもの)

- 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

(2) 財政措置等

(初年度に要する経費)

- 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が2019年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

(事務費・システム改修費)

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度(2019年度)及び2年目(2020年度)の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
システム改修経費については、平成30年度予算(192億円)及び平成31年度予算(62億円)を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配

¹⁷ 地域型保育給付は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

¹⁸ 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)公立施設は、設置者10/10とする。

分となるよう努める。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

5. 実施時期

今般の無償化の実施時期については、2019年10月1日とする。

6. その他

(幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置)

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。
- また、今般の無償化の円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。

(支払方法)

- 新制度の対象施設については、現物給付を原則とする。
新制度の対象とならない幼稚園については、現行の就園奨励費の事務も踏まえ、償還払いか現物給付かを市町村が実情に応じて判断できるようにする。ただし、利用者の利便性等も鑑み、現物給付の選択に資するよう、取組を支援する。
幼稚園の預かり保育については、実際の利用量に応じた支給額の計算となるため償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能

¹⁹ 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

²⁰ 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

²¹ 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

とする。

認可外保育施設等については、複数サービス利用の可能性もあることから、一括して清算できる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。

なお、幼稚園利用者については、在籍園を経由して、預かり保育と認可外保育施設等に係る市町村への請求を行うこととする。

(幼児教育の無償化に伴う取組)

- 地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

Ⅱ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

1. 総論

- 高等教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（高等教育の無償化の趣旨等）

- 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。
最終学歴によって平均賃金に差があり、また、低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態がある。
こうしたことを踏まえ、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。
- これらの措置を実現するための法律案（「大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）」）を次期通常国会に提出し、大学等における授業料等減免を制度化するとともに、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずる。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえ、具体的には、以下のとおりとする。

- 対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）とする²²。
- 対象となる学生は、住民税非課税世帯の学生とし、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても、住民税非課税世帯の学生に対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収 300 万円未満の世帯²³については住民税非課税世帯の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金の 3 分の 2、年収 300 万円から年収 380 万円未満の世帯²⁴については 3 分の 1 の額の支援を行い、支援額の段差をなだらかにする。

²² 大学の学部、短期大学の学科・認定専攻科、高等専門学校の学科（4 年生・5 年生）・認定専攻科の学生、専修学校の専門課程の生徒を対象とする。

²³ 市町村民税の課税標準額×6%から調整控除及び調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計が 25,600 円未満となる世帯。年収 300 万円は、両親・本人・中学生の家族 4 人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

²⁴ 注釈 23 の計算額が 51,300 円未満となる世帯。年収 380 万円は、上記世帯の場合の目安。

3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

(1) 授業料等減免

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料及び入学金の減免を実施し、減免に要する費用について公費から支出する。

①国公立の上限額

(授業料)

大学約 54 万円 短期大学約 39 万円 高等専門学校約 23 万円 専門学校約 17 万円

(入学金)

大学約 28 万円 短期大学約 17 万円 高等専門学校約 8 万円 専門学校約 7 万円

②私立の上限額

(授業料)

大学約 70 万円 短期大学約 62 万円 高等専門学校約 70 万円 専門学校約 59 万円

(入学金)

大学約 26 万円 短期大学約 25 万円 高等専門学校約 13 万円 専門学校約 16 万円

(上限額の考え方)

- 国公立大学等は、入学金・授業料ともに、省令²⁵で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免する。
- 私立大学等は、入学金については、私立の入学金の平均額までを減免し、授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免する。

(2) 給付型奨学金

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給する。具体的な制度設計については、現行の給付型奨学金の枠組みを基礎としつつ、下記のとおりとする。

(給付額の考え方)

- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置を講じる²⁶。
具体的には、国公立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生は年額約 35 万円、自宅外生は年額約 80 万円とし、私立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生には約 46 万円、自宅外生は年額約 91 万円²⁷とする²⁸。

²⁵ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）等

²⁶ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に即し、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置し、あわせて、大学等の受験料を措置する。

²⁷ 私立学校生については、授業料以外の学校納付金の一部を加味している。

²⁸ 高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の 5 割～7 割の程度の額を措置する。

4. 支援対象者の要件（個人要件）等

（学業・人物に係る要件）

- 今般の高等教育の無償化の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることであることから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

- ・ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。
 - i 退学・停学の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
 - iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
- ・ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。
 - i 修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
 - iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

（その他）

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者等であること。
 - ・ 高等学校等を卒業し、又は高等学校卒業程度認定試験に合格してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・ 保有する資産が一定の水準²⁹を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税の課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予想できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

²⁹ 家計支持者が2人の場合2000万円、1人の場合1250万円。

5. 大学等の要件（機関要件）

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- ④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
- ・法人の貸借対照表の「運用資産³⁰－外部負債³¹」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額³²」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

³⁰ 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計。

³¹ 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計。

³² 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第23条第五号様式における（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）。

6. 財源

(負担割合)

- 今般の高等教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。
- 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）については、国が全額を負担し、日本学生支援機構が学生に直接支給する。
- 授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）については、以下のとおりとする。
 - ・ 国公立大学等は、設置者である国又は地方公共団体が全額負担し、各学校に交付する。
 - ・ 私立大学・短期大学・高等専門学校は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付する。
 - ・ 私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付する。

(事務費等)

- 国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置するものとする。

(参考)

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専 ・専門学校	国（設置者）	全額	国（設置者）
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専 ・専門学校	都道府県・市町村 （設置者）	全額	都道府県・市町村 （設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県 （所轄庁）	国 1/2、都道府県 1/2	都道府県（所轄庁）

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

7. その他

- 不正により支援を受けたときは、その額の全部又は一部を徴収するほか、その額に上乗せした額を徴収することができるものとする。
- 他の学生とのバランスの観点から、無償化の対象となる学生については、第一種奨学金（無利子）の併給を調整する。

8. 実施時期

- 今般の高等教育の無償化の実施時期については、2020年4月1日とし、2020年度の在學生（実施の際、既に入学している学生も含む。）から対象とする。なお、法施行に必要な準備行為については、公布の日から実施する。

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設… 現物給付を原則。未移行幼稚園… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の¹⁰³引上げが行われないよう、周知徹底

幼児教育の無償化に係る参考資料

平成30年12月28日

これまでの主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園(未移行園)に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

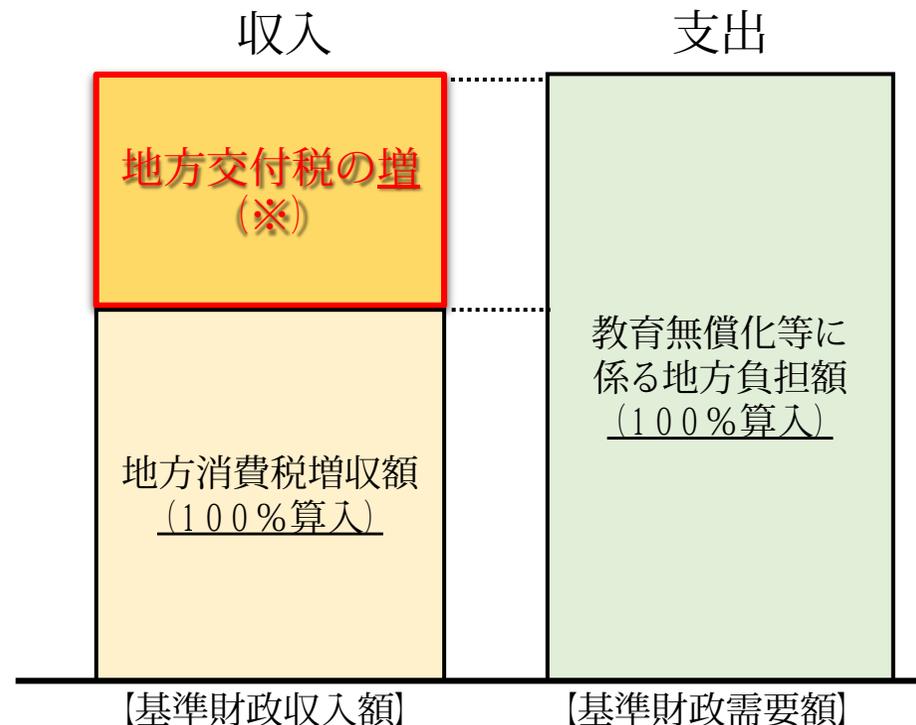
今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の 位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援 施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育	107	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



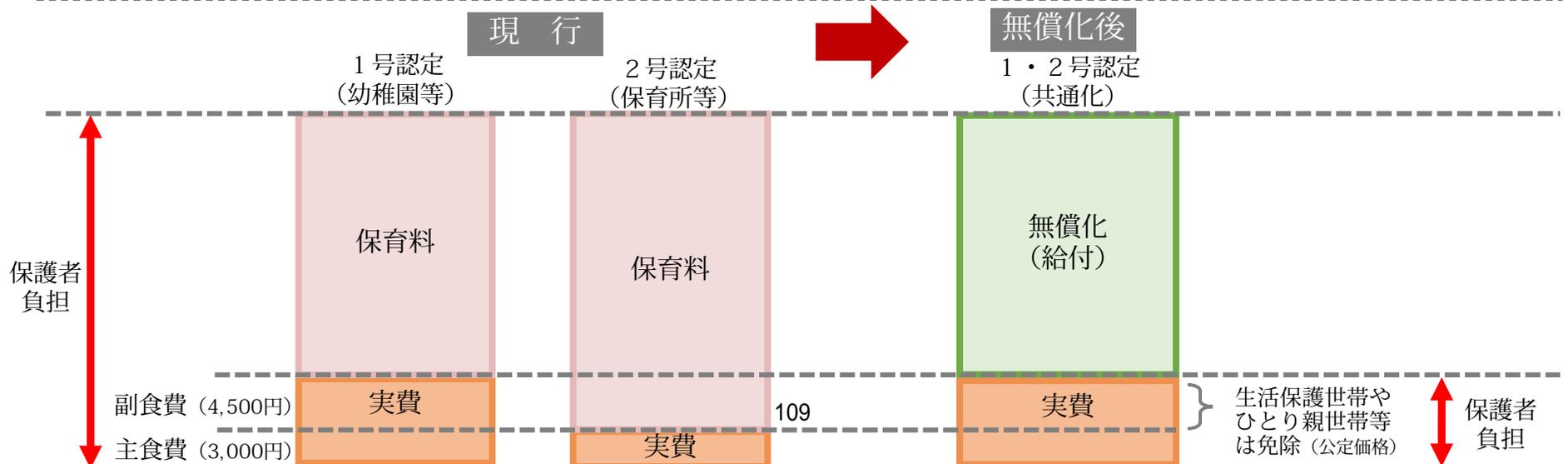
※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
 ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども(保育所等(3~5歳))について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費(副食費)についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

諸外国における幼児教育無償化の取組例

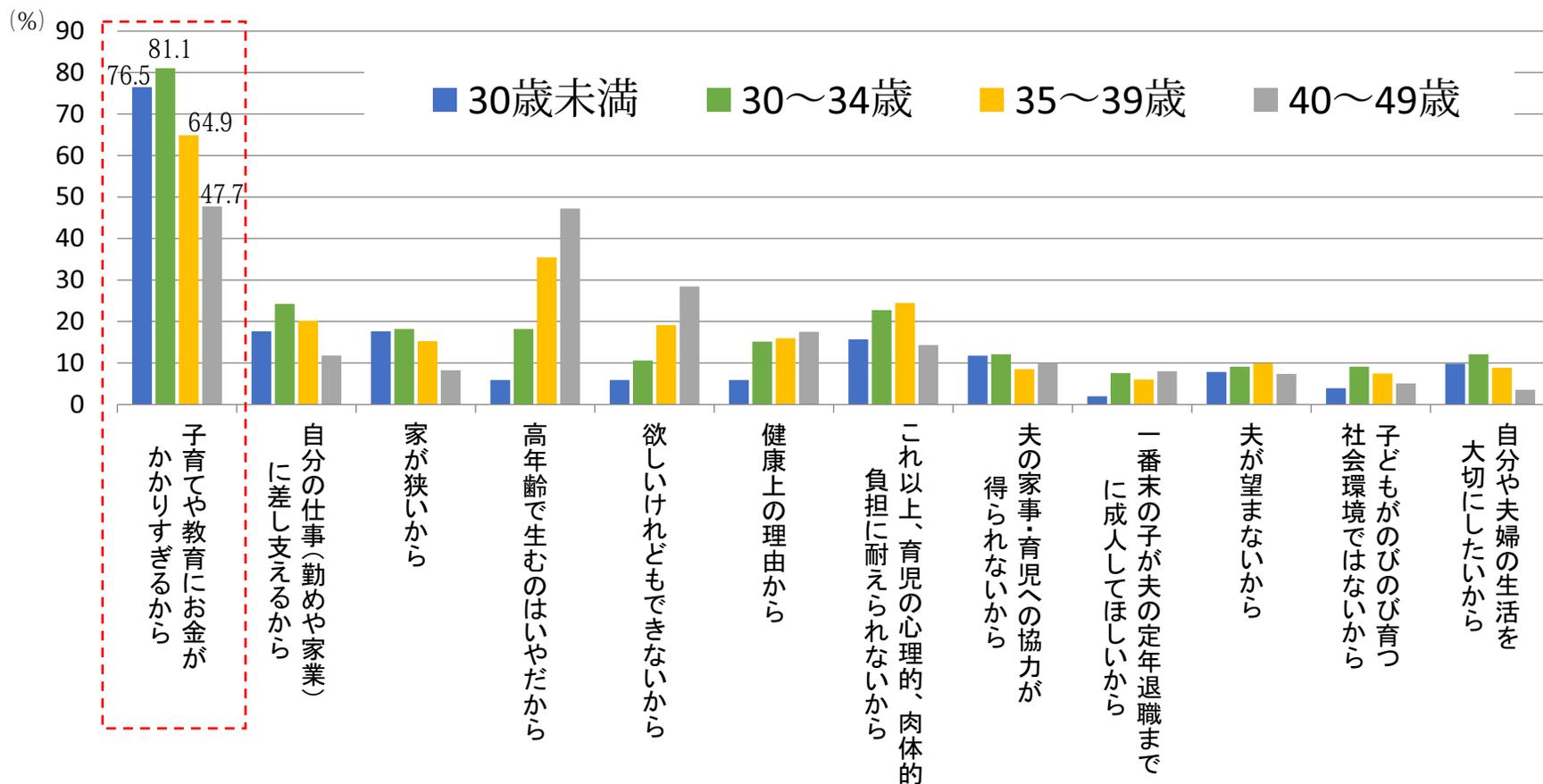
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児</u>（※5歳から義務教育）に対する<u>幼児教育の無償化を実現</u>（週12.5時間、年33週分が上限）。 ・ 2010年に無償化の対象時間を拡大（週15時間、年38週分が上限） ・ 2014年に低所得世帯（年収16,190ポンド（240万円）以下等の基準に該当する世帯）の2歳児（全体の40%）も無償化。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。</u> （3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。）
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定</u>（2012年）。 ・ <u>公立については、2013年に無償化を達成。</u> <u>私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。</u>

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

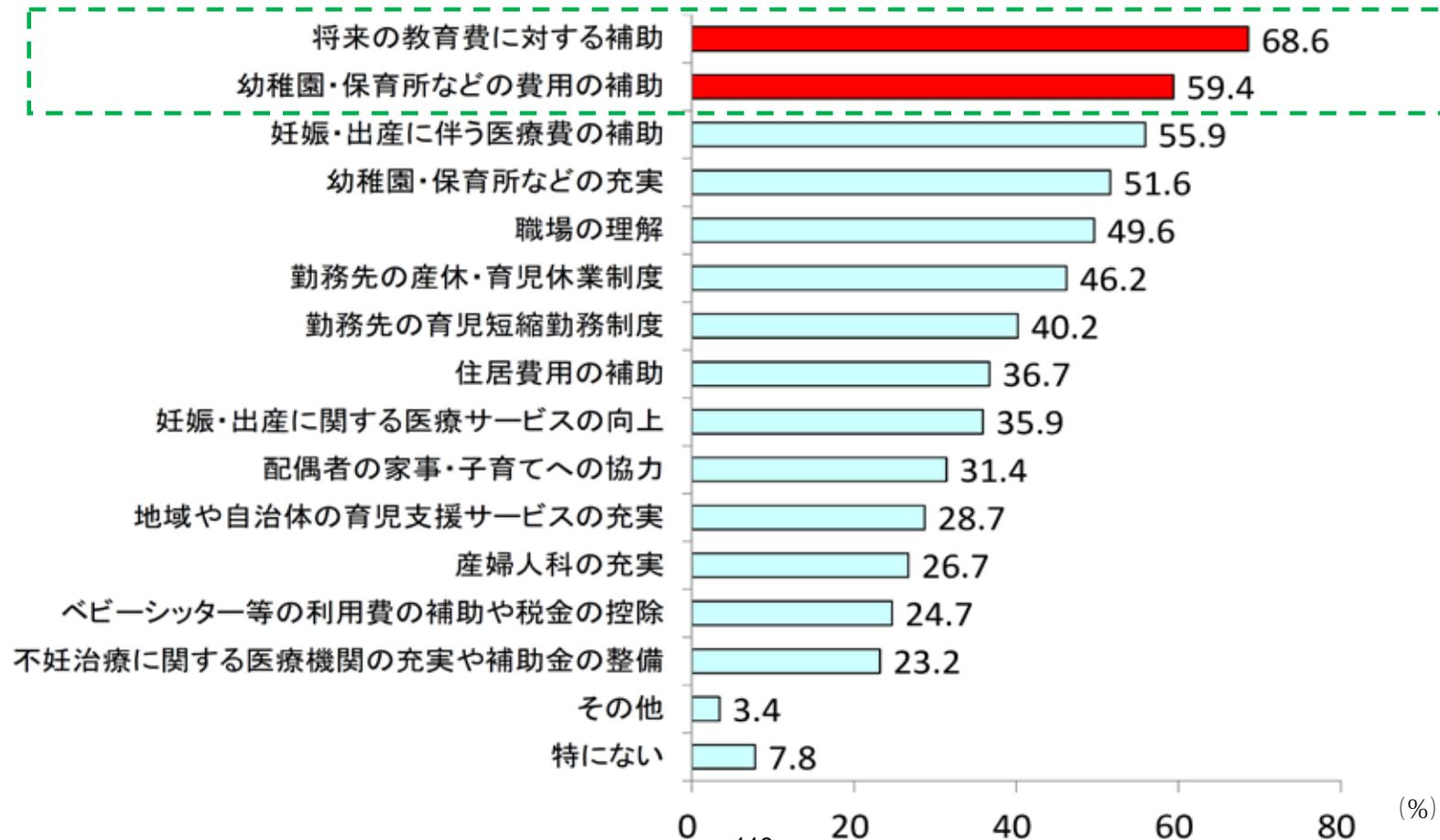


(注) 妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

※20代、30代の男女を対象とした調査。

今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る国と地方の財源負担（試算）について
 （平成31年度予算（案）を基にした平年度ベースでの試算）

法律上の 位置付け （予定）	区分		国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 （地域型保育給付含む）	<新制度>保育所・幼稚園等	私立	4,118	2,059	1,030	1,030
		公立	1,635	-	-	1,635
子育てのための 施設等利用給付 （仮称）	<旧制度>私立幼稚園等		1,393	697	348	348
	認可外保育施設等		282	141	70	70
	預かり保育等		336	168	84	84
合計			7,764	3,065	1,532	3,167

<備考>
 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

保育所や幼稚園等に係る所得階層毎の公費負担額について

(平成31年度予算(案)を基にした平年度ベースでの試算)

- 現行制度上、公費による給付により低所得世帯の保育料は高所得世帯よりも低く設定されている。
- 平成26年度以降、低所得者世帯を中心に段階的無償化を実施してきたところ、今般の無償化はこれを一気に進め、3～5歳の子供たちについて、所得に関わらず実施するもの。

1. 保育所等

階層区分	人数 (万人)	公費負担額(億円)	
			うち今回の 無償化分
I. 生活保護世帯	3	368	0
II. 市町村民税 非課税世帯 (～年収約260万円)	31	3,680	48
III. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (～年収約330万円)	17	1,231	173
IV. 市町村民税所得割課税額 57,700円未満 (～年収約360万円)	8	577	134
IV. 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (～年収約470万円)	20	1,352	463
V. 市町村民税所得割課税額 169,000円未満 (～年収約640万円)	40	2,633	1,524
VI. 市町村民税所得割課税額 301,000円未満 (～年収約930万円)	35	2,289	1,612
VII. 市町村民税所得割課税額 397,000円未満 (～年収約1,130万円)	8	514	394
VIII. 市町村民税所得割課税額 397,000円以上 (年収約1,130万円～)	6	403	309
計	167	13,049	4,656

2. 幼稚園等

階層区分	人数 (万人)	公費負担額(億円)	
			うち今回の 無償化分
I. 生活保護世帯	1	35	2
II. 市町村民税非課税世帯 (～年収約270万円)	10	541	46
III. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満 (～年収約360万円)	17	1,005	213
IV. 市町村民税所得割課税額 211,201円未満 (～年収約680万円)	71	3,895	1,266
V. 市町村民税所得割課税額 211,201円以上 (年収約680万円～)	42	2,308	958
計	140	7,784	2,486

<備考>

- ① 保育所等には、保育所のほか、認定こども園(保育認定による利用)、地域型保育事業が含まれる。
- ② 幼稚園等には、新制度に移行した幼稚園のほか、旧制度私立幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定による利用)が含まれる。
- ③ 国立幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化に係る所要額は含まれていない。
- ④ 平成31年度予算(案)や国の徴収基準額等から機械的に所得階層毎に計算したものである。
- ⑤ 保育所等の0～2歳児については、幼児教育無償化の対象となる生活保護世帯と住民税非課税世帯のみ計上。
- ⑥ 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費：312億円 (国：104億円、 地方：208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費：189億円 (国：60億円、 地方：129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費：382億円 (国費：126億円、 地方：256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費：69億円 (国費：24億円、 地方：45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費：56億円 (国費：21億円、 地方：35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 (0円)	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 (3,000円)	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (～約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成30年度における幼稚園就園奨励費補助による負担軽減の取組み

補助額 | 保護者負担額

○ 階層区分ごとの補助額・保護者負担額 (平均)

※平均保育料(308,000円(年額))の場合の保護者負担額

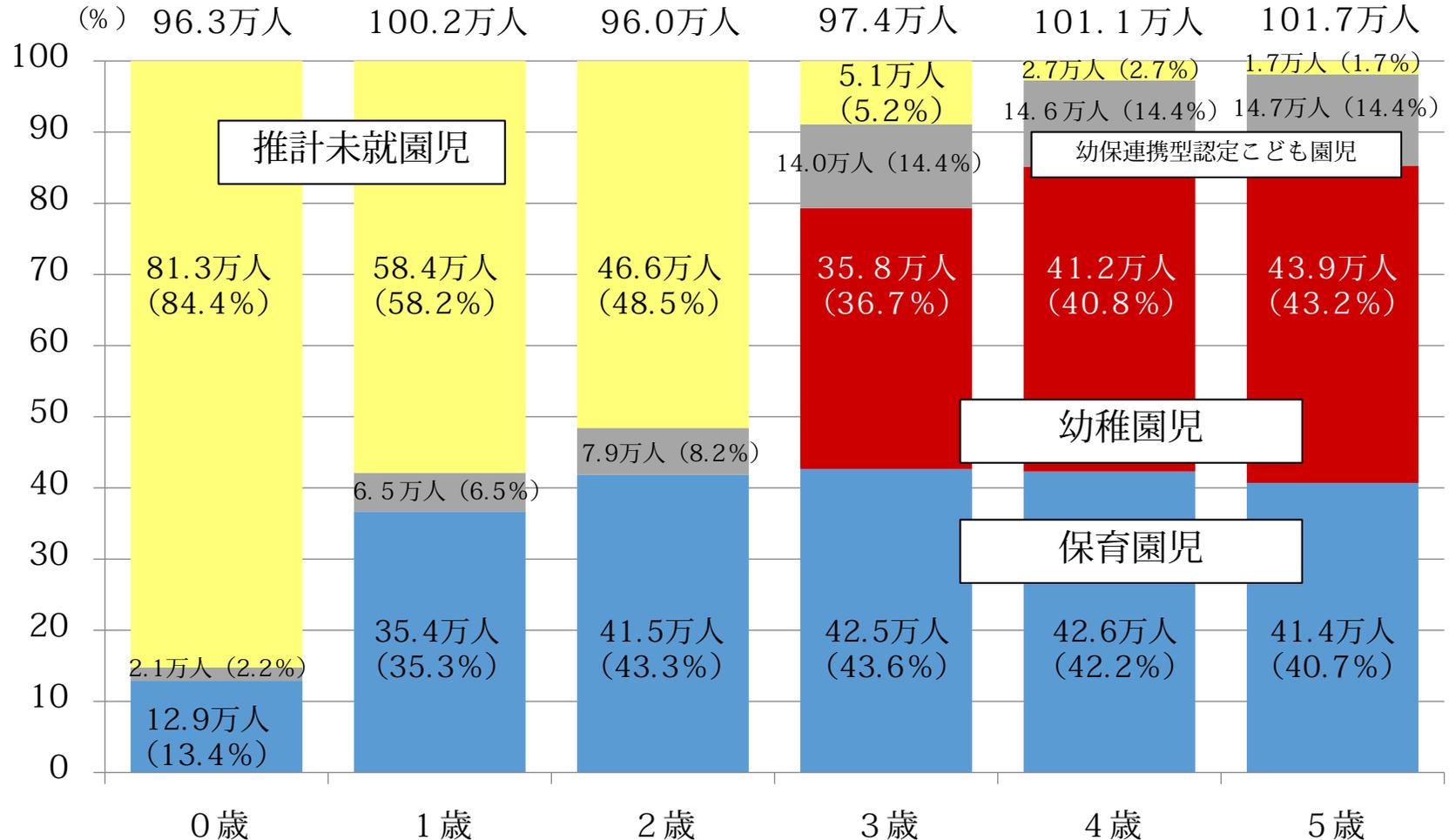
【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅰ階層】□生活保護世帯	—	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】□市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子	187,200円	120,800円
		第2子	247,000円	61,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】□市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円～	第1子	(308,000円)	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子以降	308,000円	

○ ひとり親世帯等の特例

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約270万円	第1～3子	308,000円	
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約360万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。幼稚園、幼稚園型認定こども園の数値は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚部の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものの。

119

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

